

令和7年度

新任教員のしおり

宮城県総合教育センター

TEL 022-784-3541

FAX 022-784-3571

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/>

◆◇ 目 次 ◇◆

○第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）

○みやぎの志教育

○みやぎの防災教育

I 初任者研修

1	教員の職務と研修	1
2	初任者研修の意義	1
3	実施の目的、内容・方法	1
4	初任者研修以降の研修について	3
	教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力	4

II 日常の教育活動

1	社会人としての心構え	7
2	学校について	10
3	教育課程	12
4	教員の一日（例）	14
5	学級担任として	17
6	学習指導	20
7	小学校外国語活動・外国語	25
8	総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	28
9	みやぎの志教育	31
10	防災教育	33
11	道徳教育	35
12	特別活動	44
13	放射線等に関する指導	48
14	生徒指導	49
15	進路指導	57
16	図書館教育	61
17	環境教育	64
18	国際理解教育	65
19	特別支援教育	68
20	情報教育	71
21	福祉教育	74
22	人権教育	75
23	ふるさと教育	76
24	キャリア教育	77
25	男女共同参画社会	80

III 生涯学習社会と学校教育

1	生涯学習と社会教育	83
2	学校と地域の連携・協働	84
3	家庭教育支援と青少年の体験活動の充実	86

IV 健康教育と学校体育

1	学校保健と学校教育活動	87
2	食に関する指導	89
3	学校における安全教育	90
4	体育・健康に関する指導	92

V 教員と教育関係法規

1	身分	94
2	服務	96
3	研修	100
4	勤務時間等	100
5	給与	107
6	事故と責任	108
7	分限と懲戒	108
8	情報公開	112
9	個人情報保護	112

VI その他

	宮城県教育委員会刊行図書等一覧	114
	各市町村及び教育事務所区分図	119

第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）

～志を育み、明るい未来の創造へ～

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、2つの「横断的な視点」を持ちながら、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を11の「基本方向」に分け、全部で34の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。

<目指す姿>

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、より良い未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。（計画期間：平成29年度～令和10年度）

志教育

子供たちの勤労観や職業観を育てるキャリア教育を前提に、社会の中でどのように生きていくべきかを深く考えさせることを重視した本県独自の取組

<目標1>

生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

<目標2>

夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。

<目標3>

ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。

<目標4>

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

<目標5>

生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

《横断的な視点1》 誰もが自分らしく学び、一人一人の可能性を広げる「教育DXの推進」

《横断的な視点2》 社会の変化に対応し、子供たちの豊かな学びを支える「持続可能な学校教育の推進」

基本方向1

豊かな人間性と社会性の育成

基本方向2

健やかな体の育成

基本方向3

確かな学力の育成

基本方向4

幼児教育の充実

基本方向5

多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

基本方向6

社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

基本方向7

命を守る力と共に支え合う心の育成

基本方向8

学びの保障と教育機会の確保

基本方向9

安心して楽しく学べる教育環境づくり

基本方向10

家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり

基本方向11

生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

法規の略称

学教則		学校教育法施行規則
地公法		地方公務員法
教特法		教育公務員特例法
免許法		教育職員免許法
地教行法		地方教育行政の組織及び運営に関する法律
労基法		労働基準法

夢をはぐくみ 志に高める

こころざし

みやぎの志教育

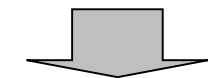
小・中・高等学校等の全時期を通じて、人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育です。（平成22年11月策定）

こころざし

「志教育」3つの視点

○ 様々な人との関わりを通して、自己理解や他者理解を深化させる。

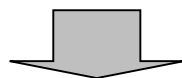
○ 集団や組織の中で、よりよい人間関係を築く力や社会性を養う。



人と
『かかわる』

○ 学校で学ぶ知識と、社会や職業との関連を実感させる。

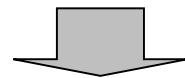
○ 社会において役割を果たす人間として、自らの在り方生き方について主体的に探求させる。



よりよい生き方を
『もとめる』

○ 集団や組織の中で、自分の果たすべき役割を認識させる。

○ 自己の役割を果たすことによって自己有用感を高める。



社会での役割を
『はたす』



みやぎの子供たち —現状と課題—

- みやぎの子供たちは、人の役に立つ人間になりたい、卒業まで進路希望を達成したいと思っています。
- 将来の夢や目標を持っていますが、自分に自信が持てず、難しいことでも失敗を恐れず挑戦することに消極的な様子が見受けられます。
- 小・中・高校生とも学ぶ意義や学習目的を十分に理解していない傾向にあります。
- 高卒就職者の離職率は高い現状にあります。

提言

（「志教育」プラン策定委員会）
—夢をはぐくみ志に高めるために取り組んで欲しいこと—

■学校では

- ◇ 学習や体験活動の成果を将来の夢や目標につなげていく力を付ける。
- ◇ 興味を持ったことを追求する力や、基本的なことを習得するまで努力する力を付ける。
- ◇ 豊かな人間関係を築かせるため、コミュニケーション力を付ける。
- ◇ 小・中・高等学校の取組のつながりを大切にする。

■家庭や地域では

- ◇ 規範意識など、人としての基本をしっかりと育てる。
- ◇ 子供の話をじっくりと聞き、話をする時間を大切にして夢や目標をともに考える。
- ◇ 家庭や地域の中で、子供に役割を持たせ、だれかの役に立つ喜びを体験させる。

県民が願う

子供たちの将来像

- ① 社会のルールを守り、正義や責任などの気持ちをしっかり持つ人
- ② よりよい人間関係をつくるコミュニケーション力があり、協力して行動できる人
- ③ 自分で考え行動するなど、自立心を持つ人
- ④ 苦しさ、つらさなどに耐える力を持ち、ねばり強くものごとにあたる人
- ⑤ 未来のことや新しいことを考える力があり、社会をより良くしようとする人

（平成22年3月策定「宮城県教育振興基本計画」中の資料「教育に関する県民意識調査」〔平成20年9月〕から）

みやぎの防災教育

東日本大震災の経験を厳しい教訓として、「みやぎ学校安全基本指針」等を基に、震災の教訓を風化させず、『危険を回避する力（自助）と他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心』を育てることをねらいとする。

発達の段階に応じた計画的・継続的な指導を教育活動全体を通じて行うことにより、防災意識の内面化を図るとともに、地域の特色や各学校の特性に応じた自校のマニュアルの改善や、地域との連携による防災体制の構築（確立）に取り組む。

二度と犠牲者を出さない、防災教育及び防災体制の再構築

発達の段階に応じた防災教育の推進（身に付けさせたい5つの力と心）

● 自らの身を守り乗り切る力（自助）

自分の身の回りの危険を予測し、回避する力とともに、災害等に遭遇した際に、被害を最小限にして、危機的な状況を乗り切る力

● 知識を備え行動する力（自助）

発達の段階に応じて知識を積み重ね、身の回りの危険について理解し、日常の中に潜む危険を予測し、自ら進んで危険回避のための行動ができる力

● 地域の安全に貢献する心（共助・公助）

他者の安全に配慮するとともに、地域の一員として、自分の住む地域の安全のために、自ら進んで安全活動に取り組もうとする心

● 安全な社会に立て直す力（共助・公助）

災害が発生したときに、地域のために活動するとともに、互いに助け合い、協力する力

● 安全安心な社会づくりに貢献する心（公助）

人々の生命を尊重し、安全を最優先する気風や気質を身に付け、社会人として家庭・社会生活において、安全活動に取り組もうとする心

校内組織体制の整備

- 校務分掌、校内規定等における役割分担と責任の明確化
- 自校化した危機管理マニュアル（防災マニュアルを含む）の整備及び周知徹底
- 災害発生時に十分に力を発揮できる教職員集団の構築

教職員の共通理解の促進と校内研修の充実

- 教職員一人一人が防災に対する意識を高め、組織として共通理解を図り、積極的に防災教育及び防災管理に関わる
- 三段階（日常・発生時・発生後）の危機管理への対応が可能となる校内研修等の実施

家庭、地域、関係機関と連携した取組（地域に根ざした防災教育）の推進

- 地域講師や施設等の積極的な活用
- 地域や市町村関係部局等との連携会議の設置
- 地域における総合防災訓練の参加及び合同避難訓練等の実施

I 初任者研修

1 教員の職務と研修

	教育は、児童生徒一人一人の個性を尊重し、そのよさや可能性を伸ばさせ、全人格的な成長を促すものである。特に、急激な社会の変化や様々な教育課題に直面し、多様な対応が求められる時代においては、心豊かでたくましく、なおかつ社会の変化に適切に対応することのできる児童生徒を育成することが大切である。										
研修の必要性	学校教育を取り巻く環境や児童生徒あるいは社会の変化に応じて、教員は児童生徒のために最善の指導を行うことが求められる。このような教員の職責を十分に果たすために、教員は絶えず研究と修養（研修）に努め、自らの資質と指導力を高めていく必要がある。このことは、職責遂行上不可欠な要件として、法令にも明記されている（教育基本法第9条、地公法第39条、教特法第21条第1項、本書100ページ参照）。										
みやぎの教員に求められる資質能力	宮城県教育委員会では、研修によって向上させるべき資質能力の内容を「みやぎの教員に求められる資質能力」として以下のように定めている。 詳細については、4ページを参照。										
	<table><tr><th>【学校の教育力を構成する実践力】</th><th>【実践力の基盤となる意欲・人間性等】</th></tr><tr><td>○ 授業力</td><td>○ 教育への情熱</td></tr><tr><td>○ 生徒指導力</td><td>○ たくましく豊かな人間性</td></tr><tr><td>○ 子供理解</td><td>○ 自己研鑽力</td></tr><tr><td>○ 学校を支える力</td><td></td></tr></table>	【学校の教育力を構成する実践力】	【実践力の基盤となる意欲・人間性等】	○ 授業力	○ 教育への情熱	○ 生徒指導力	○ たくましく豊かな人間性	○ 子供理解	○ 自己研鑽力	○ 学校を支える力	
【学校の教育力を構成する実践力】	【実践力の基盤となる意欲・人間性等】										
○ 授業力	○ 教育への情熱										
○ 生徒指導力	○ たくましく豊かな人間性										
○ 子供理解	○ 自己研鑽力										
○ 学校を支える力											

2 初任者研修の意義

円滑な職務の遂行	教員は初任者であっても、経験豊富な教員と同じように、児童生徒を指導していくことになる。しかも、初任者も児童生徒やその保護者あるいは地域社会からは、他の教員と同様の指導力等を期待されている。また、児童生徒にとって学校での学習は一度きりでやり直しはできない。したがって、初任者は、できるだけ早期に、円滑に職務を遂行することができるよう、教員としての専門的知識や実践的指導力を高める必要がある。 そこで、宮城県教育委員会は、初任者が採用直後から、学校における授業や生徒指導などの実務に従事したり、総合教育センター等における教科等に関する研修に参加したりしながら、実践的指導力や教員としての使命感の向上を図ることができるよう、初任者研修を実施している。
----------	---

3 実施の目的、内容・方法

(1) 目的

実践的指導力 使命感 幅広い知見	宮城県教育委員会においては、初任者が円滑に教育活動を行うことができるよう援助することが重要であるとの観点から、初任者に対して現職研修の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的として、初任者研修を3年
------------------------	---

実践的・体系的研修	間で実施している。 初任者研修は、大学において養われた幅広い教養と深い専門的理論や知識の上に、実務家としての教員の専門性を結合し、更に発展させるための、学校での教育活動に即した実践的で体系的な研修である。 初任者研修の対象となる教員は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭等である。 なお、新任の幼稚園教諭・保育教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員等については、別途実施する。
-----------	--

(2) 内容・方法

勤務校研修	初任者研修の内容は、校内における研修（勤務校研修）と校外における研修（機関研修）の二つに大別される。 勤務校研修は、学校や児童生徒の実情、地域の実態などに即した実践的な研修であり、初任者研修の基盤となるもので、勤務校研修の1年目は、一般研修と授業研修で構成される（年間150時間以上）。この研修により初任者は教員の職務の全体を直接かつ体験的に理解することができ、研修で学んだことを日々の教育実践の中で児童生徒の指導に生かすことができる。また、勤務校研修の2年目では、校内公開（研究）授業及び検討会を年間2回以上実施する。
一般研修	一般研修は、初任者が各学校の年間研修計画に基づいて、基礎的素養（教育課程、学校教育目標、学校運営、諸表簿の記入、給食指導、その他）、学級経営、教科指導、特別活動、生徒指導・進路指導などの勤務校における職務内容について、指導教員等からの講義・演習等や、OJT（On the Job Training：日常の業務を通して先輩教員等から指導を受けたり、教員同士で学び合ったりすること）を通して学ぶ研修である。
授業研修	授業研修は、一般研修と同様、初任者が各学校の年間研修計画に基づいて、指導教員等から「授業の実践」、「示範授業の参観」及び「教科等に関する講義・演習」などの指導を受ける研修である。
機関研修	機関研修は、教員として必要な幅広い知見を得るとともに、社会人としての視野を広げることを目的としている。また、機関研修では所属校や校種の枠を越えた初任者同士の相互交流を行うことも重要な研修と位置付けている。校種間連携の推進のため、他校種の教育活動を理解したり、教育実践について語り合ったりすることで、様々な悩みを共有し解決のヒントを得ることも期待される。
勤務校研修と機関研修の連携	教員としての実践的指導力を向上させるためには、勤務校研修と機関研修の内容を関連付けていくことが必要となる。したがって、様々な教育課題に関して機関研修を通して幅広い知見を得て、それらを踏まえて勤務校研修における実践的研修を行い、教員としての実践力を着実に身に付けるなど、勤務校研修と機関研修の有機的な連携を意識して研修を受講することが求められる。

(3) 勤務校における実施体制

指導教員	勤務校研修の1年目では、職務の遂行に必要な事項について、指導教員が初任者に指導助言を行う。指導教員には初任者が配置されている学校の教員、あるいは拠点校の教
------	--

	員が当たることが一般的であるが、経験豊かな、本務経験を有する非常勤講師が当たる場合もある。また、中学校や高等学校で、指導教員の免許教科が初任者の免許教科と異なる場合は、教科の指導助言を行うため教科指導教員を置くものとする。 なお、勤務校研修の2年目については、指導教員等を配置しない。
後補充の教員 や非常勤講師	一方、初任者が配置されている学校には、初任者数に応じて、後補充のための加配教員又は非常勤講師を配置する。これは、初任者や指導教員・教科指導教員の負担を軽減し円滑に研修が実施されるための措置である。 なお、2年目以降については、加配教員や非常勤講師は配置しない。
メンター	初任者の相談役として校内にメンターを置く。メンターは、初任者と比較的年齢の近い教員ができるだけ担当し、初任者の相談役として、指導教員等及びその他の教職員と連携して初任者を支援する。

4 初任者研修以降の研修について

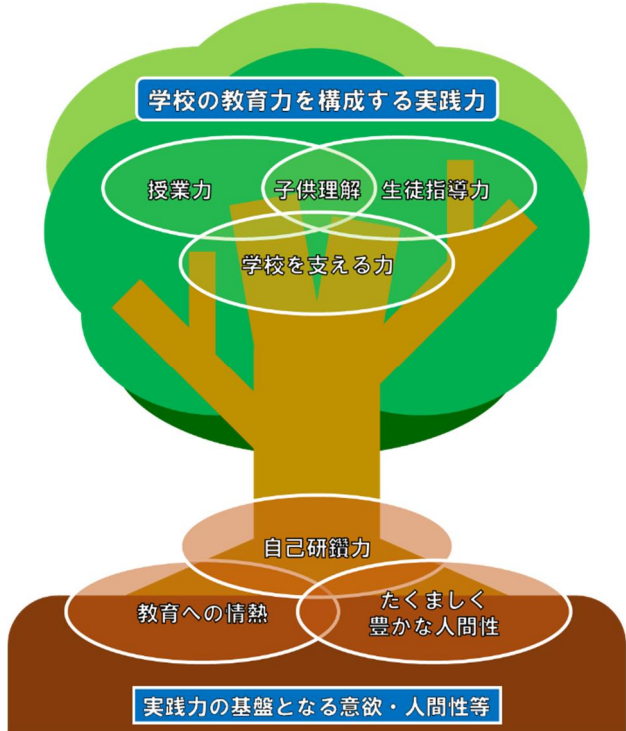
絶えざる研究 と 修 養	初任者は3年間にわたる初任者研修を通して様々な研修と学校における実務経験を積むことにより、教員の職責や学校、児童生徒あるいは地域の実態について理解を深めることができる。しかし、前述のように、教員は絶えず研究と修養に努めながら、職務に当たらなければならない。したがって、初任者研修以降も、自らの課題を自覚し、一層主体的に研修に取り組み、教員として自ら学び続ける姿勢が求められる。
指 定 研 修	初任者研修は、平成28年度の初任者から、3年目までの三か年研修となった。続いて、教員経験6年目の年に「5年経験者研修」、11年目に「中堅教諭等資質向上研修」を実施している（指定された経験年数に実施する研修を「指定研修」という）。 総合教育センターでは、指定研修以外にも、毎年度、宮城県の喫緊の教育課題及び学校の教育課題等の解決を支援する各種の研修（職能研修・専門研修・総合研修等）を実施しており、希望により参加することもできる。積極的な参加が望まれる。
長期特別研修	児童生徒理解、学習指導、生徒指導及び学級経営等に課題がある場合、その指導力改善のために「宮城県公立学校教員指導力向上長期特別研修」（略称「長期特別研修」）を命じられ、学校を離れて行う研修もある（教特法第25条、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第2条第3項、宮城県公立学校教員指導力向上長期特別研修に関する要綱第2）。
校 内 研 修	宮城県教育委員会が実施する研修とは別に、各学校において自主的に校内研修（研究）が行われている。校内研修は、各学校の教育課題の解決のために、具体的な取組や改善方策について教職員が協働して研修を行うことを中心としており、教員の実践的指導力の向上のために重要な役割を果たしている。更に学校が抱えている課題を教員が共有し、その解決に向けて学校全体として取り組もうとする学校の協働性を高めることにもつながるものである。したがって、初任者研修以降も、前述の宮城県教育委員会の研修と併せて、校内研修に積極的・主体的に参加し、資質向上のための研鑽を続けることが重要である。 各種の研究団体等が実施する研修や校内において企画される研修などを含めて、このような研修の機会を積極的に活用しつつ、初任者研修終了後も教員として将来の見通しを持った継続的な自己研修に取り組んでいくことが大切である。

教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力【教諭】

経 験 段 階	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上
み や ぎ の 教 員 に 求 め ら れ る 資 質 能 力	子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持ち続ける。 東日本大震災の経験を踏まえ、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会をつくるため、未来を担う人材を育成する志を持ち続ける。			
	学習指導・生徒指導に関する基礎的な知識と技能を備え、教諭としての基本的な力量を身に付ける。	学習指導・生徒指導、学級経営、各校務分掌の業務についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、学級担任としての力量を向上させる。	学級担任、教科主任としての経験をもとに、学習指導、学級経営・学年経営、生徒指導等の在り方に関して広い視野に立った力量を向上させる。	教諭として求められる多様な経験を十分に積み、校内における中核的な役割を果たす教諭として全校の視野に立った指導力を充実させる。
	教諭としての高い専門性を発揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる。			
	教員としての使命感、教育的愛情を深め、広く豊かな教養や人間性を磨く。			

学校 の 教 育 力 を 構 成 す る 実 践 力	授 業 力	教科等に関する専門的知識・技能 学習指導要領の目標・内容を達成するための教育の方法・技術 子供の学びを引き出す授業づくりの視点	教科等に関し、研修を重ね、最新の高度な専門的知識・技能 研修を重ね、学習指導要領の目標・内容を達成するための最新の高度な教育の方法・技術	
		社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化への理解 カリキュラム・マネジメントの意義や重要性の理解	社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化 カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善の実践	社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材化への助言 カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善の実践と教育課程編成への助言
		個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成の意義と方法の理解	関係機関と連携した個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用	関係機関と連携した個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・助言
				授業づくり等に関する若手教員への助言
	生 徒 指 導 力	適切な生活指導の理解 適切な学級等経営の理解 生徒指導的観点からの授業や学校行事の改善の理解 いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢と組織的対応の視点の理解	適切な生活指導 適切な学級等経営と良好な学習環境の確立 生徒指導的観点からの授業や学校行事の改善の視点 いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢と組織的対応の視点	組織的で適切な生活指導 適切な学級等経営と全校的視点での良好な学習環境の確立 生徒指導的観点からの授業や学校行事の改善の実践と教育課程編成への助言 いじめなどの問題や不登校を理解する姿勢の学校全体での共有と組織的対応の体制整備の支援 いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法と若手教員への助言
		いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの基礎的な知識・技法	教職員間・保護者・地域社会・関係機関との信頼関係下での連携・協働の重要性の理解	教職員間・保護者・地域社会・関係機関との信頼関係の下での連携・協働の支援
		共感的コミュニケーション力と向上させる姿勢 子供の心理に関する基礎的知識 発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点	子供の心理に関する専門的知識	子供の心理に関する最新の専門的知識 発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点と若手教員への助言
		子供心の心の変化や状況を中長期的に把握する視点		
	学 校 を 支 え る 力	適切・効率的な校務遂行のための手法（教育法規・ICT活用等） 他教職員との協調の重要性の理解	自己の役割と責任の自覚 適切・効率的な校務遂行 他教職員とのコミュニケーション・協調性	全校的視点からの適切・効率的な校務遂行 他教職員とのコミュニケーション・協調性と若手教員の意見等の把握・調整
		地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の重要性の理解	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した教育活動の実践	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した教育活動の主導と若手教員への助言
実践力の基盤となる意欲・人間性等	教 育 へ の 熱 心	子供たちに対する深い愛情 教員としての高い使命感・情熱 子供の命を守る強い覚悟 学校を安全で安心な学びの場とする心構え 教育者としての高い倫理観・責任感		
	た く ま し く な 人 間 性	精神的なたくましさ 広く豊かな教養・常識 コミュニケーション力 他者を思いやる心 心身の健康・適切な自己管理		
	自 己 研 鑽 力	高度専門職としての教育公務員であることの自覚 自ら学び続け、成長し続ける意欲 課題意識と改善努力・変革する挑戦心 客観的な自己分析 教員同士で共に学び合う意識		
			同年代・後輩教員の学びの支援・助言	OJTの支援と若手教員への助言 OJTの支援と若手・中堅教員への助言・指導

※「ICT や情報・教育データの活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け



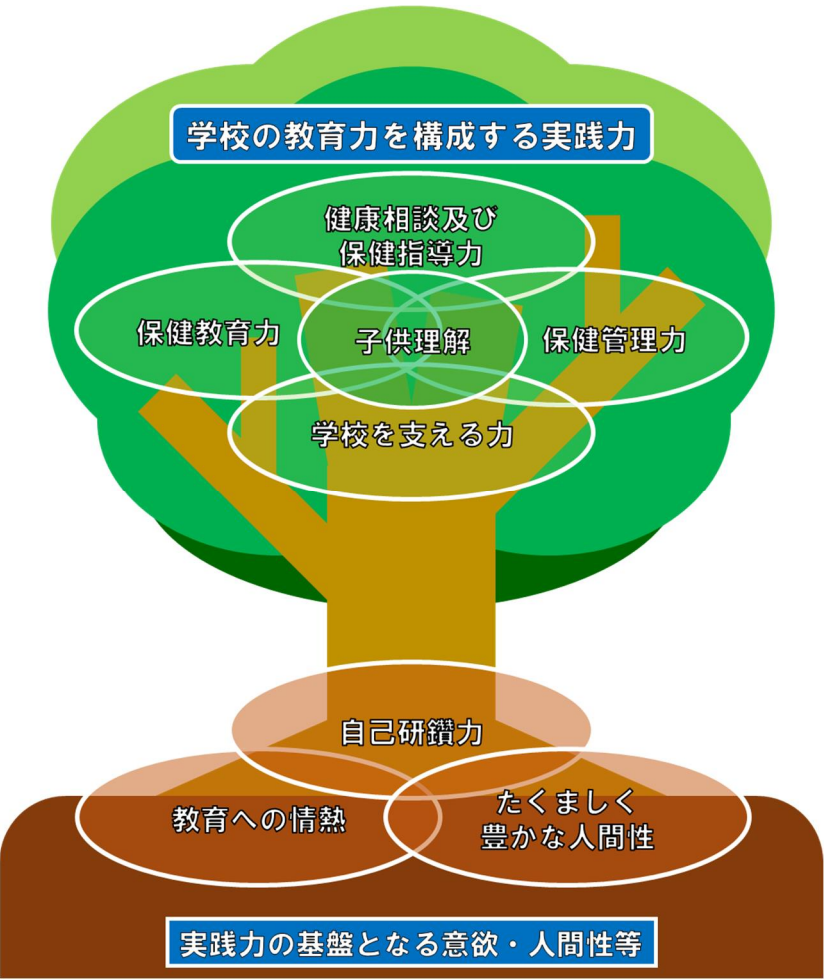
学校のリーダーとしての基本的な素養	主任・ミドルリーダー層		
	活力ある学校運営に参画するための企画調整力と実践力を養う。	副校長・教頭 学校経営・運営の補佐及び助言者としての力量を向上させる。	校長 学校経営・運営の責任者としてのリーダーシップを発揮すべく、指導者及び校長としての力量を向上させる。
学校経営能力	確固たる教育への理想・教育観 豊かな人間性・品格 学校を支える職としての使命感 課題意識と学校改善の意思	教頭(副校長)としての使命感	校長としての使命感と最終的な責任を負う覚悟
	学校ビジョン・経営計画の具現化に向けた教職員のリーダー的確な情報把握 風通しの良い職場環境づくりの支援と教職員の能力・適性把握・適切な助言 学校の適切な組織化・運用の視点	学校ビジョン・経営計画策定への積極的な関与と地域等との共有・運営の補佐的確な情報把握と教育実践への活用への補佐 風通しの良い職場環境づくりと教職員の能力・適性把握・適切な助言・指導 学校の適切な組織化・運用と効率的・効果的な学校経営の補佐	学校ビジョン・経営計画の策定と地域等との共有・運営 的確な情報把握・分析と教育実践への活用 風通しの良い職場環境づくりと教職員の能力・適性を把握した組織体制の構築 学校の適切な組織化・運用と効率的効果的な学校経営
組織管理能力	適切な危機管理の補佐 服務規律の遵守と教職員の手本 心身の健康の保持増進に向けた環境づくり 教育課程編成への主体的な参画と授業実践等への適切な助言 文書・会計管理の適切な実施への助言 学習指導要領・教育法規等の知識と適切な助言	適切な危機管理 服務規律徹底のための助言・指導と率先した模範 心身の健康の保持増進に関する情報の共有と組織的な対応 実情に応じた教育課程編成の補佐と授業実践等への適切な助言・指導 学校事務管理への適切な助言・指導 学習指導要領・教育法規等の知識と適切な助言・指導	服務規律徹底のための指導監督と率先した模範 心身の健康の保持増進に関する組織的な対応 実情に応じた教育課程編成と授業実践等への適切な助言・指導 適切な学校事務管理 学習指導要領・教育法規等の知識と指導監督
外部連携能力	保護者・地域の意見・要望の的確な把握 外部機関等との連携・協働への主体的な取組 情報発信への主体的な取組	外部機関等との連携・協働体制構築の補佐 積極的な情報発信の補佐と保護者・地域の理解・協力	学校ビジョン・経営計画を踏まえた外部機関等との連携・協働体制の構築 積極的な情報発信と保護者・地域の理解協力
人材育成能力	教職員との円滑なコミュニケーション・意思疎通・信頼関係の構築 教職員の適正な評価のために必要な補佐 学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言に必要な高度な専門的知識・技能 校内研修の企画・実施への主体的な参画と資質能力向上に向けた取組	教職員の能力・適性等に応じた動機付けと適正な評価 学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言・指導に必要な高度な専門的知識・技能 組織的・効果的な校内研修の企画・実施の補佐と資質能力向上への助言	教職員の能力・適性等に応じた動機付けと適正な評価 学習指導・生徒指導・特別支援教育等に関する助言・指導に必要な高度な専門的知識・技能 組織的・効果的な校内研修の企画・実施と資質能力向上への助言・指導

教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力【養護教諭】

経 験 段 階 教 職 経 験	第Ⅰ期 【新規採用時】 0 年	第Ⅱ期 【基礎形成期】 1 年目～5 年目	第Ⅲ期 【資質成長期】 6 年目～10 年目	第Ⅳ期 【資質充実期】 11 年目～20 年目	第Ⅴ期 【深化発展期】 21 年目以上
みやぎの 教員に 求められる 資質能力	子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持ち続ける。 東日本大震災の経験を踏まえ、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会をつくるため、未来を担う人材を育成する志を持ち続ける。				
	保健管理・保健教育に関する基礎的な知識と技能を備え、養護教諭としての基本的な力量を身に付ける。	保健管理・保健教育、校務分掌についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、養護教諭としての力量を向上させる。	養護教諭としての知識や経験をもとに、保健管理・保健教育の視点から、学校の管理運営等を見る力量を向上させる。	養護教諭として求められる多様な経験を十分に積み、校内における中核的な役割を果たす養護教諭として全校的視野に立った指導力を充実させる。	養護教諭としての高い専門性を発揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる。
	教員としての使命感、教育的愛情を深め、広く豊かな教養や人間性を磨く。				

学校の教育力を構成する実践力	保健管理力	学校保健安全法等に関する理解	健康課題の把握・教職員と連携した課題解決の実践	健康課題の解決に向けた教職員・関係機関と連携した組織的取組の実践	健康課題の解決に向けた組織的取組の推進と教職員への助言・指導	健康課題の解決に向けた組織的取組の推進と地域の養護教諭への助言・指導
		疾病等の管理・予防の理解	教職員・外部機関と連携した疾病等の管理・予防		教職員・外部機関と連携した疾病等の管理・予防と教職員への助言	疾病等の管理・予防の中心と地域の養護教諭への助言・指導
		危機管理や緊急時の対応・体制への理解	緊急時の適切な対応		緊急時の適切な対応と研修の企画・運営	緊急時の適切な対応と地域の組織的体制整備への参画・研修の企画・運営
	保健教育力	学校環境衛生基準に基づく適切な環境整備の理解	学校環境衛生基準に基づく適切な環境整備・改善と教職員への助言	教職員と連携した学校環境衛生基準に基づく適切な環境整備・改善と教職員への助言・指導	教職員・外部機関と連携した学校環境衛生基準への助言・指導	教職員・外部機関と連携した学校環境衛生基準に基づく適切な環境維持と教職員への助言・指導
		教科等の指導における養護教諭の役割の理解	指導計画作成への参画・保健教育の実践	指導計画作成への参画・教職員と連携した保健教育の実践	指導計画作成への参画・保健教育の実践・教職員への助言	指導計画作成への参画・保健教育の実践・教職員への助言・指導
		健康相談・保健指導の方法・技術の理解	健康課題の把握と健康相談・保健指導の実施	教職員と連携した健康相談・保健指導の実施と校内体制構築・連携調整	教職員と連携を密にした健康相談・保健指導の実施と校内体制構築・連携調整・教職員への助言	教職員と連携を密にした健康相談・保健指導の実施と相談できる校内体制の構築・教職員への助言
	健康相談力 保健指導力	健康課題に必要な支援計画の理解	健康課題に必要な支援計画の立案	保護者等と連携した健康課題に必要な支援計画の立案・改善支援	保護者等と連携した健康課題に必要な支援計画の立案・改善の助言・指導	保護者等と連携した健康課題に必要な支援計画の立案・改善の助言・指導
		教職員・外部機関等との連携の理解	教職員・外部機関等との連携	教職員・外部機関等との連携支援	教職員・外部機関等との連携構築・支援	教職員・外部機関等との連携構築・支援
		教育相談・カウンセリングの専門的な知識・技法の理解	教育相談・カウンセリングの知識・技法と実施	教育相談・カウンセリングの知識・技法と実施・教職員への支援・校内専門家と教職員の連携関係の構築	教育相談・カウンセリングの知識・技法の実施・教職員への助言・校内専門家と教職員・外部機関の連携関係の構築	教育相談・カウンセリングの知識・技法の実施・教職員・地域の養護教諭への助言・指導や校内専門家と教職員・外部機関の連携関係の構築
	子 供 理 解	共感的コミュニケーション力				
		子供の支援に関する専門的知識	子供の支援に関する専門的知識と支援	子供の支援に関する専門的知識と教職員と連携した支援	子供の支援に関する専門的知識と教職員への助言	子供の支援に関する専門的知識と実情を踏まえた教職員への助言・指導
		発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点	発達障害を含む障害等への理解など子供への多面的・総合的理解	発達障害を含む障害等への理解など子供への多面的・総合的理解と教職員への支援	発達障害を含む障害等への理解など子供への多面的・総合的理解と教職員への助言	発達障害を含む障害等への理解など子供への多面的・総合的理解と教職員への助言・指導
学校の教育力を構成する実践力	学 校 を 支 え る 力	子供の心の変化や状況を中長期的に把握する必要性の理解	子供の心の変化や状況を中長期的に把握する視点	子供の心の変化や状況を中長期的に把握	子供の心の変化や状況を中長期的に把握	子供の心の変化や状況を中長期的に把握と視点を持つ必要性の教職員への助言
		保健組織活動の意義・目的やチーム学校としての連携・協働の方法の理解	保健組織活動を推進するための教職員との関わりと養護教諭としての遂行	保健組織活動を推進するための保健計画の策定・教職員への助言	地域・関係機関との連携・協働体制の構築と保健組織活動の推進	地域・関係機関と連携した保健計画の策定や教職員への助言、学校運営への参画
		保健室経営の意義・計画の作成方法等の理解	学校教育目標等を踏まえた保健室経営計画の立案・実施と教職員との共有	健康課題を踏まえた保健室経営計画の立案・実施	地域・学校の実情、健康課題を踏まえた	保健室経営計画の立案と教職員との共有
	学 校 を 支 え る 力	教職員とのコミュニケーション・協調性			教職員とのコミュニケーション・協調性と教職員の意見等の把握・調整	教職員とのコミュニケーション・協調性と教職員・地域等の意見等の把握・調整
		いじめなどの問題や不登校への理解	いじめなどの問題や不登校の共有と組織的対応	いじめなどの問題や不登校の共有と組織的対応・体制整備の支援		いじめなどの問題や不登校の共有と組織的対応・体制整備の組織と地域の養護教諭への助言・指導
		地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係構築の必要性の理解	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した保健組織活動の実践	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した保健組織活動の主導と教職員への助言	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した保健組織活動の主導と教職員への助言	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した保健組織活動の主導と教職員・地域の養護教諭への助言・指導
	教 育 へ の 熱	子供たちに対する深い愛情				
		教員としての高い使命感・情熱				
		子供の命を守る強い覚悟				
	た く ま し く 豊 か な 人 間 性	学校を安全で安心な学びの場とする心構え				
		教育者としての高い倫理観・責任感				
		精神的なたくましさ				
実践力の基盤となる意欲・人間性等	自己研鑽力	広く豊かな教養・常識				
		コミュニケーション力				
		他者を思いやる心				
	自己研鑽力	心身の健康・適切な自己管理				
		高度専門職としての教育公務員であることの自覚				
		自ら学び続け、成長し続ける意欲				
	自己研鑽力	課題意識と改善努力・変革する挑戦心				
		客観的な自己分析				
		教員同士で共に学び合う意識		同年代・後輩教員の学びの支援・助言	OJT の支援と若手教員への助言	OJT の支援と若手・中堅教員への助言・指導
	自己研鑽力					

※「ICT や情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

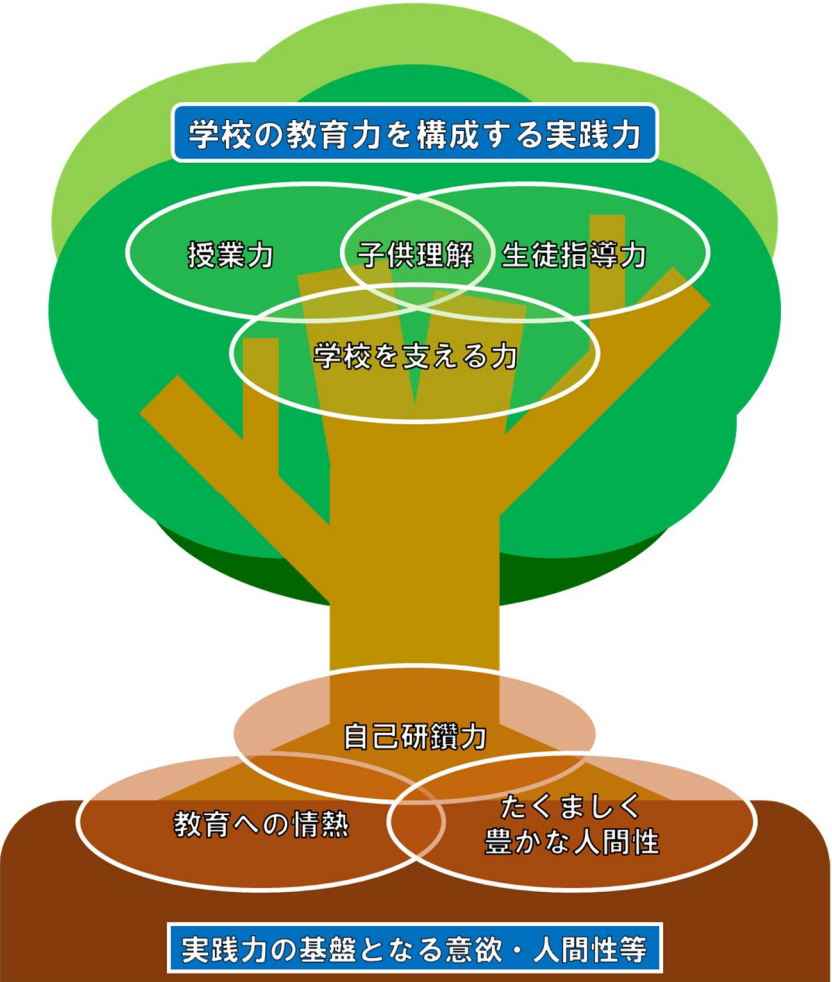


教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力【栄養教諭】

経 験 段 階 教 職 経 験	第Ⅰ期 【新規採用時】 0 年	第Ⅱ期 【基礎形成期】 1 年目～5 年目	第Ⅲ期 【資質成長期】 6 年目～10 年目	第Ⅳ期 【資質充実期】 11 年目～20 年目	第Ⅴ期 【深化発展期】 21 年目以上
みやぎの 教員に 求められる 資質能力	子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持ち続ける。 東日本大震災の経験を踏まえ、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会をつくるため、未来を担う人材を育成する志を持ち続ける。				
	食育・学校給食管理に関する基礎的な知識と技能を備え、栄養教諭としての基本的な力量を身に付ける。	食育・学校給食管理、校務分掌についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、栄養教諭としての力量を向上させる。	栄養教諭としての知識や経験をもとに、食育・学校給食管理の視点から、学校の管理運営等を見る力量を向上させる。	栄養教諭として求められる多様な経験を十分に積み、校内における中核的な役割を果たす栄養教諭として全校的視野に立った指導力を充実させる。	栄養教諭としての高い専門性を発揮するとともに、学校運営上重要な役割を担い、他の職員への助言・援助など指導的役割や、学校や地域全体の教育力向上に貢献できる力量を向上させる。
	教員としての使命感、教育的愛情を深め、広く豊かな教養や人間性を磨く。				

学校の教育力を構成する実践力	授 業 力	食に関する指導の全体計画作成への理解	体系的な食育の推進と食育の授業改善への取組	体系的・継続的な食育の推進と食育の授業改善への取組	体系的・継続的な食育の推進と教職員への食に関する指導の啓発
		給食時間の食に関する指導	給食を活用した計画的な食に関する指導	給食を活用した計画的・継続的な食に関する指導	学校課題を踏まえた給食を活用した計画的・継続的な食に関する指導
		教員が実施する食に関する指導の理解	教員が実施する食に関する指導の支援・助言	教員が実施する食に関する指導の助言・資料等提供	教員が実施する食に関する指導の助言・指導と資料等提供
	生徒指導力	各教科等における食に関する指導方法等	教員と連携した積極的な食に関する指導	教員と連携した積極的・体系的な食に関する指導	教員と連携した積極的・体系的な食に関する指導と教職員への助言・指導
		栄養指導の方法・技術 食に関する健康課題のある子供への個別的な相談・指導の重要性の理解	栄養指導 食に関する健康課題のある子供への個別的な相談・指導	適切な栄養指導 教職員と連携した食に関する健康課題のある子供への個別的な相談・指導	組織的で適切な栄養指導 教職員・外部機関と連携した食に関する健康課題のある子供への個別な相談・指導の中心と教職員・保護者への助言・管理職への支援
		いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの基礎的な知識・技法 教職員間・保護者・地域社会・関係機関との信頼関係下での連携・協働の重要性の理解	いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの基礎的な知識・技法 教職員間・保護者・地域社会・関係機関との信頼関係の下での連携・協働の視点	いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法と教職員への助言 教職員間・保護者・地域社会・関係機関との信頼関係の下での連携・協働の支援	いじめ、不登校、心のケア、特別な配慮や支援を必要とする子供への対応のため、教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法と教職員への助言 教職員間・保護者・地域社会・関係機関との信頼関係の下での連携・協働の主導
	子供理解	共感的コミュニケーション力 子供の心理に関する基礎的知識 発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点	子供の心理に関する専門的知識	子供の心理に関する最新の専門的知識 発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点と教職員への助言	発達障害を含む障害等への理解など子供を多面的・総合的に理解する視点と教職員への助言・指導
		子供の心の変化や状況を中長期的に把握する視点			
		学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理の理解	自己の役割と責任の自覚 学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理	食に関する指導を見据えた学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理	学校の実情を踏まえ、食に関する指導を見据えた学校給食実施基準に基づく適切な栄養管理
	学 校 を 支 え る 力	学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理の理解	学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理	教職員と連携した学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理	教職員と連携した学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理と教職員への助言・指導
		適切・効率的な校務遂行のための手法(教育法規・ICT 活用等) 教職員との協調の重要性の理解	適切・効率的な校務遂行 教職員とのコミュニケーション・協調性	広い視野からの適切・効率的な校務遂行	全校的視点からの適切・効率的な校務遂行 教職員とのコミュニケーション・協調性と若手教職員の意見等の把握・調整
		地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の重要性の理解	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の構築	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した食に関する指導の実践	地域・保護者や学校外の専門家・関係機関との信頼関係の下での連携・協働した食に関する指導の主導と教職員への助言・指導
実践力の基盤となる意欲・人間性等	教 育 へ の 熱	子供たちに対する深い愛情 教員としての高い使命感・情熱 子供の命を守る強い覚悟 学校を安全で安心な学びの場とする心構え 教育者としての高い倫理観・責任感			
		精神的なたくましさ 広く豊かな教養・常識 コミュニケーション力 他者を思いやる心 心身の健康・適切な自己管理			
	た く ま し く 豊 か な 人 間 性	高度専門職としての教育公務員であることの自覚 自ら学び続け、成長し続ける意欲 課題意識と改善努力・変革する挑戦心 客観的な自己分析 教員同士で共に学び合う意識			
			同年代・後輩教員の学びの支援・助言	OJT の支援と若手教員への助言	OJT の支援と若手・中堅教員への助言・指導
	自 己 研 鑽 力				

※ 「ICT や情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け



Ⅱ 日常の教育活動

1 社会人としての心構え

(1) 基本的なマナーや生活習慣

社会人とは	社会人とは、仕事を通じて社会との関わりの中で生活しながら、自身の役割を担い生きる者のことをいう。具体的には、学校や家庭から自立し、自ら働いて得た収入で生計を立てることが想起されるが、働いて収入を得るということは、同時に自分が関わった仕事の結果に対して大きな責任を伴うものであり、場合によっては組織全体の評価や信頼にまで影響を与えることがある。 新任教員は、教員である前に一社会人として自身の責任の大きさを自覚し、基本的な知識やマナーを身に付けた上で行動する必要がある。
身だしなみ	清潔感があり、相手に不快感を与えない服装が基本であるが、TPOに応じた使い分けが必要である。出勤時、授業、学校行事、出張等、その場に応じた服装を心掛ける。髪型や靴、装飾品についても同様である。
挨拶	挨拶は社会人としての基本であり、相手との人間関係を築く重要なものである。挨拶の仕方一つで相手への印象は大きく変わるため、相手の顔を見て、立ち止まって明るく元気に行うことが重要である。 例：出勤時の「おはようございます」、退勤時の「お先に失礼します」、来客者への「こんにちは」、「お世話になっております」、外出時の「行ってまいります」、戻ってきた時の「ただいま戻りました」等
言葉遣い	相手によって正しく敬語を使い、配慮や心遣いを示すこと。その時々流行語や乱暴な言葉は慎む。常に周りから見られていることを意識し、特に児童生徒に対しては、手本となるような言葉遣いをすることが必要である。
時間管理	出勤の際は、時間に余裕をもって出発し、万が一遅れる場合、または当日休むことになった場合は電話等で速やかに連絡すること。 出張の際は、相手の業務や準備を考慮し、約束の時間より早く着きすぎないようにすること。
スケジュール、タスク管理	教員の業務は、学級や学年の業務、校務分掌等、多岐にわたっている。しかしながら、そのほとんどの業務には期限があるため、順序立てて効率良く対応していく必要がある。時には複数の業務が重なることも考えられるため、スケジュール帳やメモを用いて、期限やタスクを記録し、優先順位をつけながら抜け漏れがないように業務を行うべきである。また、児童生徒への対応の中には、予期せぬものがあるため、常にゆとりをもって仕事を進めるよう心掛けるとよい。
個人情報 の管理	教員は業務上、児童生徒や保護者等に関する様々な個人情報等を取り扱う。当該情報の管理の重要性を認識するとともに、電磁的記録であるか、紙媒体による記録であるかを問わず、取扱や言動等には十分注意する必要がある。
書類の管理	学校では日々様々な書類が配られる。机上が整理されていないと、作業効率が悪くなるだけでなく、書類を紛失して個人情報等を流出させてしまうということになりかねない。常に整理整頓し、どの書類がどの場所に保管してあるか分かるようにしておくこと。

電話の対応

電話は外部との窓口であり、電話対応により、学校の印象が左右される場合がある。相手の顔が見えないからこそ丁寧な対応が必要である。

①電話をかける時 ア 事前準備 ・話す内容をまとめたメモや資料を準備 イ 相手が出たら ・明るく挨拶をして名乗る（学校名と氏名） ・取り次いでほしい方の名前を伝える ウ 用件を伝える ・要領よく話す ・始めに要旨を伝える ・本題に入る（5W1Hを意識する） エ 話が終わったら ・適切な挨拶 ・静かに受話器を置く 補足 ・相手が不在の時はかけ直す →相手の都合を聞く→伝言を依頼する ・途中で切れた時→かけた方からかけ直す ・時間帯の考慮→相手の昼食時間や就業時間を意識する ・不必要な話や長電話は控える	②電話を受ける時 ア 事前準備 ・メモと筆記用具を準備 イ 電話が鳴ったら3回以内に出る ・遅れたら「お待たせいたしました」と一言 ウ 受話器を取ったら名乗る（学校名と氏名） エ 相手を確認する ・組織名と名前を伺う オ 礼儀正しく ・誠実な対応→顔が見えなくても態度は伝わる カ 用件を伺う ・5W1Hを意識して、メモする キ 取り次ぎは素早く ・名指しの人がいれば、「〇〇ですね（「先生」などの敬称は抜く）。少々お待ちください。」等と言い、取り次ぐ ク 話が終わったら ・相手が電話を切ってから、静かに受話器を置く 補足 ・返答に時間がかかる時→こちらから折り返しの電話を提案（相手の意向を聞く）
---	--

メールの送り方

仕事上の通信手段として、パソコンでのメールのやりとりは高い頻度で利用される。携帯電話等を用いた私的なメールと違い、学校から発信することを意識し、以下の点に留意して利用すること。

① 件名

用件が簡潔に分かるようにすること。

② 宛先

- ・TO 直接対応する相手。
- ・CC TOに入れた宛先以外にメールの内容を知ってほしい相手。
- ・BCC 情報を共有したいが、宛先を隠したい相手。

（TOやCCで送る相手には見えない。）

※ 個人情報の取扱いに留意し、メールアドレスを共有していない複数の相手方に一斉送信する場合などには、必ずBCCを利用すること。

③ 本文

本文の構成は、以下を参考にすること。

- ・宛名（所属名、職名、氏名、敬称）
- ・挨拶（「いつもお世話になっております」、「はじめまして」等）
- ・自己紹介（所属名、職名、氏名）
- ・用件（メールの目的が分かるように簡潔に）
- ・結びの言葉（「お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします」等）

※ 適度に改行を用いて、相手を読みやすいよう配慮すること。

※ 送る前に必ず読み直して内容を確認すること。特に宛先や添付ファイルについては、複数人で確認する等、細心の注意を払うこと。

④ 署名（所属、職名、氏名、住所、電話・FAX番号等）

良識ある生活

公務員として、自身が果たすべき役割を自覚し、法律や規則を守ったり、交通安全に留意したりする等、良識のある生活を送ること。勤務時間以外も、常に児童生徒の手本となるような生活を心掛ける。

(2) 組織で働く一員として

互いの尊重

職場では、様々な性格や考え方、経歴をもった幅広い年齢層の人々が集まり、それぞれの個性や能力を発揮しながら仕事に励んでいる。こうした環境でお互いの立場を理解し、人格を尊重し合いながら、協力して仕事をするのが大切である。

中には自分と異なる意見をもつ職員もいるであろうが、自分の意見を述べつつも、他者の意見にも耳を傾け、組織全体の方針に沿って協力関係を維持していく必要がある。

報告・連絡・相談

仕事は自分だけで完結するものではなく、チームワークで成り立っている。報告・連絡・相談を行うことで、ミスを事前に防ぐことができたり、チームの連携を強化できたりするため、円滑な業務遂行や職場環境の活性化においては必要不可欠なものである。

○ 報告のポイント

- ・ 児童生徒の事故やけがについては、小さなことでもすぐに上司に伝える。
- ・ 悪いことほど早く伝える。
- ・ 指示された仕事が完了した時だけでなく、途中経過も伝える。
- ・ 話す前にまず内容を整理する。結論→経過や原因の順で話すとうい。

○ 連絡のポイント

- ・ 自分の意見や見解は含めず、事実や決定事項について伝える。
- ・ 簡潔かつ迅速に知らせる。

○ 相談のポイント

- ・ 何についての相談か、一言述べた上で話をする。
- ・ 状況を分かりやすく伝える。
- ・ 判断を丸投げするのではなく、自分はこう考えている、という意見をもつ。

積極性

採用されてしばらくは、上司や同僚から指示を受けることが多いであろうが、受け身になるだけでなく、何事にも積極的な姿勢をもつことが必要である。そうすることで周りから意欲や向上心があると評価され、仕事を任せてもらえるようになり、自身の成長に繋げることができる。

健康管理

帰宅後や休日はリフレッシュの時間をとる。教員の仕事は多忙であるため、疲れを溜めないように、睡眠や栄養をしっかりとることで、勤務日に備えるのが望ましい。

また、家族や友人と過ごす時間、自分なりの趣味等も大切にし、息抜きすることで、気持ちを新たに前向きに出勤日を迎えることができる。

仕事に一生懸命取り組むことと同様に、私生活も大切にして、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら生活すること。

2 学校について

学校の定義

学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。（学校教育法第1条）

学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。（教育基本法第6条第2項）

※学校以外の教育施設等

＜幼稚園と保育所及び幼保連携型認定こども園＞

	幼稚園（参考）	保育所	幼保連携型認定こども園
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
定義	学校	児童福祉施設	学校及び児童福祉施設
所管	文部科学省	こども家庭庁	こども家庭庁
目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。 （学校教育法第22条）	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。 （児童福祉法第39条第1項）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。（認定こども園法第2条第7項）
教育・保育内容の基準	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
資格・免許	幼稚園教諭	保育士	保育教諭（幼稚園教諭＋保育士）

＜専修学校と各種学校＞

専修学校とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、 (1) 修業年限が1年以上 (2) 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上 (3) 教育を受ける者が常時40人以上 で組織的な教育を行う学校をいう。（学校教育法第124条） 各種学校とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校を除く）をいう。（学校教育法第134条）

学校の性格

(1) 教育の公共性

法律の定める学校は、公の性質を有するものである。（教育基本法第6条第1項）

(2) 公教育の中立性

① 政治的中立性

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。（教育基本法第14条第2項）

※義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

※政治的行為の制限（地公法第36条）

※公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教特法第18条）

② 宗教的中立性

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。（教育基本法第15条第2項）

※政教分離（日本国憲法第20条第3項）

3 教育課程

教育課程は 学校の教育計画	教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である（各校種「学習指導要領解説総則編」）。学校においては、法令及び学習指導要領の示すところに従い適切な教育課程を編成する。
教育課程編成 の原則	教育基本法及び学校教育法、その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮した適切な教育課程の編成が求められる。
編成の主体は 各学校	適切な教育課程の編成に当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが大切である。教育課程は、学校の長たる校長が責任者となって編成するが、学校は組織体であるから、全教職員の総意を結集していく必要がある。
学校の教育 目標の設定	学校の教育課程は、それぞれの学校の教育目標の具現化を目指して編成される。学校の教育目標は、法律で定められている学校教育の目的や目標を基盤とし、学習指導要領に示す各教科等の目標やねらいの実現を前提とするとともに、教育委員会の規則や方針等に従い、地域や学校の実態等に即して設定する。 教育目標の設定に際しては、校長をはじめとする全教職員の考えが反映されているものの、教育的な価値が高く継続的な実践が可能なものとなるように、十分配慮する必要がある。
指導計画の 作成	教育課程を実施するには、各教科等について、学年ごとあるいは学級ごとに指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定める必要がある。このように具体的な実施に重点を置いたものを指導計画という。 指導計画の作成に当たっては、各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。また、各教科等の指導内容については、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすることが必要である。 指導計画には、年間計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの学習指導案に至るまで各種のものがある。各教科等の指導が年間にわたってどのように展開するかを明確にした年間指導計画が最も基本的な指導計画である。
教育課程の 実施と 学習評価	学習指導要領解説の「総則 第3章第3節」の「教育課程の実施と学習評価」には、教育課程の実施に当たって配慮すべき事項が示されている。以下にその内容を示す。 (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (2) 言語環境の整備と言語活動の充実 (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験 (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動 (5) 体験活動 (6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進 (7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

また、教育課程や学習指導方法の改善のために、学習評価の充実も述べられている。児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を適切に捉え、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることが求められている。さらに、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫することが必要である。

教育課程の 評価と改善

学校が編成した教育課程が教育目標達成のために有効に機能したかどうかを多面的、客観的に評価することは、望ましい教育課程を維持・発展させるための基本的な条件である。児童生徒の個性を生かす教育はできたか、指導の時期や内容は適切だったか、授業時数は確保されていたか、地域や児童生徒の実態は生かされていたかなどの観点を定めて、組織的、計画的に評価し、学校としての改善点を明確にすることが大切である。

このような評価を確実に改善につなげていくためには、全教職員が協力し、組織として教育課程の評価と改善を推進することが重要である。その際、個々の教師は客観的な評価の資料を収集するために、継続的に実施の結果及び改善の方策等を蓄積していくことが必要である。

カリキュラム・ マネジメント

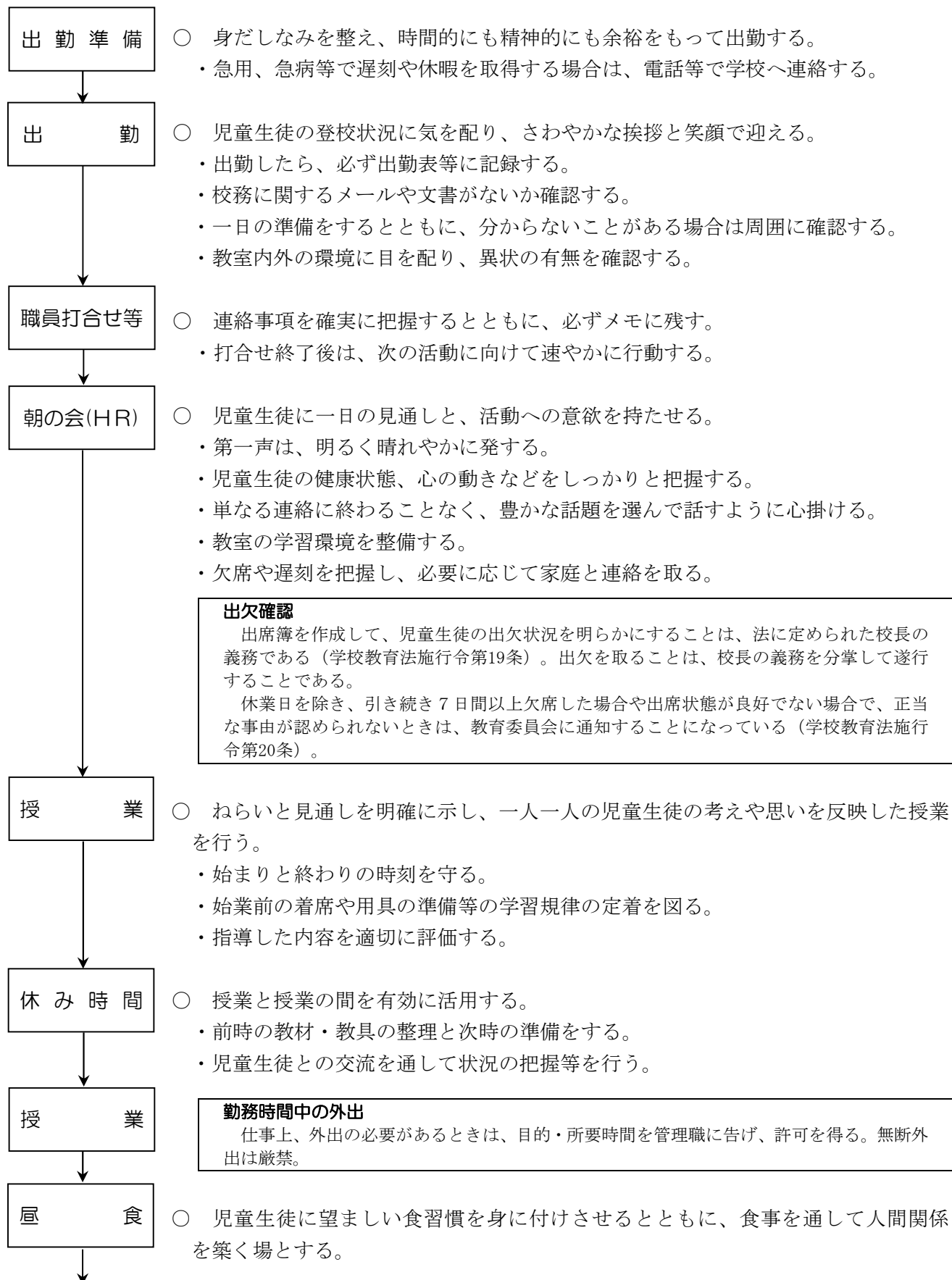
カリキュラム・マネジメントとは、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていくことを目指すものである。「社会に開かれた教育課程」という理念を踏まえ、「教科等横断的な視点」「編成・実施・評価して改善を図る一連のPDCAサイクルの確立」「人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用」という三つの側面から進めることが重要である。

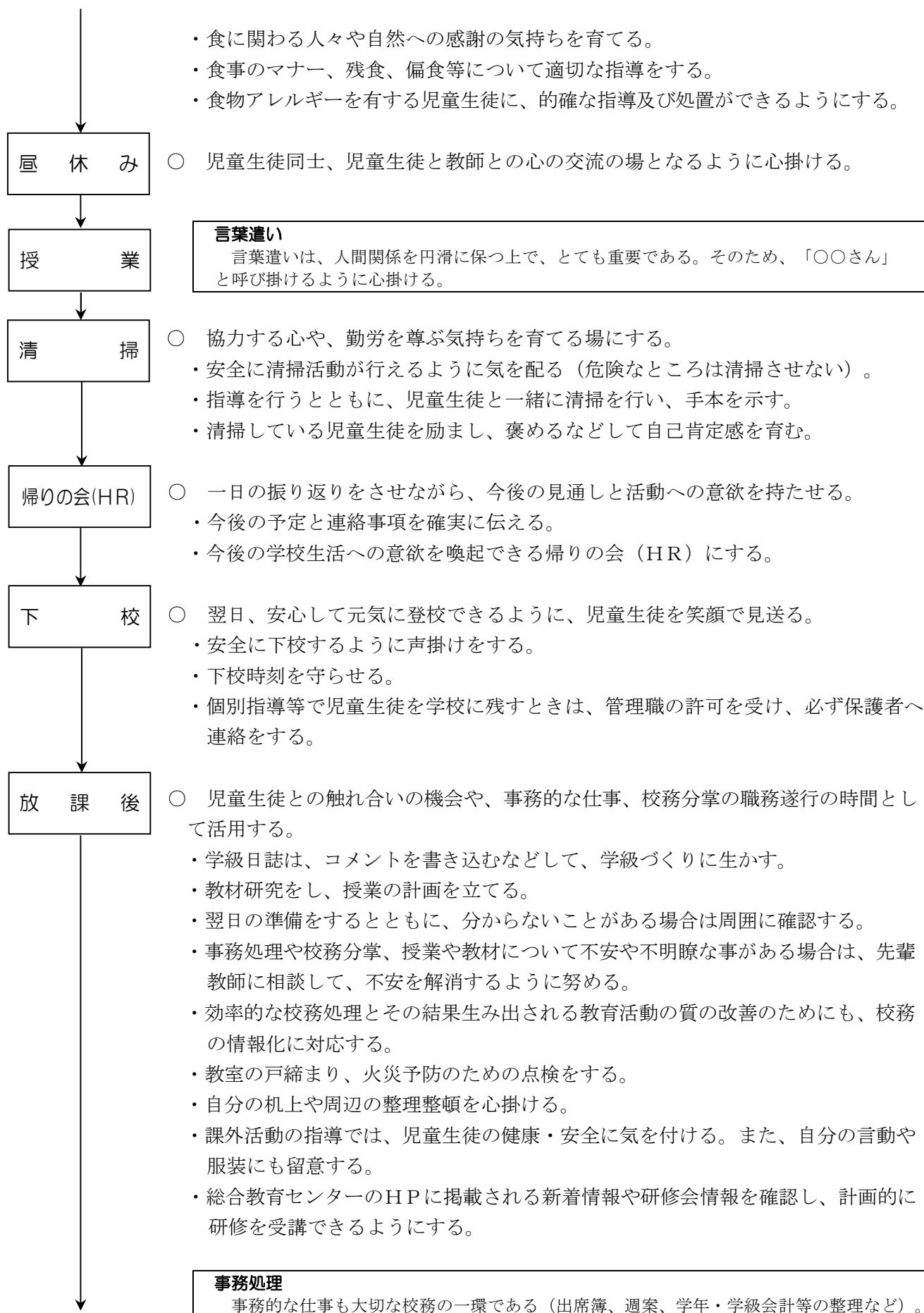
関係資料

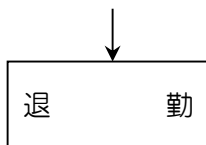
・文部科学省「平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm



4 教員の一日（例）







- 机上を整理し、身だしなみを整えて退勤する。
- ・ 退勤前にもう一度教室を見回り、整頓する。
- ・ 個人情報や大切なデータ（U S B等）は、原則として校外へは持ち出さない。また、それらが流出しないようにパソコン等の点検を忘れずに行う。
- ・ 現金、貴重品を置いたまま帰宅しない。
- ・ 日頃から緊急時に備えて、連絡体制等を確認しておく。
- ・ 児童生徒や家庭・地域社会の信頼を失わないように生活する。

守秘義務の徹底

学校には校外で公言すべきでない事柄がたくさんある。児童生徒の話や職員会議の話題等を学校関係者以外に安易に話すことは慎む（地公法第34条）。

来校者や電話への対応

教員の言動には、その学校の教育に対する姿勢が表れる。マナーには特に気を付けて対応に当たる。

5 学級担任として

(1) 学級経営

学 級 と は	【学校集団の単位としての学級】 一般に学級は、学習や生活指導が行われるための基礎的な単位集団である。したがって、学級は学校の教育目標を具現化するための基礎集団と言える。 【学習集団及び生活集団としての学級】 学級は、教科等の指導が行われる学習集団であり、教師の直接・間接の指導を受けながら、児童生徒が互いのよさを認め合うことによって人間関係を深め、個々の主体性が育まれる生活集団でもある。学校教育活動を通じ、一人一人が十分に資質・能力を育成することができるように、心理的な安定感や満足感、自己実現の意欲等が高まるような、人的、物的、文化的環境を整えて学級経営を行う必要がある。
学級経営とは	学級経営とは、教育の目標を達成するために、学級の教育活動を総合的に計画、運営、展開する日常的教育実践の核である。その内容として、およそ次の四つが挙げられる。 ① 学級を基盤として行われる学習指導や生徒指導 ② 学級づくり、学級集団づくりと言われる学級集団の経営 ③ 教室や廊下の環境整備、机・椅子等の配置、壁面構成等の教室経営 ④ 学級事務や保護者との連携
よりよい学級経営のために	学級担任は、学校や学年の目標をよく理解し、学級・学年間の連携を図り、全校的な統一と系統の上に立って学級経営に創意工夫を加える必要がある。そのためには、学級経営の一年間の青写真となる「学級経営案」を作成することが望ましい。
学 級 経 営 案	「学級経営案」の作成に当たっては、次のような点を踏まえたい。 ① 学校の「教育目標」「学校経営の方針」を精読し、関連付けること ② 「学年の経営方針、努力目標、具体策」等に配慮し、関連付けること ③ 児童生徒の実態を十分に把握し、学習面、生活面等の課題を明らかにし、更に望ましい学級の姿についての具体的なイメージを持つこと

(2) 学級担任

学級担任とは	学級集団は児童生徒の学習活動や人格形成に、計り知れないほどの影響を及ぼす。したがって、自分が担任する学級をどのような集団にしていくか、また、一人一人のよい面を伸ばし顕在化させることは、学級担任の重要な仕事になってくる。その際、学級担任の感性や人柄、教育観が、全ての場で直接・間接に児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを忘れてはならない。以下に、学級担任の仕事を内容別に分類する。
学校・学級生活に関する指導	学校・学級は、一人一人の児童生徒が教師・友達との「出会い」「触れ合い」「学び合い」を通して成長していく場である。学級担任は、「望ましい学級づくり」に努め、一人一人が学校・学級生活に適応できるように配慮し、支援・指導することが大切である。
児童生徒個人に関わる指導	一人一人の児童生徒は、悩みや不安等を抱えていることがある。日常の学習や生活の中での観察や個別の話し合いを通して、児童生徒がそれらの問題を理解し解決する糸口を探ることができるよう側面から援助していくことが、教師に強く求められている。

**特別の教科
道徳及び
特別活動等
に関する指導
学校給食の
指導**

「特別の教科 道徳」や特別活動等は、児童生徒相互及び教師と児童生徒との触れ合いを大切にしながら、一人一人を生かし、一人一人に応じる時間と捉えることもできる。学級担任は、これらを通して児童生徒個人の成長及び集団としての高まりを促すことができる。

給食の時間は、義務教育の9年間を通して、計画的、継続的に食に関する指導を行う場であり、給食の時間の指導は、食に関する指導と望ましい食習慣を身に付けさせる指導の二つに分けることができる。児童生徒にとって給食の時間は、学級の仲間や教師と和やかで楽しい食事をする等、学校生活の中で緊張から解放され、気分転換を図ったり、午後に向けての活力を生み出したりすることができる時間である。学級担任は、食事にふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気ですぐに食事ができるよう、日頃から児童生徒が安心して食べられる食事環境づくりに心掛けることが大切である。また、食物アレルギーを有する児童生徒への誤配食等が起こらないよう、校内において作成したマニュアル等に沿って適切に対応する必要がある。

**特に留意する
事項**

学級の中には、食物アレルギー等の疾病や体質による食事制限のある児童生徒がいる。命に関わることもあるので、年度始めの事前調査の活用や家庭と緊密に連絡を取り合い、栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭と連携して給食指導に当たることが必要である。

**性に関する
指導**

性に関する指導の目的は、性を人格の基本部分として、生理的側面、心理的側面、社会的側面等から総合的に捉え、科学的な知識を与えるとともに、児童生徒が生命の大切さを理解し、また、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、望ましい行動が取れるようにすることによって、人格の完成と豊かな人間形成に資することである。指導においては、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるように、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、指導の充実を図る必要がある。

今日、求められる性に関する指導には、次の事項への対応が挙げられる。

- ① 発育・発達の個人差による問題
- ② 身体発育の加速化現象に伴う二次性徴の発現の低年齢化による不安や悩み
- ③ 性情報の氾濫に対する正しい情報提供の必要性
- ④ 性に対する価値観の変化と生命の軽視現象
- ⑤ 性同一性障害等の正しい理解と配慮

（「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」文部科学省平成28年を参照）

- ⑥ エイズ等、性感染症予防に関する指導の緊急性

**学級事務に
関すること**

学級担任は、校務を効率的に進め、教育活動の質を高めるためにも、校務の情報化に対応して、次の学級事務を迅速かつ確実に、計画的に処理していくことを常に心掛ける。

- ① 学級経営事務（学級経営案、週案、通知表、学級通信等）
- ② 公簿の整理と保管（指導要録、出席簿、健康診断票等）
- ③ 報告文書の処理（出欠席月末統計、転入学・転退学手続等）
- ④ 学級備品類の管理（情報機器、DVD等の教材・教具の整備と保管等）
- ⑤ 学級会計の適切な処理（給食費、教材費、積立金等）

教室環境の 整備・管理に 関すること	学校における学習や集団生活の基盤は教室であり、教室環境は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える。したがって、児童生徒一人一人の成長を支援する教室環境づくりに努めることが大切である。そのためには、児童生徒の健康安全を第一とすることはもとより、学習者であり生活者である児童生徒を中心に考え、掲示物や備品の整備等を工夫し、児童生徒が創意工夫しながら活動できる環境づくりを心掛ける必要がある。
保護者や地域 との連携に関 すること	学校教育は、学校と家庭・地域とが緊密に協力することによって、効果を上げることができる。保護者との十分な話し合いを通して、児童生徒の理解を深めるとともに、学校への理解・協力を得られるよう心掛ける。

6 学習指導

1) 学習指導における基本的な考え方

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

学びの質の向上	児童生徒に、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を確実に身に付けさせていくためには、単に知識を記憶するにとどまらず、学びの質を高めることが重要となる。
授業改善のため の三つの視点	この学びの質を高めるための具体的な学習・指導方法については、教員一人一人が、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、実践することが重要である。 教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、以下の三つの視点を手掛かりに、質の高い学びを実現し、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにすることが求められている。 ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。 ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。 ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。 これら「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の三つの視点は、相互に影響し合うものであり、これを実現するための具体的な学習活動が重なり合うことも考えられる。しかし、授業改善の視点としてはそれぞれの固有の視点であることに留意が必要であり、単元や題材のまとまりの中で、子供たちの学びがこれらの三つの視点を満たすものになっているか、相互のバランスに配慮しながら学びの状況を把握し、授業改善を図っていくことが求められる。

(2) 学習の基盤となる資質・能力の育成

教科等横断的に育成する 資質・能力	変化の激しい社会の中で、主体的に学び、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、児童生徒一人一人に育てていくために、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や、現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要となる。これらの資質・能力については、「（各校種）学習指導要領解説 総則編 第3章第2節」を参照されたい。
----------------------	---

(3) 各教科等の指導における配慮事項

見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の設定

児童生徒が自主的に学ぶ態度を育み、学習意欲を向上させる観点から、各教科等の指導に当たり、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することが重要である。例えば、各教科等の指導に当たっては、次のようなことが挙げられる。

- ・単元の冒頭や本時の授業の冒頭で学習過程を提示し、児童生徒が学習の見通しを立てる機会を設ける。
- ・単元の終末や本時の授業の終末で、児童生徒が学習内容を振り返る機会を設ける。
- ・児童生徒が家庭において、学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習をしたりする機会を設ける。

これらの指導を通じ、児童生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上が図られ、学習内容が確実に定着し、各教科等で目指す資質・能力の育成にも資するものと考えられる。

(4) 個に応じた指導の充実

児童生徒はそれぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっている。児童生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには、教師はこのような個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要であり、指導方法の工夫改善を図ることが求められる。

○ 指導方法の工夫

- ・学習形態の工夫
- ・学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫
- ・児童生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題の工夫
- ・補充的な学習や発展的な学習における指導の工夫
- ・ICT機器活用の工夫
- ・指導の過程における形成的評価などの評価の工夫

○ 指導体制の工夫

- ・ティーム・ティーチング、合同授業、交換授業など教師間の連携・協力
- ・学校外の様々な分野の専門家の参加・協力

(5) 「子供の学びを支援する5つの提言」

宮城県教育委員会では、平成25年10月、「学力向上に向けた5つの提言」をまとめ、公表した。令和5年3月、その「学力向上に向けた5つの提言」に、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「ICTの活用」などの視点を加え、「子供の学びを支援する5つの提言」として新たにまとめた。各学校においては、授業づくりの大前提として、この提言の理解、継続、自校化の取組を行う。

「子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者の育成を目指して～」

- 1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう
- 2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう
- 3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう
- 4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう
- 5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

2) 学習指導の実際

(1) 単元・授業のデザイン

学習指導において、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成していくためには、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成し、その構想、設計を綿密に行う必要がある。地域や学校及び児童生徒の実態を適切に把握し、教材についての理解を深めながら、次の①～⑥について検討し、指導と評価の計画を具体化させていくことが欠かせない。

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力、学習目標）
- ② 「何を学ぶか」（学習内容）
- ③ 「どのように学ぶか」（学習過程・学習方法・学習形態）
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（指導の手立て）
- ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習環境）

特に、①の「何ができるようになるか」について検討することは、単元の構想を練っていく起点であり、②～⑥を検討する際に基軸を固め、単元を通した到達点を定めることでもあるので、十分な検討を要する。学習指導要領や、その解説に示された内容を踏まえつつ、児童生徒の学びの実態を把握し、育成を目指す資質・能力を明確化していく。そして、資質・能力を身に付けた児童生徒の姿を具体的に思い描き、単元の学習目標として設定し、さらに、単位時間ごとの学習目標と学習活動を配置し、構造化していく。

なお、①の「何ができるようになるか」と、⑤の「何が身に付いたか」は、ほぼ同義であり、その整合性を図らなければならない。

(2) 教材の研究

教材研究	単元の学習目標の到達のために用いる教材を収集・選択し、解釈・構成し、組織立てる一連の活動を教材研究という。
教科用図書	学校教育においては、主たる教材は教科用図書（以下「教科書」）である。授業では、教育課程の構成において組織配列された教科書の使用が義務付けられている。したがって、教材研究を行う際には、まず教科書を十分に研究し、その内容を正しく理解するとともに、教材としての価値や特性を把握することになる。
様々な教材	副読本など、教科書を補充し指導効果を高めることが期待されるものは、補助教材として使用することができる。ただし、補助教材の使用に際しては手続きが必要である。

教材研究の 要点	教科書や副読本などの紙媒体以外に、I C Tを使用した映像や音源、観察・実験等で扱う実物や標本、実習・制作で使用する材料や工具、さらには、児童生徒に配布するワークシート等も、広い意味で教材と呼ばれている。 教材研究の具体については、校種や教科の特性により一様ではないが、単元において育成を目指す資質・能力を設定するとともに、児童生徒の実態を踏まえ、教材としての特性、価値を捉え、提示・活用の方法を検討していく。その要点は次のとおりである。 ① 教科等に関する専門的知識及び技能を基に、教材そのものを分析、解釈する。 ② 教材としての教育的な価値を捉え、どのような資質・能力を育成することができるのかを明らかにする。 ③ 児童生徒の学びの実態を踏まえ、教材をどのように受け止めるか、どのように学んでいくのかを想定し、教材の活用の仕方を検討する。 ④ 単元の構成を考慮しながら、教材を活用する場面を検討して、学習課題や発問といった教材の提示の仕方を吟味する。
発問の吟味	発問は、学習における児童生徒の意識の流れに刺激を与え、思考を促して学習活動を活発にし、学習の効果を高めるもので、学習指導の大切な鍵となるものである。「簡潔で、明快な発問」、「質の高い開発的な発問」を意識して吟味し、児童生徒に「平易な言葉を用いて発問」する。

(3) 学習評価

学習評価の 重 要 性	学習評価は、「児童生徒にこういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためのものである。よって、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。 評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題を持って学習を進めていけるように行うことが大切である。
内容や時間の まとまりを 見通した学習 評価	実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、総括的な評価としての学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する形成的な評価を通して、他者との比較ではなく児童生徒一人一人の持つ良い点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを、ポートフォリオ等を活用し、児童生徒自身が把握することができるようにすることも大切である。
学習評価の 妥当性と信頼性	学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要である。また、学習評価は児童生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かしていくことが重要であり、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。 このため、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方

法等について、事前に教師同士で検討するなどして明確にすること、評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に係る教師の力量の向上を図ることなどに、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。さらに、学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして、評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要である。

**「知識・技能」
の 評 価** 「知識・技能」については、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価する。

**「思考・判断・表現」
の 評 価** 「思考・判断・表現」については、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価する。

**「主体的に学習に
取り組む態度」
の 評 価** 「主体的に学習に取り組む態度」については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められる。

7 小学校外国語活動・外国語

外国語活動・ 外国語の目標

【外国語活動】

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- ② 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- ③ 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

【外国語】

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- ② コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- ③ 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

外国語活動・ 外国語の内容

小学校学習指導要領の外国語活動及び外国語では、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の二つの柱について内容が構成されている。

【外国語活動】

「知識及び技能」の内容は、「言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること」と「日本と外国の言語や文化について理解すること」の事項に分けて示されている。実際に英語を用いた言語活動を通して、体験的に身に付けるようにすることが大切である。

「思考力、判断力、表現力等」の内容は、「自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと」や「身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること」の事項に分けて示されている。相手の思いを想像し、伝える内容や言葉、伝え方などを考えながら、相手との意味のあるやり取りを行う活動を、様々な場面設定の中で行うことが重要である。

【外国語】

「知識及び技能」の内容は、英語の特徴やきまりに関する事項として、「音声」「文

字及び符号」「語、連語及び慣用表現」「文及び文構造」の事項に分けて示されている。これらの言語材料を言語活動と切り離して、「知識及び技能」として個別に指導するのではなく、常に言語活動と併せて指導することが大切である。

「思考力、判断力、表現力等」の内容は、「身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと」や「身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること」の事項に分けて示されている。コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、既得の知識や経験と、他者から聞き取ったり、掲示やポスター等から読み取ったりした情報を整理しながら自分の考えなどを形成することが必要である。

授業づくり

単元を構成する際、ゴールを明確にすることで、指導者自身が終末で目指す児童の具体的な姿、つまり単元を通して児童に身に付けさせたい力をイメージすることができ、目標実現に向けての必要な手立ても見えてくる。単元のゴールが決まれば、そこから逆算して（バックワードデザイン）、1時間ごとの目標を定め、活動を組み立てながら単元を構成していく。また、児童が興味を持ち、「聞きたい」「やってみたい」と思うような場面を授業の中に設定することが、児童の能動的な学びを促す。児童の心を動かし、意欲を喚起しうるような題材の選定が、授業づくりにおいて重要な要素の一つになる。

外国語活動・ 外国語の 指導者

外国語活動及び外国語のどちらにおいても学級担任又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し、授業の全体的なマネジメントをすることになっている。また、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材等の協力を得るなど指導体制の充実を図ることとされている。

【学級担任・専科教員・ALTの役割】

学級担任は、児童の学習特性を熟知していることから、児童の様子や学習内容に合わせた指導や個に応じた指導が可能である。多くの担任は、全ての教科を担当しているため、他教科等との連携を意識した指導計画を作成することができる。さらに、「間違えても大丈夫」という学級の雰囲気をつくることや、児童のよさを理解して励ますことができるのも、学級担任の役割である。また、学級担任が、専科教員やALTとも堂々と英語を使って話している姿を見せることで、良いコミュニケーションのモデルとなることが期待される。専科教員やALTは、英語に関する知識や技能に長けていることから、授業の様々な場面で質と量の両面から、十分なインプットの提供者となったり、児童の発話に対して適切なフィードバックを与えたりと、気づきにつなぐことができる。

評価について

学習評価は、「児童にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするものである。

観点別学習状況の評価は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行う。

外国語活動では、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

外国語科では、目標を五つの領域別（聞くこと、読むこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕、書くこと）で示しており、学年ごとの目標を示していない。よって各学校において、学年ごとの目標を設定することとしている。このため、「外国語科の目標」「五つの領域別の目標」「内容のまとめ（五つの領域）ごとの評価規準」等に

に基づき、各学校が児童の実態に応じて、学校の「学年ごとの目標」及び「五つの領域別の『学年ごとの目標』」を設定した上で、「単元ごとの評価規準」を作成する。

単元ごとの学習評価については、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校 外国語・外国語活動」（国立教育政策研究所）の事例を参考にするとよい。

関係資料

- ・文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説【外国語活動・外国語編】」

https://www.mext.go.jp/content/20220614-mxt_kyoiku02-100002607_11.pdf



- ・文部科学省「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/_icsFiles/afieldfile/2017/07/07/1387503_1.pdf



8 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

教育課程の 位置付け	平成10年の学習指導要領の改訂において、各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に 応じ、横断的・総合的な学習など創意工夫を生かした教育活動を行うことができるよう にするために、総合的な学習の時間が創設された。
内 容	平成29年に告示された小・中学校学習指導要領では探究的な見方・考え方とそれに基づいた学習の過程を総合的な学習の時間の本質と捉え、第5章（小学校）又は第4章（中学校）に位置付けている。また、平成30年に告示された高等学校学習指導要領では、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、第4章に位置付けている。 探究的な学習（探究）の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成する。その目標を実現するにふさわしい探究課題として、次のものが例示されている。 ① 国際理解、情報、環境、福祉、健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題 ② 町づくり、伝統文化、地域経済、防災などの地域や学校の特色に応じた課題 ③ キャリア、ものづくり、生命・医療、文化の創造、教育・保育などの児童生徒の興味・関心に基づく課題 ④ 職業の選択、社会貢献、働くことの意味や価値などの職業や自己の将来に関する課題
配 慮 事 項	内容の取扱いについては、次の配慮事項に留意する。 ① 課題の設定においては生徒が自分で課題を発見する過程を重視する。（高等学校） ② 「自分自身に関わること」「他者や社会との関わりに関すること」の両方の視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるよう配慮する。（高等学校） ③ 探究的な学習（探究）の過程を質的に高めていく。 - ア 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動を行う。 - イ 言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を行う。 - ウ 比較する、分類する、関連付けるなどの「考えるための技法」が活用されるようにする。（高等学校は「自在に活用されるようにする。」） ④ 探究的な学習（探究）の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する。 - ア コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得できるよう配慮する。（小学校） - イ 情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮する。 ⑤ 自然体験、ボランティア活動などの社会体験（中・高等学校は職業（就業）体験も含む）、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動（高等学校は実習、研究も含む）を積極的に取り入れる。 ⑥ 体験活動については、目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習（探究）の過程に適切に位置付ける。 ⑦ グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力

指導計画を 構成する要素

も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制の工夫を行う。

- ⑧ 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う。
- ⑨ 国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする。(小学校)
- ⑩ 情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにする。プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにする。(小学校)
- ⑪ 職業や自己の将来(進路)に関する学習を行う際には、探究的な学習(探究)に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方(在り方生き方)を考えるなどの学習活動が行われるようにする。(中・高等学校)

指導計画の作成に際しては、次の六つを検討する。

- ① この時間を通してその実現を目指す「目標」
- ② 「目標を実現するにふさわしい探究課題」及び「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」からなる「内容」
- ③ 「内容」との関わりにおいて実際に児童生徒が行う「学習活動」
これは、実際の指導計画においては、児童生徒にとって意味のある課題の解決や探究活動のまとまりとしての「単元」、さらにそれらを配列し、組織した「年間指導計画」として示される。
- ④ 「学習活動」を適切に実施する際に必要とされる「指導方法」
- ⑤ 「学習の評価」

これには、児童生徒の学習状況の評価、教師の学習指導の評価、①～④の適切さを吟味する指導計画の評価が含まれる。

- ⑥ ①～⑤の計画、実施を適切に推進するための「指導体制」

評価の方法

各学校において目標や内容を設定することから、総合的な学習(探究)の時間の目標を踏まえ、各学校の目標、内容に基づいて評価の観点及び評価規準を設定する。

評価に当たっては、ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは、適当ではない。児童生徒にどのような資質・能力が身に付いたかを文章で記述する。評価の方法については、以下の三つが重要である。

- ① 信頼される評価の方法であること
1単位時間で全て評価するのではなく、年間や、単元などの内容のまとまりを通して、評価を行うよう心掛ける。
- ② 児童生徒の成長を多面的に捉える方法であること
多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせることが重要である。
(総合的な学習の時間)
 - ・発表やプレゼンテーションなどの表現による評価
 - ・話し合い、学習や活動の状況などの観察による評価
 - ・レポート、ワークシート、ノート、絵、作文、論文などの制作物による評価

- ・学習活動の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したポートフォリオを活用した評価
- ・評価カードや学習記録などによる児童生徒の自己評価や相互評価
- ・教師や地域の人々等による他者評価 など

(総合的な探究の時間)

- ・プレゼンテーションやポスター発表、総合芸術などの表現による評価
- ・討論や質疑の様子などの言語活動の記録による評価
- ・学習や活動の状況などの観察記録による評価
- ・論文・報告書、レポート、ノート、作品などの制作物、それらを計画的に集積したポートフォリオ（小・中学校からの蓄積があると望ましい）による評価
- ・課題設定や課題解決能力をみるような記述テストの結果による評価
- ・評価カードや学習記録などによる生徒の自己評価や相互評価
- ・保護者や地域社会の人々等による第三者評価 など

いずれの方法も、児童生徒が総合的な学習及び探究の時間を通して、資質・能力を育てることができているかどうかを見ることが目的である。成果物の出来映えではなく、児童生徒がどのように探究の過程を通して学んだかを見取る。

③ 学習状況の過程を評価する方法であること

評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施する。児童生徒に個人として育まれる良い点や進歩の状況などを積極的に評価することや、それを通して児童生徒も自分の良い点や進歩の状況に気付くようにする。グループとしての学習成果に着目するのではなく、一人一人の学びや成長の様子を捉える。そうした個人内評価を行うために、一人一人が学習を振り返る機会を適切に設ける。

9 みやぎの志教育

(1) 「みやぎの志教育」の推進

「みやぎの志教育」とは	「みやぎの志教育」とは、「小・中・高等学校等の全時期を通じて、人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育」である。
「志教育」の推進	小学校段階から児童生徒の発達の段階に応じ、系統的な教育活動を通じて「志教育」を一層推進し、人や社会と関わる中で、社会性、勤労観を養い、自らの在り方や生き方について主体的に探求させるとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、より良い未来を創造する高い志と豊かな心を持った人づくりを進める。 学校と地域の連携・協働のもと、「志教育」を継続、発展して推進し、集団や組織の中で自己の役割を果たすことを通して自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、社会の一員として他者や社会に貢献しようとする思いなどを育み、発達の段階に応じた確かな「心」の成長を目指す。みやぎの先人集「未来への架け橋」を活用し、本県ゆかりの先人の活躍に触れ、その考え方や生き方を学ぶことを通じて「志教育」を推進する。

(2) 「志教育」3つの視点

人と「かかわる」	・様々な人との関わりを通して、自己理解や他者理解を深化させる。 ・集団や組織の中で、よりよい人間関係を築く力や社会性を養う。
よりよい生き方を「もとめる」	・学校で学ぶ知識と、社会や職業との関連を実感させる。 ・社会において役割を果たす人間として、自らの在り方生き方について主体的に探求させる。
社会での役割を「はたす」	・集団や組織の中で、自分の果たすべき役割を認識させる。 ・自己の役割を果たすことによって自己有用感を高める。

(3) 小・中・高等学校の各段階及び特別支援学校における「志教育」の取組

小学校段階における取組	日常の授業における学び合いや、人や社会と関わる身近な体験活動を通して、自分の役割を積極的に果たそうとする態度を育みながら、児童の自己有用感を高め、学習や生活への意欲を向上させていく。
中学校段階における取組	教育活動全体を通して、学ぶ意義の認識を深め、自らの生き方や将来に対する夢を育み、志を高めながら、中学校卒業後の適切な進路選択や決定につなげていく。 各教科の学習においては、今学習している内容が将来どのように役立つかということについて気付くことができるようにする。
高等学校段階における取組	また、企業や公的機関等における職場体験活動、専門家や先輩から話を聞くなどの様々な活動を各教科等の学習等と関連付けて効果的に取り入れるようにする。 人間としての在り方を模索し、将来の進路実現や社会の一員としての生き方を主体的に求めていくために、インターンシップ等の体験的な学習を通して、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。

**特別支援学校
における取組** 特別支援学校では、幼・小・中・高等部の発達段階に応じた系統的な指導に加え、障害に応じ、社会生活、家庭生活に主体的に参加し、自分の役割を果たそうとする力を養うとともに、教育活動全体を通じ、自らが将来の自立する姿を見据え、進路を適切に選択する力を身に付けるための指導、支援を進める。

関係資料 ・宮城県教育委員会ホームページ「みやぎの志教育」
<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkz/>



10 防災教育

宮城県における防災教育

本県における防災教育は、平成24年10月に定めた「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、児童生徒等に対して、学校における発達の段階に応じて安全に関する知識と行動を身に付けさせていくことにより、自他の生命尊重を基盤とし、「自らの身を守り乗り切る力」「知識を備え行動する力」「地域の安全に貢献する心」「安全な社会に立て直す力」及び「安全安心な社会づくりに貢献する心」を養い、防災意識の内面化を図り、防災に主体的に取り組むことができる児童生徒等の育成を目指す。さらには宮城県学校防災体制在り方検討会議の提言を踏まえて作成した「みやぎ学校安全基本指針『追補版』」に基づき、地域の特色や各学校の災害特性を十分に考慮した、防災マニュアルの改善や地域との連携による防災体制の強化を図る。また、令和4年10月に作成した「第2次みやぎ学校安全推進計画」を踏まえ、学校において計画的・継続的に防災教育を行い、防災意識の向上及び災害対応力の強化を図る。

発達の段階に応じた防災教育の推進

学校における「防災教育を通して身に付けさせたい5つの力と心」を養うためには、児童生徒等の発達の段階に応じた取組が大切である。発達の段階において、危機理解、意思決定、行動選択の仕方や危険予測、危機回避をする力がそれぞれ異なり、生命尊重の捉え方や安全活動への関わり方も変化していく。それぞれの発達の段階に応じた適切な内容・方法により指導を行っていくことで、防災に対する力と心が培われ防災意識の内面化が図られていく。震災から14年が経過し、震災を知らない子供たちに震災の脅威・教訓を風化させることなく伝承していくことが重要である。

そのために、みやぎ防災教育副読本『未来への絆』の活用を図りながら、各学校において、各教科、道徳科及び特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、「みやぎ学校安全基本指針」の必ず身に付けさせたい事項及び具体の指導内容を児童生徒等の発達の段階に応じ、計画的・継続的に指導することが必要である。さらに、「第2次みやぎ学校安全推進計画」を踏まえ、「学校防災マニュアル見直しの手引」や「学校再開ハンドブック」等を活用して、実効性のある学校安全を推進していく。

校内組織体制の整備

本県では、学校防災の充実に向けた活動を推進するために、校務分掌等において教職員の役割分担と責任を明確にするとともに、実施計画の策定、活動の企画、調整、評価について関係職員の連携の中心となる防災主任を校務分掌に明確に位置付けている。また、安全担当主幹教諭を各地域の拠点校に配置し、地域との防災教育の連携を図る。さらに、各学校において、児童生徒等の安全・安心を確保するために、防災マニュアルの見直し・改善に努め、地域の災害特性を踏まえた災害発生時の対応や情報の連絡（収集）・共有、応急手当て、心のケア、管理職不在の場合の責任者の決定等、必要な方策を教職員に周知徹底しておくことが必要である。

教職員の共通理解と校内研修会の実施

日頃から教職員一人一人が防災に対する意識を高め、積極的に防災教育や防災管理に関わりながら、災害発生時には、全職員が防災マニュアルを基本としつつ、状況に応じた臨機応変な対応により、児童生徒等の安全確保等を行うことが重要である。そのためには、安全担当主幹教諭や防災主任が災害に関する情報や地域の危険箇所等について日常的・定期的に、職員会議、校内研修等の機会を活用して、意図的に話し合いを進める必要がある。また、全ての教職員の防災に関する知識・技能を向上させるために、各学校において学校安全計画に校内研修を位置付け、日常・発生時・発生後の三段階の危機管理に対応した校内研修を実施することが必要である。

**家庭、地域、
関係機関と
連携した取組
（地域に根ざ
した防災教育）の推進**

学校における防災教育、防災管理を効果的に進めるためには、保護者との連携と併せて、地域や地域関係機関・団体、自治体関係部局との連携を日頃から進めておくことが大切である。特に、東日本大震災においては、あらかじめ避難所としての指定がなくとも、地域の避難所となった学校も多くあり、児童生徒等はもとより地域住民の命のよりどころとして、地域防災の拠点としての役割を果たした。こうした教訓からも、日常から関係機関と連携した防災体制の構築に取り組むことが重要である。

防災教育の活性化とその充実を図るためには、地域の災害特性に詳しい地域講師や専門性の高い有識者との連携、地域に根ざした素材や施設などの積極的な活用が必要である。その内容や方法は、各学校や地域の実態に応じて選択し、工夫していかなければならない。

また、各学校においては、保護者、地域住民、関係機関等と学校防災について話し合う機会（地域学校安全委員会等）を持つなど、日頃から関係者が連携を深め、児童生徒等の安全確保が円滑に行われるようにすることが大切である。

11 道徳教育

(1) 学習指導要領改訂の経緯

教育再生 実行会議	「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」（平成25年2月26日） 道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、よりよく生きるための基盤となる力を育てることが求められた。
道徳教育の 充実に関する 懇談会	「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」（平成25年12月26日） 道徳教育の改善・充実のための方策の一つとして、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、その目標・内容をより構造的で明確なものとするとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や連携の在り方等の改善を図ることが報告に盛り込まれた。
中央教育 審議会	「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日） 以下の項目を基本的な考え方として、学習指導要領の改善の方向性が示された。 ① 道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けること ② 目標を明確で理解しやすいものに改善すること ③ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること ④ 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること ⑤ 「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入すること ⑥ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実すること 中央教育審議会答申を踏まえ、平成27年3月27日に学校教育法施行規則が改正されるとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正の告示が公示された。 今回の改正では、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点から内容を改善すること、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどが示された。また、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものとなった。

(2) 学習指導要領の一部改正の概要

特別の教科 道徳	道徳の時間に代えて位置付ける特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）に関することが第3章で示された。
道徳教育と 道徳科の目標	目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした。
内容項目	小学校から中学校までの内容の体系的な高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から改善を図り、それぞれの内容項目にその内容を端的に表す言葉を付記した。小学校では「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、

	公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」が学年によって新設された。
指導上の配慮事項	問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、児童生徒が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるような指導方法を工夫することが示された。
教材の留意事項	ねらいを達成するのにふさわしいものであることや、多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであることなどの観点に照らして、適切と判断されるものであることが示された。
評価	児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めることとし、数値などによる評価は行わないことが示された。

(3) 道徳教育と道徳科の目標

道徳教育の意義	人間は、本来、人間としてよりよく生きたいという願いを持っている。この願いの実現を目指して生きようとするところに道徳が成り立つ。道徳教育とは、人間が本来持っているこのような願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育活動である。教育は人格の完成を目的としている。道徳教育はこの人格の形成の基本に関わるものである。
道徳教育の目標	小学校（特別支援学校小学部）、中学校（同中学部）ともに、学習指導要領総則において次のように示されている。 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。 道徳教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と規定し、道徳教育の役割が道徳性の育成にあることを明示している（道徳性については後述）。 また、前段の「道徳教育の展開と道徳科」には、次のように示されている。 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳〔以下「道徳科」という。〕を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、〈外国語活動、〉総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、〈児童〉（生徒）の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。 〈 〉は小学校・小学部（ ）は中学校・中学部
小学校及び中学校における道徳科の目標	総則を受け、道徳科の目標は次のように示されている。 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 （ ）は中学校 特別支援学校小学部及び中学部の目標は、それぞれ小学校、中学校に準ずる（原則として同一という意味）。なお、知的障害者の児童生徒を教育する場合は、特に必要があれば、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を

高等学校における道徳教育

行うことができるとされている。

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、高等学校における道徳教育の目標として、「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と示された。公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導の場面とし、学校の教育活動全体を通じて行うものとしている。また、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、高等学校においても、道徳教育推進教師を位置付けることが示された。

特別支援学校高等部は高等学校に準ずる。なお、知的障害者の生徒を教育する場合は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うとされている。

道 徳 性

道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道徳教育は道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度を養うことを求めている。道徳性の諸様相については、様々な考え方があるが、学校教育において道徳教育を行うに当たっては、次のように捉えるようにする。

道 徳 的 判 断 力 それぞれの場面において善悪を判断する能力。人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力。

道 徳 的 心 情 道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情。

道徳的実践意欲と態度 道徳的判断力や道徳的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性。道徳的実践意欲は、道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構え。

(4) 道徳科の内容

内容の捉え方

道徳科の内容は、教師と児童生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会を捉え、多様な方法によって進められる学習を通して、児童生徒自らが調和的な道徳性を養うためのものである。

四つの視点

道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を次の四つの視点に分けている。その視点から内容項目を分類整理し、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を明確にしている。

A 主として自分自身に関すること

自己の在り方を自分自身との関わりで捉え、望ましい自己の形成を図ることに関するもの

B 主として人との関わりに関すること

自己を人との関わりにおいて捉え、望ましい人間関係の構築を図ることに関するもの

C 主として集団や社会との関わりに関すること

自己を様々な社会集団や郷土、国家、国際社会との関わりにおいて捉え、国際社

会と向き合うことが求められている我が国に生きる日本人としての自覚に立ち、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な道徳性を養うことに関するもの

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

自己を生命や自然、美しいもの、気高いもの、崇高なものとの関わりにおいて捉え、人間としての自覚を深めることに関するもの

内 容 項 目

内容項目数は、次頁のとおりである。全ての内容項目について適切に指導しなければならない。また、内容項目は、関連的、発展的に捉えて取り扱うことが大切であり、計画の作成や指導に際して配慮と工夫が求められる。

各学校においては、児童生徒や学校の実態などを考慮して目標を設定し、重点的指導を工夫することが大切である。各内容項目の充実を図る中で、各学校として更に重点的に指導したい内容項目をその中から選び、多様な指導を工夫することによって、内容項目全体の指導を効果的に行う必要がある。

例えば、次のような工夫が考えられる。

- ・その内容項目に関する指導について年間の授業時数を多く取ること
- ・一つの内容項目を何回かに分けて指導すること
- ・幾つかの内容項目を関連付けて指導すること 等

視 点	学校段階・学年段階			中学校
	小 学 校			
	1・2年	3・4年	5・6年	
A 主として自分自身に関すること	5	5	6	5
B 主として人との関わりに関すること	4	5	5	4
C 主として集団や社会との関わりに関すること	7	7	7	9
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	3	3	4	4
内容項目数	1 9	2 0	2 2	2 2

(5) 道徳科の指導計画

指導計画作成 の方針と推進 体制の確立

道徳科の指導は、学校の道徳教育の目標を達成するために行うものであることから、学校においては、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心として、道徳教育の全体計画に基づく道徳科の年間指導計画を作成する必要がある。

道徳教育推進 教師の役割

機能的な協力体制を整えるためには、道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要がある。その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。

- ① 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- ② 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ③ 道徳科の充実と指導体制に関すること
- ④ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- ⑤ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ⑥ 道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ⑦ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ⑧ 道徳教育における評価に関すること など

道徳教育の 全体計画

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。したがって、次の事項を含めて作成することが望まれる。〈 〉は小学校・小学部

① 基本的把握事項

- ア 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- イ 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ウ 児童生徒の実態や発達段階等

② 具体的計画事項

- ア 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標
- イ 道徳科の指導の方針
- ウ 各教科、〈外国語活動、〉総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期
- エ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- オ 学級、学校の人間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針
- カ 家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方針
- キ 道徳教育の推進体制
- ク その他（次年度の計画に生かすための評価の記入欄、研修計画や重点的指導に関する添付資料等を記述するなど）

また、作成した全体計画は、家庭や地域社会の積極的な理解と協力を得るとともに、様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために、その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していくことが求められる。

別

葉

全体計画を一覧表にして示す場合は、必要な各事項について文章化したり、具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。例えば、次のような内容を別葉にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとすることが考えられる。

- ・各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの
- ・道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの
- ・道徳教育の推進体制や、家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるもの

年間指導計画

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童生徒の発達段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。各学校が創意工夫をして作成するものであり、特に次の内容を明記しておくことが必要である。

① 各学年の基本方針

② 各学年の年間にわたる指導の概要

- ア 指導の時期 イ 主題名 ウ ねらい エ 教材 オ 主題構成の理由
- カ 学習指導過程と指導の方法 キ 他の教育活動等における道徳教育との関連
- ク その他（校長や教頭などの参加、他の教師の協力的な指導の計画、保護者や地域の人々の参加・協力の計画など）

なお、道徳科の指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にした配列表だけでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても、学習指導過程等を含むなど、各時間の指導の概要が分かるものを加えることが求められる。

指導内容の重点化 道徳教育を進めるに当たっては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき各学校段階の指導内容についての重点化を図ることが大切である。

どのような内容を重点的に指導するかは、最終的には、各学校が学校の実情や児童生徒の実態などを踏まえ決定するものであるが、その際には社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次のような配慮を行うことが求められる。

【小 学 校】

各学年：自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てること

低学年：挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること

中学年：善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること

高学年：相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること

【中 学 校】

① 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする

② 生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること

③ 法やきまりの意義に関する理解を深めること

④ 自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと

⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

これらと併せて、人間としての生き方について理解を深めることは、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、全ての内容項目と関わるように配慮する。

【高等学校】

① 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする

② 生命を尊重する心を育てること

③ 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと

④ 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと

⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

これらと併せて、中学校までの道徳科の学習を通じた道徳的諸価値の理解に考慮し指導するよう配慮する。

(6) 道徳科の指導

基本方針 道徳科においては、各教科、〈外国語活動、〉総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、〈児童〉（生徒）や学級の実態に即して、（道徳科の特質に基づく）適切な指導を展開しなければならない。

〈 〉は小学校・小学部 （ ）は中学校・中学部

そのために、次のような指導の基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

小学校・小学部	中学校・中学部
① 道徳科の特質を理解する	① 道徳科の特質を理解する
② 教師と児童、児童相互の信頼関係を基盤に置く	② 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く
③ 児童の自覚を促す指導方法を工夫する	③ 生徒の内面的な自覚を促す指導方法を工夫する
④ 児童の発達や個に応じた指導を工夫する	④ 生徒の発達や個に応じた指導方法を工夫する
⑤ 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする	⑤ 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする
⑥ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する	⑥ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

道徳科の特質 を生かした 学習指導

道徳科の学習指導過程は、一般的に、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが、学級の実態、指導の内容や教師の指導の意図、教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなど、各段階での多様な工夫をすることが大切である。

学習指導の 多様な展開

道徳科の学習指導を構想する際には、学級の実態、児童生徒の発達の段階、指導の内容や意図、教材の特質、他の教育活動との関連などに応じて柔軟な発想を持つことが大切である。そのことによって、例えば、次のような学習指導を構想することができる。

① 多様な教材を生かした指導

道徳科では、道徳的な行為を題材とした教材を用いることが広く見られる。

教材については、例えば、伝記、実話、意見文、論説文、物語、詩、劇などがあり、多様な形式のものをを用いることができる。文部科学省のホームページ「道徳教育」に掲載されている読み物資料や、宮城県教育委員会作成の教育資料集「みやぎの先人集 未来への架け橋」等も活用したい。

・文部科学省「道徳教育」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/



② 体験の生かし方を工夫した指導

【小学校】児童が日常の体験やそのときの感じ方や考え方を生かして道徳的価値の理解を深めたり、自己を見つめたりする指導の工夫をすることが大切である。

【中学校】生徒が日常の体験を想起する問い掛けをしたり、体験したことの実感を深めやすい教材を生かしたり、実物の観察や実験等を生かした活動、対話を深める活動、模擬体験や追体験的な表現活動を取り入れたりすることも考えられる。

③ 各教科等との関連をもたせた学習の指導

各教科等における学習と道徳科の指導のねらいが同じ方向を持つものである場合、学習の時期や教材を考慮したり、相互に連携を図ったりした指導を進めると、指導の効果を一層高めることが期待できる。その際、他教科等と道徳科それぞれの特質が生かされた関連となるように配慮することが大切である。

④ 道徳科に生かす指導方法の工夫

道徳科のねらいを達成するには、児童生徒の感性や知的な興味などに訴え、児童生徒が問題意識を持ち、主体的に考え、話し合うことができるように、ねらい、児童生徒の実態、教材や学習指導過程などに応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かしていくことが必要である。

指導方法の工夫の例としては、次のようなものが挙げられる。

	ア 教材を提示する工夫 イ 発問の工夫 ウ 話合いの工夫 エ 書く活動の工夫 オ 動作化、役割演技等の表現活動の工夫 カ 板書を生かす工夫 キ 説話の工夫
指導の配慮事項	道徳科の指導の一層の創意工夫と充実を図るために、次のような配慮すべき観点が表示されている。 ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制 ② 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導 ③ 児童生徒が主体的に道徳性を養うための指導 ④ 多様な考え方を生かすための言語活動 ⑤ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導 ⑥ 情報モラルと現代的な課題に関する指導 ⑦ 家庭や地域社会との連携による指導
教材の開発と活用の創意工夫	児童生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めることが大切である。 具体的には、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材として、児童生徒が問題意識を持って多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用が求められる。
道徳科に生かす教材	道徳科に生かす教材は、児童生徒が道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習に資するものでなければならない。また、児童生徒が人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ、考えを深め、互いに学び合う共通の素材として重要な役割を持っている。 道徳科に用いられる教材の具備する要件として、次の点を満たすことが大切である。 ① 児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること ② 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること ③ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること

(7) 道徳科の評価

道徳教育における評価の意義	学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育における評価は、他者との比較ではなく児童生徒一人一人の持つ良い点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、年間や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。つまり、教師が児童生徒一人一人の人間的な成長を見守り、児童生徒自身の自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気付ける働きを持つようにすることが求められる。そして、それは教師と児童生徒の温かな人格的な触れ合いに基づいて、共感的に理解されるべきものである。
道徳科における評価の意義	道徳科の評価については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないとしており、これは、道徳科において養うべき道徳性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないことを特に明記したもので

評 価 の 基 本 的 な 考 え 方	ある。したがって教師は、各授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。 学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。また、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とし、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う。
評価のための 具体的な工夫	児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握し、評価するための工夫例としては、次のようなものが挙げられる。 ・ 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したもの ・ 児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したもの ・ 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程 ・ 児童生徒が行う自己評価や相互評価
組 織 的 ・ 計 画 的 な 評 価 の 推 進	道徳科の評価を推進するに当たっては、学習評価の妥当性、信頼性等を担保することが重要であり、そのため、評価は個々の教師が個人的に行うのではなく学校として組織的・計画的に行われる必要がある。 例えば、学年ごとに評価のために集める資料や評価方法等を明確にしておくことや、評価結果について教師間で検討し、評価の視点などについて共通理解を図ること、評価に関する実践事例を蓄積し共有することなどが重要である。
発達障害等の ある児童生徒 に対する配慮	発達障害等のある児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため、道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手であることや、望ましいと分かっているにもかかわらずできないことがあるなど、一人一人の障害の特性により学習の過程で考えられる困難さの状態をしっかりと踏まえた上で、評価することが重要である。

12 特別活動

(1) 特別活動の目標

学習指導要領の特別活動の目標は、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つを重要な視点として、育成する資質・能力の三つの柱に沿って、以下のように整理されている。

小・中学校

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

高等学校

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」とは、各教科等における見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に向けた実践に結び付けることである。

「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」の部分には学習の過程を示している。

基本的な性格

特別活動は、様々な集団活動を通して、課題を見いだし、その改善・解消に向け、よりよい集団や学校生活を目指して行われる様々な活動の総体である。児童生徒の人間形成に大きな役割を担っており、また、学校生活や学習の基盤としての集団づくりに重要な役割を果たしている。小・中・高校生の発達的な特質を踏まえた指導を行うことが大切になる。

意義

特別活動の教育活動全体における意義として4点強調されている。

- ① 「様々な集団活動」を通し「自主的、実践的な活動を重視」することで特別活動だからこそ育成できる資質・能力を育むこと。

- ② 学級（ホームルーム）がよりよい生活集団や学習集団へと向上するためには、教師の意図的・計画的な指導と児童生徒の主体的な取組が不可欠であり、特別活動が学級経営の要となること。
- ③ 各教科等で育成した資質・能力を実生活で活用できるようにする役割を果たすとともに、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- ④ 特別活動の充実が学級（ホームルーム）や学校文化の創造につながるとともに、特色ある学級・学校文化が特別活動の充実につながることを。

(2) 各活動・学校行事の目標及び内容

学級活動・ホームルーム活動	学級（ホームルーム）や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級（ホームルーム）での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、(1)の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 ① 学級（ホームルーム）や学校における生活づくりへの参画 ② 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ③ 一人一人のキャリア形成と自己実現
児童会活動・生徒会活動	異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て、役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、(1)の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 ① 児童会（生徒会）の組織づくりと児童会活動（生徒会活動）の計画や運営 ② 異年齢集団による交流（小学校） ③ 学校行事への協力 ④ ボランティア活動などの社会参画（中・高等学校）
クラブ活動（小学校）	異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、(1)の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 ① クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 ② クラブを楽しむ活動 ③ クラブの成果の発表
学校行事	全校又は学年の児童生徒（全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団）で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、(1)の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 ① 儀式的行事 ② 文化的行事 ③ 健康安全・体育的行事 ④ 遠足（旅行）・集団宿泊的行事 ⑤ 勤労生産・奉仕的行事

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについて

指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっての配慮事項は、以下の5点である。

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めること。
- ② 学校の創意工夫を生かし、学級（ホームルーム）や学校、地域の実態、児童生徒の発達の段階などを考慮するとともに各教科・科目、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間などの指導との関連を図り、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。
- ③ 個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級（ホームルーム）経営の充実を図ること。特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図ること。
- ④ 障害のある児童生徒などについて、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ⑤ 道徳教育の内容との関連を考慮すること。

内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項は、以下の4点である。

- ① 児童生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。
- ② 各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。
- ③ 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などについては、ガイダンスとカウンセリング（教育相談を含む）の双方の趣旨を踏まえた指導を行うこと。
- ④ 異年齢集団や幼児、高齢者、障害のある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動を重視すること。

特別支援学校においては、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領（特別活動）に準ずるほか、次の事項に配慮すること。

- 少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする。
- 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、個々の児童生徒に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導すること。

(4) 特別活動における評価

特別活動の特質と各学校の創意工夫を生かすということから、各学校で各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の時期、方法を明らかにする必要がある。評価において大切な点は、以下の4点である。

- ① 一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、各個人の活動状況を基に進める。
- ② 自己の活動状況を振り返り、新たな目標や課題を持てるようにするために、活動

の過程における児童生徒のよさを多面的・総合的に評価する。

- ③ ポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価を工夫し、評価の参考資料として適切に活用する。
- ④ 具体的な評価の観点を設定し、教員間の共通理解と連携を十分に図る。

13 放射線等に関する指導

放射線に関する指導について

放射線は、五感で感じることはできないが、常に身の回りに存在しているものである。放射線の種類や性質について正しい知識を身に付けた上で、その利用における影響や課題について理解を深めることが重要である。各学校においては、地域、児童生徒の実態に応じ、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、自ら考え行動できるようになることが求められているため、文部科学省発行の副読本などを活用した指導が求められる。また、副読本については、令和6年度から1人1台端末用にも作成されているため、従来のものと併せて、各学校の実態に合った活用法を選択することができる。

学習形態は、学級単位や学年単位など、指導の内容や指導方法により、学習効果を考慮した形態をとる。教育課程における扱いは、放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し情報を正しく理解する力を育成することとしており、各教科（生活科、社会科、理科、体育科、保健体育科等）、道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間を活用し、教科横断的に実施する。横断的な教育内容として環境教育、防災教育、健康教育、人権教育において取り扱うこともできる。指導時数については、児童生徒の実態に応じて柔軟に設定することも考えられる。

また、児童生徒への指導と併せて、保護者会等において保護者への啓発を行うことで、放射線に関する知識と理解を深めることが望ましい。

原子力災害時における安全の指導

「みやぎ学校安全基本指針」に基づいた指導の展開を原則とし、身に付けさせたい事項として、下記の事項について指導する。

(1) 原子力災害についての指導

原子力災害についての基本的な内容や、原子力災害発生時にどのような行動を取ればよいのか、また、被ばくを少なくして生活するための方法などについて指導するとともに、緊急事態等に備えた対策について理解させる。

(2) 放射線の人体に対する影響についての指導

外部被ばくと内部被ばくについて理解させ、人体に影響する被ばく量や疾病との関わりについて学ばせる。

(3) 原子力災害発生時における地域住民の初期行動の仕方についての指導

原子力緊急事態が発生したとき、自治体等からの正しい情報を待ち、それに従った避難行動を取ることの必要性について理解させ、適切な避難場所を選択することを学ばせる。

(4) 原子力災害時の医療面の対応についての指導

原子力災害時の医療機関の仕組みを理解させるとともに、その対応について指導する。

関係資料

- ・文部科学省「放射線副読本（令和6年改訂）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasan/1410005_00004.html

「小学生のための放射線副読本～放射線について学ぼう～」

「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」

- ・宮城県ホームページ「みやぎ学校安全基本指針」（平成24年10月）

52、53ページ（原子力災害時の安全）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-anzen-bousai/anzenkihons-hishin.html>



14 生徒指導

※文部科学省「生徒指導提要」（2023年2月 第1.0.1版）（以下、「提要」とする。）を活用のこと

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf



本文中の「不登校」の表記は、「提要」「学習指導要領」の引用によるもの。

宮城県では、令和7年度より「不登校」に代わる表現として「学校に登校していない児童生徒」を使用。

(1) 生徒指導の意義等

生徒指導とは (提要P12～)

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

生徒指導の 目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

自己指導能力 の育成

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。自己指導能力とは、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をするべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である。

生徒指導の 実践上の視点 (提要P14～)

多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切であり、以下にその際に留意する実践上の視点を示す。

① 自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

② 共感的な人間関係の育成

失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となる。

③ 自己決定の場の提供

授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を

検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

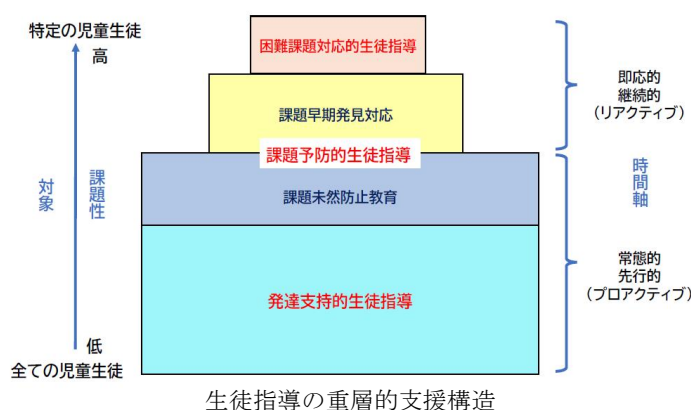
④ 安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。

(2) 成長・発達を支える生徒指導の展開—重層的支援構造—

生徒指導の 重層的支援構造 (提要P17～)

生徒指導と言うと、課題が起き始めたことを認知してからすぐに対応する（即時的）あるいは困難な課題に組織的に粘り強く取り組む（継続的）というイメージが今も根強く残っている。しかし、起きてからどう対応するかということ以上に、どうすれば起きないようにするのかという点に注力することが大切である。



① 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける。

② 課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施する。

③ 課題早期発見対応

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。

④ 困難課題対応の生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒の背景には、個人の性格や社会性、発達障害といった個人的要因、家庭的要因、また、友人間での人間関係に関する要因など、様々な要因が絡んでいる。課

**学習指導と
生徒指導の
一体化
(提要P39～)**

題の背景を十分に理解した上で、課題に応じて校内連携型支援チームやネットワーク型支援チームを編成して、計画的・組織的・継続的な指導・援助を行う。

学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていく。

(3) 生徒指導の方法

**児童生徒理解
(提要P23～)**

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化を図ることである。(各校種「学習指導要領解説 総則編 生徒指導の充実」文部科学省)

生徒指導の基本は、教職員の児童生徒理解であり、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要である。また、日頃のきめ細かい観察力や学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加え、養護教諭、スクールカウンセラー(以下「SC」)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)等の専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要である。加えて、的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒と保護者、教職員がお互いに理解を深めることが大切である。児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に、生徒指導の方針や意味などについて伝え、発信して、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要がある。

**集団指導と
個別指導
(提要P24～)**

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図る。児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができる。教職員は児童生徒があらゆる場面において、人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくることが大切である。

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念がある。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導を行うことが大切となる。

**ガイダンスと
カウンセリング
(提要P26～)**

生徒指導上の課題に対し、一人一人の発達を支える働きかけの両輪として、ガイダンスとカウンセリングの双方による支援が重要である。(学習指導要領第1章「総則」)

- ・ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行う。
- ・カウンセリングの観点から、児童生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行う。

チーム支援による組織的対応 (提要P27～)	深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに保護者、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメント*に基づいて、支援チームを編成して、課題予防的生徒指導や困難課題対応的生徒指導を行う。チーム支援においては、児童生徒の学習情報、健康情報、家庭情報等の個人情報扱うため、守秘義務や説明責任等に注意しなければならない。 * アセスメントとは、当該児童生徒の課題に関連する問題状況や緊急対応を要する危機の程度等の情報を収集・分析・共有し、課題解決に有効な支援仮説を立て、支援目標や方法を決定するための資料を提供するプロセスのこと。
---	--

(4) 教育相談

教育相談の目的 (提要P80～)	教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。教育相談は、生徒指導の一環であることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。
教育相談を行う際の教職員の姿勢	① 児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考える。 ② 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指す。 ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つ。
発達支持的教育相談	個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものであり、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動である。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常の教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも重要である。
課題予防的教育相談	「課題予防的教育相談」は大きく二つに分類できる。第一は、全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談である。例としては、全ての児童生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、SCの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任等を中心に実践する取組などが挙げられる。第二は、ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談である。例としては、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合などが挙げられる。
困難課題対応的教育相談	「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とする。ケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSWの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行い課題の解決を目指す。
関係機関との連携	本人に必要な関係機関と連携する際には、虐待が疑われるケースを除き、本人だけでなく、保護者の理解と丁寧な説明が必要になる。この説明と納得の過程（インフォームド・コンセント）なしに外部機関を紹介すると、児童生徒本人や保護者に「学校に見捨てられた」「学校ではどうにもならないほどひどい状態なのか」という不安を与えることにもなりかねないため、十分な配慮が求められる。また、外部機関とつながってから

も、対応を委ねるだけではなく、学校と関係機関が責任を分け持つことが大切である。

- ・総合教育センター（登校・発達支援相談室「りんくるみやぎ」）

相談内容：登校に関する悩み相談、いじめ、学業・進路等子供の心
と教育全般に関する教育相談、発達障害及び発達の遅れ
や偏り等の子供の教育相談

相談対象：幼児（発達支援教育相談のみ）、児童生徒、保護者、教職員

- ・各教育事務所、適応指導教室、各市町村設置のみやぎ子どもの心のケアハウス、
児童相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、青少年相談室などの福祉機関、
医療機関、警察（生活安全課）、民生・児童委員等



(5) 生徒指導における取組上の留意点

児童の権利に 関する条約 (提要P32～)

生徒指導を進める上での留意点として、児童生徒の権利に関する理解、ICTを活用した推進、幼児教育との円滑な接続、社会的な自立に向けた取り組みが求められている。

児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育を行うためには、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」について、共通理念等の理解を深める必要がある。

【児童の権利条約の四つの原則】

日本は、平成2年に「児童の権利に関する条約」に署名し、平成6年に批准し、効力が生じている。この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指す。児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められている。

第一に児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること、の四つの原則の理解が不可欠である。

【こども基本法】

令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されている（第1条）。児童の権利に関する条約とともに理解しておく。

ICTを活用 した生徒指導 の推進

令和の日本型学校教育の実現に向けて、GIGAスクール構想を踏まえ、今後ICTを活用した生徒指導を推進することが大切である。データを用いた生徒指導と学習指導との関連付けや悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応、教育機会確保のための不登校児童生徒等への支援での活用などが考えられる。

幼児教育と 小学校教育との 円滑な接続

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（以下「幼保小」という。）の教職員が交流体験や情報交換を通して、相互理解することが大切である。幼保小の接続期におけるスタートカリキュラムの位置付けや役割を踏まえ、入学当初のみならずその後の小学校における生活や学習へのつながりを視野に検討する姿勢が求められる。幼児教育と小学校教育の円滑な接続は、児童が安心して楽しく学習や生活を送ることにもつながる。

社会的自立に向けた切れ目のない支援 児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在となるように、適切な働きかけを行う。社会的自立に向けた取組を日常の教育活動を通じて実施することが求められる。生涯を見通したキャリア教育や適切な進路指導を行う。必要な場合には、就労支援事業所や子供・若者相談機関などにつなぐといった支援を行う。

(6) 個別の課題に対する生徒指導

いじめ (提要P120～) いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの防止 ・早期発見・ いじめへの 対処に当たっ ての基本理念

- 児童生徒をはじめ、関係者はいかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、連携協力しながら、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組む。
- 児童生徒一人一人の人間関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、これを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす深刻な影響や人間の尊厳に関わる問題であることについての理解を深める。
- 十分な原因の究明による再発の防止を含め、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組む。 「宮城県いじめ防止対策推進条例」概要から（平成30年12月1日施行）

いじめ対応の 重点事項

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。

重大事態

次の場合を重大事態という。

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして法令に基づいて対応しなければならない。また、②の重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合には、迅速に調査に着手する必要がある。

いじめの理解と 防止のために

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の心身の安全を守り、児童生徒をいじめに向かわせない学級・学校づくりに、全教職員が取り組んでいく必要がある。また、いじめには多様な態様が

あることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、その児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。いじめは「いじめる側」と「いじめられる側」という二者関係だけではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかのポイントになる。

暴力行為 (提要P141～)

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、暴力行為を、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義している。また、暴力の対象により「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四つの形態に分類される。令和5年度の宮城県における暴力行為の発生件数は、高等学校において減少傾向が見られるものの、小学校、中学校においては増加の傾向にあり、全体的にも依然として多くの暴力行為が発生している。そのため、全教職員の共通理解に基づき、未然防止や早期発見・早期対応の取組、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携し、生徒指導体制の一層の充実を図ることが求められる。

不登校 (提要P221～)

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められる。

不登校の理解

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうることであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。教職員・保護者・地域の人々等が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、当該児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

不登校児童 生徒のアセス メントと支援

不登校の要因は「無気力・不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「親子の関わり方」、「学業不振」、「教職員との関係をめぐる問題」と多岐にわたっている。あそび・非行型の不登校に見えても、丁寧にアセスメントしていくと、背景に親子関係の葛藤や学力の課題等が浮かび上がってくるようなケースも少なくない。不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、SC及びSSW等によるアセスメントが有効である。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要である。

不登校支援の 三つのステップ

不登校で苦しんでいる児童生徒への支援の第一歩は、将来の社会的自立に向けて、現在の生活の中で、「傷ついた自己肯定感を回復する」、「コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける」、「人に上手にSOSを出せる」ようになることを身近で支えることに他ならない。その上で、社会的自立に至る多様な過程を個々の状況に応じたてたどることができるように支援することが、次の目標になると考えられる。個々の児

児童生徒に求められる自立の姿は実に多様であるため、学校復帰や転学等に際して、形だけを整えるのではなく、個に応じた多様な社会的自立に向けて目標の幅を広げた支援を行うことが必要になる。

①未然防止	すべての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」を進める。
②初期対応	不登校の初期対応として、休み始める前の予見と休み始めたときの対応を適切に行い、早期発見・早期対応に努める。
③自立支援	対応してもなお欠席が30日を超え、不登校となった児童生徒については、社会的自立に向けて適切な体制を整え、関係機関と連携した組織的対応や心のケアを実施し、自立支援を行っていく。

多様な背景を持つ児童生徒 (提要P268～)

発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もある。加えて、いじめや暴力行為、少年非行、児童虐待、自殺、不登校などの背景に、これらの課題が存在するという場合も少なくない。特に近年、それぞれの課題とその影響がクローズアップされ、関連する法律や通知なども整備される中で、生徒指導においてもそのことを理解した上で取り組むことが強く求められるようになってきている。そのため、教職員は生徒指導を進める前提として、日頃からこれらの内容を理解しておくことが求められる。また、課題が見えにくい場合も多いため、アセスメントを通じて、的確に気付きと対応を行うよう努める必要がある。

震災後の児童生徒の心のケア

東日本大震災から14年が経過し、震災の記憶がない、または経験していない児童生徒が増えているが、震災の直接の影響と見られるもののほか、震災による家庭環境や経済状況、地域社会の変化等により、児童生徒への心への影響はあるものと考えられる。

心のケアの充実のため、児童生徒の心の変化や状況を把握する視点を持ち、悩みや不安を抱えている児童生徒の指導・援助に当たっては、S C等の専門家から心の状況の見極めと必要な助言を得ながら、教師が中心となって必要な支援を行う。また、必要に応じてS S Wの活用を図るとともに、外部の関係諸機関等とも連携して支援に当たる体制を整える。

関係資料

- ・文部科学省「いじめ対策に係る事例集」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm



- ・文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm



- ・宮城県教育委員会「不登校児童生徒への支援の在り方について」

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/9616/823835.pdf>



15 進路指導

(1) 進路指導の定義と諸活動

進路指導の 定義

進路指導とは、「生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助すること」である（「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」（以下、「報告書」とする。））。

とりわけ、青年期の生徒が人間としての生き方を模索し、自己を探究し、価値観を形成していくことを指導・援助することが大切である。卒業後の「社会的自己実現」と「職業的自己実現」のために必要な能力や態度を育て、生徒一人一人が自ら主体的に将来を切り開き社会参画するための力を育てることを目指し、長期的展望に立って指導・援助するという意味での「生き方の指導」とも言える教育活動である。

さらには、進路指導は、各教科・科目、道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に行われるものであり、同時に、家庭、地域・社会、行政など関係諸機関等と連携・協働して行われるべきものである。

進路指導の活動は、以下の6つの活動を通して実践される。（「進路指導の手引—中学校学校級担任編（三訂版）」（文部省 平成6年）に基づいて整理したもの。）

- ① 個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させる活動
- ② 進路に関する情報を生徒に得させる活動
- ③ 啓発的経験を生徒に得させる活動
- ④ 進路に関する相談の機会を生徒に与える活動
例) キャリア・カウンセリングなど
- ⑤ 就職・進学等に関する指導・援助の活動
- ⑥ 卒業者の追指導に関する活動

進路指導の 諸活動

特に⑤の活動は、進路指導の一部にしか過ぎないことを確認しておく必要がある。進路指導は、進路選択が間近に控えた時期となつてからの指導・援助や斡旋だけではなく、入学から卒業までにとどまらず、卒業後の追指導までも包含した計画的・組織的な活動である。

(2) 教育課程における進路指導の位置付け

小学校の 進路指導

小学校では、「進路指導」と呼ばれる活動は設けられていないが、道徳科や総合的な学習の時間、特別活動などの時間において、「人間としての生き方」について考えを深める活動が行われている。それらの活動を通して、自己及び他者への関心、さらには身の回りの仕事や環境への関心を高め、夢や希望、憧れる自己イメージの獲得と、勤労を重んじ目標に向かって努力する姿勢を養うというねらいは、進路指導のねらいと合致している。

また、小学校学習指導要領の総則においてキャリア教育の充実を図ることが述べられている。本来、キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、小学校段階においても、夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だ

けに終わらず、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が大切である。

さらに、小学校学習指導要領では、特別活動の学級活動の内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」を設けている。キャリア教育で扱う内容は、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動であることから、中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階として適切なものを内容として設定する必要がある。

本県では、キャリア教育の内容を前提とした「志教育」が推進されており、その内容を踏まえた日々の様々な教育活動の中で、児童が自分の進路選択の基盤を形成することができるよう児童一人一人、個々の発達段階に応じて指導していく必要がある。

中学校段階では、広がっていく人間関係の中で経験する様々な出来事を通して、自らの人生や生き方への関心が高まり、各々の夢や理想を持つ時期である。一方で、高校入試など現実的な進路選択を迫られ、自分の意思と責任で決定しなければならない時期でもある。

中学校の 進路指導

中学校においては、生徒を自分自身と向き合わせることで、現実社会の仕組みや諸課題に目を向けさせることなどを通して、社会における自らの役割や、将来における多様な生き方、働き方等について考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度を体験を通じて育成し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育みながら、自らの意思と責任において、自己の生き方や進路の選択・決定へと導くことが重要である。

また、小学校と同様に「志教育」の意義を踏まえ、キャリア教育の視点で進路指導を進め、勤労観、職業観の育成も視野に入れていく必要がある。職業体験やオープンスクールなど様々な啓発的経験を通して、生徒一人一人が働く意義や目的を探究し、ある種の望ましい土台に立ちながらも、多様な「自分なりの勤労観、職業観」を形成し、確立していく過程において、支援を行うことが大切である。

高等学校の 進路指導

高等学校においては、自我の確立とともに、自己を見詰める目、社会を見詰める目が大きく育つ発達段階の特性を考慮し、きめの細かい指導・支援が求められる。自我の形成が進み、自己がいかにあるべきか考えるとともに、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現を目指して進んで学習に取り組む意欲を持ち、自己の個性や適性を踏まえつつ、自らの能力を生かす進路を自らの意志と責任で選択し、決定していくことが求められる。社会への出口が目前に迫った緊張感の中にあっても、（アカデミック）インターンシップやオープンキャンパスといった啓発的経験活動の機会を十分に生かすことで、生徒自身に客観的な視点を持たせながら、主体的な進路選択を促したい。

その際、以下の3点をねらいとして、指導に当たる。

- 進路活動を通して自らの勤労観、職業観について価値観の形成を図らせること
- 進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し、検討させ、自分の能力・適性を的確に判断し、自らの将来設計に基づいて、高校卒業後の進路について決定させること
- 進路実現のために取り組むべき課題は何かを考えさせ、実行に移し、理想と現実との葛藤等の体験を通し、様々な困惑を克服するスキルを身に付けさせること

また、高等学校学習指導要領の総則において、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を

身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」とある。このことから、本県における進路指導についても、キャリア教育の意義を踏まえ、高校における各教育活動を相互に関連させながら、「志教育」の内容を日々の学習活動で展開することによって、生徒一人一人の発達を組織的・体系的に支援し、「生徒みずから、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長する」よう促す必要がある。

(3) 指導方法

個性・人間性の把握

進路指導に当たっては、生徒個人の能力・適性を的確に把握するとともに、これらを含む個性や人間性を大きく捉えておくことが必要である。授業や学級活動といった日常の学校生活や部活動の様子、また家庭環境や生徒の進路に関する家庭の意向等、幅広く生徒を観察し、情報を収集することが大切である。

進路選択時の指導

本来、進路選択を間近に控えた時期になってからの指導・援助や斡旋だけでは不十分であり、入学時からの計画的、組織的、継続的な指導・援助が重要である。そうした実践を踏まえた上で、進路選択においては、普段の学級における特別活動や学校行事、さらには外部機関との連携による職場体験、オープンスクールや（アカデミック）インターンシップ等の啓発的体験活動等、それまで積み重ねた進路活動によって深められた生徒理解を前提に指導することが求められる。むろん、生徒自身の正しい自己理解の下で、主体的に進路を選択していく過程や環境を大切にしなければならない。さらに、保護者との連携等を通して、生徒が安易な進路選択に陥らず、自己の生き方の問題として捉えられるよう支援することで、自ら主体的に将来を切り開き、社会参画する意識を涵養できるよう促していく必要がある。

進路相談としての支援

進路相談とは、生徒が進路の計画や選択を主体的に行うことができるよう個別に生徒の希望に応じて実施される相談のことである。生徒が自分の能力や適性ととともに、自分の置かれている立場や環境を客観的に把握し、意欲を持って進路実現に向かうことができるよう適切なアドバイスを心掛けることが大切である。

また、進路相談は「キャリア・カウンセリング」とも呼ばれる。「キャリア・カウンセリング」とは、「子供たち一人一人の生き方や進路、教科・科目等の選択に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、子どもたちが自らの意志と責任で進路を選択することができるようにするための、個別またはグループ別に行う指導援助」のことであり、「特に、中学校、高等学校の段階では、一人一人に対するきめ細かな指導・援助を行うキャリア・カウンセリングの充実が極めて重要である」とされた（「報告書」）。

(4) 進路指導とキャリア教育

キャリア教育との関連

小学校、中学校、高等学校の各学習指導要領の総則において、児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と明記されている。キャリア教育の充

実を図る中で、特に中学校、高等学校においては、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこととなっている。

ここで示されたキャリア教育と従来の進路指導との関係については、「報告書」で、「進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすといえることができる」と述べられ、さらに平成23年の中央教育審議会答申において、「進路指導のねらいは、キャリア教育の目指すところとほぼ同じ」との見解が示されている。

むろん、キャリア教育と進路指導とは、まったく同一の教育活動を意味するものではない。これらの活動の対象となる範囲の違いを踏まえて行う必要がある。つまり、キャリア教育は、就学前から段階的・体系的に取り組んでいくものであるのに対し、進路指導は、中学校及び高等学校での実践に限定される（その結果、本来の「進路指導」とはかけ離れた、いわゆる「出口指導」といわれる入学試験や就職試験に合格させるためだけの支援や指導のみを「進路指導」と呼ぶ傾向が強かった）。

今後、進路指導においては、キャリア教育の理念に沿って、小学校から中学校・高等学校を含む全ての校種における教育活動全体において、さらに家庭や地域・社会、各種機関との連携も視野に入れながら、子供たちの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質や能力を育てていくことが、これまで以上に求められる。（「24 キャリア教育」参照）

関係資料

・文部科学省ホームページ「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/04012801/002.htm



・文部科学省ホームページ「高等学校キャリア教育の手引き」

第1章 キャリア教育とは何か 第3節 キャリア教育と進路指導

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/1312816.htm



16 図書館教育

読書の意義

読書活動は、生涯にわたる人間形成の基礎となる部分であり、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

「令和5年度子供読書活動に関するアンケート」※¹によると、11月の1か月間に1冊も紙媒体の本を読まなかった「不読率」（不読者の割合）は、小学生9.4%、中学生20.8%、高校生56.0%であった。紙媒体と電子書籍のどちらも読まなかった児童生徒の不読率は、小学生8.0%、中学生17.1%、高校生45.5%とすべての校種で低下した。特に高校生は、紙の本のみの不読率と比較すると減少率が10.5%と顕著であった。このことから、高校生については、電子書籍を活用した読書が増えてきていることが伺える。一方で、校種ごとの不読率を比較した場合、小・中・高と校種が進むにつれて読書離れが進む傾向は変わらない。今後は、電子書籍も含めた読書活動の推進に向けて取組の一層の強化が求められる。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、デジタルの活用も含めた読書環境を整備することが必要である。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められている。

さらに、学習指導要領においては、児童生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力の一つとして言語能力を挙げ、「言語能力の育成を図るため、各学校において、必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて児童生徒の言語活動を充実すること。あわせて、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」と示されている。

※1 宮城県教育庁生涯学習課が本県の児童生徒及び保護者を対象に毎年実施している調査

学校における 取組

各学校段階において、様々な読書のきっかけづくりにより、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。

国においては、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」が、平成17年に「文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）」が施行され、子供の読書環境の充実、各種取組の促進が図られている。

宮城県では、県内の子供の読書活動を積極的に推進するために、「第五次みやぎ子ども読書活動推進計画（令和6年3月）」を策定し、三つの活動方針のもと、具体的な施策を示している。

【活動方針】

活動方針1 読書に親しむ機会の充実

子どもが主体的に読書に親しむことができるよう、多様な機会の提供や、必要な環境の整備を推進します。

活動方針2 読書活動の推進体制の充実

家庭・地域・学校等における読書活動の担い手を育成するとともに、主体的な読書活動が推進されるよう連携・協力体制の充実を図ります。

活動方針3 読書活動の普及・啓発

社会全体で子どもの読書活動の意義や重要性の理解が深まるよう、広く普及・啓発に努めます。

【具体的な施策】

施策1 子どもたちの多様な読書活動の推進

- 子どもが主体的に読書に親しむ機会の充実
 - ・複数の本をテーマに沿って紹介する「ブックトーク」の実施
 - ・家族で同じ本を読み、感想を話し合う家読（うちどく）の実施
 - ・授業前に児童生徒と教員が好きな本を読む「朝読書」の実施
 - ・自然の家での自然体験と連動した読書活動の実施

施策2 デジタルを活用した読書活動の推進

- 学校図書館や図書館等におけるデジタルを活用した取組の推進
 - ・アクセシブルな書籍等の読書環境の充実
 - ・デジタルを活用した先進事例の紹介

施策3 家庭・地域・学校等の連携による読書活動の推進体制の充実

- 家庭・地域・学校等が連携した読書活動の推進
 - ・家庭教育支援チームの派遣
 - ・地域学校協働活動による学校支援
 - ・入学時等の学校図書館オリエンテーションの実施
 - ・子どもの視点に立った図書館の運営

施策4 子どもの読書活動を担う人材の育成

- 読書活動に関わる人材育成の推進
 - ・図書館司書や司書教諭、地域ボランティア等の研修の実施
 - ・読書バリアフリー法やICTの活用に関する研修の実施

施策5 普及・啓発活動の促進

- 子どもの読書活動等に関する事業の普及・啓発の実施
 - ・「子ども読書の日」等における読書活動等に関する事業の実施
 - ・「まなびのWEB宮城」等を活用した情報発信

本県では8割の子供が、読書が「好き」「どちらかというと好き」と回答していることを踏まえ、子供一人一人に合った、読書に親しむ機会の充実を図るため、家庭・地域・学校等が連携し、子供の読書環境の整備充実を図ることが重要である。

関係資料

- ・文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00072.html



- ・宮城県教育委員会「第五次みやぎ子ども読書活動推進計画」（令和6年3月）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syougaijyouhou/>



- ・生涯学習情報サイト「まなびのWEB 宮城」

<https://www.manabino-miyagi.com>



17 環境教育

学習指導要領 における 位置付け

学校教育においては、従来から、児童生徒の発達段階に即して、学校教育活動全体を通じて環境教育が行われてきた。現行の学習指導要領では、社会科や理科、技術・家庭科などの関連する教科等に留まらず、教科等横断的な視点で自然環境や資源の有用性等の中で、持続可能な社会をつくる力等の資質・能力を育成することが示されている。また、国立教育政策研究所より「環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】」（平成26年10月）と「環境教育指導資料【中学校編】」（平成28年12月）がそれぞれ発行されている。

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>



具体的な取組

学校における環境教育を考えると、四つの留意点を挙げるができる。第一に環境教育を学校の指導計画に明確に位置付けること。第二に各教科等の関連・連携を図った指導を展開すること。第三に総合的な学習（探究）の時間において環境教育を推進すること。第四に自然環境の現状や環境問題・環境保全に関する取組について常に関心を持つとともに、環境教育を推進する上で、学校・家庭・地域の連携を積極的に進めることである。環境問題は横断的・総合的な課題であり、総合的な学習（探究）の時間においては、社会科や理科等の教科で学習した知識や技能を活用して、自然環境と環境問題についての総合的な理解と認識の上に立って主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力を育てることが求められる。またその一方で、総合的な学習（探究）の時間で学んだ自然環境と環境問題を、各教科の学習で更に深めたり発展させたりしていくような学習展開も求められている。

指導に当たっては、児童生徒の発達段階に即して、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れ、児童生徒が身の回りの環境に興味・関心を持って、自ら課題を設定し、その課題解決のために主体的に学習を進められるように工夫することが肝要である。

本県には、知事が委嘱した環境教育リーダーを講師として無料で派遣する制度がある。

- ・宮城県環境情報提供ポータルサイト「みやぎ環境ウェブ」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/kankyo-web/>



また、授業で活用できる教材として、文部科学省ホームページには、「持続可能な開発のための教育（ESD）推進のための手引」、環境省ホームページには、「環境教育に役立つ情報サイト『環境学習Station～未来を築く人を育む』」が掲載されている。

- ・文部科学省ホームページ「持続可能な開発のための教育（ESD）推進のための手引」（令和3年5月改訂版）

https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-100014715_1.pdf

pdf

- ・環境省ホームページ 環境教育に役立つ情報サイト

「環境学習Station～未来を築く人を育む」

<http://eco.env.go.jp/>



18 国際理解教育

(1) 国際理解教育の概要

国際理解教育とは	国際理解教育は、世界の人々が、国を越えて理解し合い、協力し、世界平和を実現することを理念とした教育のことであり、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が提唱したEducation for International Understandingを日本語訳したものである。なお、「国際理解教育」に関しては、「国際教育」「開発教育」「グローバル教育」「持続可能な開発のための教育（E S D）」「シチズンシップ教育」等、隣接、類似する様々な概念が存在し、時代や社会の変化とともに、対象とする範囲が広がり、内容の重複も見られる。
国際理解教育のねらい	国際理解教育は、次の法律に定められた目標の実現に向けて推進される。 ○ 教育基本法第1章第2条（教育の目標） 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと ○ 学校教育法第2章第21条（普通教育の目標） 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと
グローバル化する社会の中で求められる資質・能力	グローバル化の中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。言語能力を高め、国語で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現したりできるようにすることや、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図れるようにすることが、こうした資質・能力の基盤となる。加えて、古典や歴史、芸術の学習等を通じて、日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していけるようにすること、様々な国や地域について学ぶことを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようにすることなどが重要である。 また、世界とその中における我が国を広く相互的な視野で捉えながら、社会の中で自ら問題を発見し解決していくことができるようにしていくことも重要となる。国際的に共有されている持続可能な開発目標（SDGs）なども踏まえつつ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、児童生徒一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育んでいくことが求められる。

(2) 学習指導要領と国際理解教育

持続可能な社会の創り手の育成	中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月）には、「持続可能な開発のための教育（E S D）は次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念である」と記載されている。この答申に基づき改訂された学習指導要領の前文には、「持続可能
----------------	---

道徳教育に
おける
国際理解教育

な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科等においても、関連する内容が盛り込まれた。

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」として小学校では「国際理解、国際親善」、中学校では「国際理解、国際貢献」が項目立てられ、次の内容について扱うこととしている。

○ 小学校

〔第1学年及び第2学年〕他国の人々や文化に親しむこと

〔第3学年及び第4学年〕他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと

〔第5学年及び第6学年〕他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること

○ 中学校

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること

※ 高等学校では、道徳教育推進上の留意事項として次のことが挙げられている。

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

総合的な学習
の時間における
国際理解教育

小・中学校の総合的な学習の時間、高等学校の総合的な探究の時間において、「国際理解」は「目標を実現するにふさわしい探究課題」として例示されている。さらに、小学校では、「諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりする」ことが具体的な学習活動として、小・中学校では「地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観」、高等学校では「外国人の生活者とその人たちの多様な価値観」が具体的な探究課題例として挙げられている。

(3) 国際理解教育の推進・充実

方針と重点

宮城県教育委員会は「令和6年度学校教育の方針と重点」において国際理解教育の重点について、「1 ねらいを踏まえた指導計画の作成」「2 各教科等における国際理解教育」「3 国際理解教育のための研修の推進」の3点から述べている。その中で、日本語指導が必要な外国人児童生徒や海外在住期間が長い帰国子女等に対する適切な対応に向けた研修についても示されている。詳細については「方針と重点」を参照されたい。

平成17年8月、文部科学省が設置した「初等中等教育における国際教育推進検討会」は、その報告「国際社会を生きる人材を育成するために」において、国際教育を推進するための基本的視点について、次のように提案している。

- ① 国際社会を生きる人材として必要な実践的な態度・能力を育成していくため、国際教育の実践力の向上と「学びの広がり・深まり」をもたらす授業づくりを
- ② 実践事例、手法、幅広い経験や優れた知識を有する人材や組織など国際教育にかかわる資源を活用するため、共有の促進や連携のための支援体制の構築を
- ③ 海外子女教育においても「日本の教育を海外に」という視点に加え、「海外の先駆的な取組を日本の学校教育に生かす」という視点を

各 学 校 に 国際理解教育を充実し、その効果を最大化するためには、前述の「方針と重点」や「基
おける取組 本的視点」を踏まえ、各教科等での学習や教科横断的な視点で学習の工夫・改善を図っ
ていくとともに、カリキュラム・マネジメントを充実させることが不可欠である。

関 係 資 料 ・中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要
領の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm



・中央教育審議会「初等中等教育における国際教育推進検討会報告－国際社会を生きる
人材を育成するために－」（平成17年8月）

[https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/14005
89.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/1400589.htm)



19 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

特別支援教育 の 理 念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒（以下、「子供」とする。）の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援学校や特別支援学級対象の障害だけでなく、特別な配慮や支援を必要とする子供が在籍する全ての学校及び幼稚園等において全教職員により実施されるものである。

さらに、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、インクルーシブ教育システムを構築する上で、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つものである。

・文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo3/044/attach/1300904.htm



(2) 特別支援教育の対象と教育の場

それぞれの場 における教育

多様な学びの場とそこで行われる教育は、以下のとおりである。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校	小学校・中学校	特別支援学校
通常の学級 在籍している特別な配慮や支援の必要な子供に対して、指導内容・方法等を工夫した指導を行う。 通級による指導（小・中・高） ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部障害に応じた特別の指導を受ける指導形態。障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした領域である自立活動の内容を参考として、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。 言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴 学習障害 注意欠陥多動性障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 （25文科初第756号通知） ※宮城県では 小・中学校：言語障害及び学習障害（LD）等の指導をする教員を配置する場合があります。 高等学校：上記756号通知による障害種の指導をする教員を配置する場合があります。	特別支援学級 小・中学校学習指導要領に沿った教育を基本とするが、実態に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考とした特別の教育課程を編成することができる。 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴 言語障害 自閉症・情緒障害 （25文科初第756号通知） ※宮城県では、現在、言語障害対象の特別支援学級を設置している学校はありません。	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育をきめ細かく行う。知的障害者である子供に対しては、知的障害特別支援学校の各教科等及び内容による教育を行うこと、それ以外の障害のある子供には通常の学校の各教科等の目標及び内容による準ずる教育を行うことが示されている。 視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱 （身体虚弱を含む） （学校教育法施行令第22条の3）

就 学 支 援

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場についての共通認識も含めて支援を行う。就学先の

決定に当たっては、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえて、市町村教育委員会が総合的に判断する。

・宮城県教育委員会「就学支援の手引き（最新版）」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/syugakusien-tebiki.html>



(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用と、学習活動の充実

実 態 把 握	在籍する子供の実態把握に努め、特別な配慮や支援を必要とする子供の存在や状態を的確に捉える。特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、保護者の理解と協力を得て、早期から必要な支援を着実に行うよう努める。
個別の教育 支 援 計 画	特別支援学校、特別支援学級、通級による指導では、障害のある子供一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含め、本人及び保護者の積極的な参画により作成し、これを活用する。本人及び保護者と合意形成の上で、合理的配慮についても明記する。活用にあたっては、本人及び保護者の了解の下、関係機関との引継ぎを確実に行うことが必要である。 通常の学級に在籍する特別な配慮や支援を必要とする子供などについても、個別の教育支援計画を作成し、積極的に活用することが大切である。
個別の指導 計画	「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に子供一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画を作成し、それに基づいた指導を行う。適切な評価を行い、柔軟な指導の改善を図る。学年間だけでなく、転学や進学の際には、学校間、異校種間での引継ぎを確実に行う。 ・教育課程部会特別支援教育部会資料7「『個別の指導計画』と『個別の教育支援計画』について」（平成27年11月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/siryo/__icsFiles/afieldfile/2015/12/07/1364742_04.pdf
学 習 活 動 の 充 実	特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる子供が、各教科等において育成を目指す資質・能力を育むためには、学習の下支えとなる自立活動の充実が必要不可欠である。指導内容については、社会生活上必要とされるスキルを身に付ける学習や、感情をコントロールする学習、自分自身の認知特性と適切な対応を学ぶ学習など、特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を参考にし、個々の課題に応じた適切な内容を個別の指導計画に位置付ける。
進 路 指 導	宮城県が推進している「志教育」の視点に立ち、将来の自立と社会参加に向け、小・中・高等学校等の発達段階に応じた系統的な指導・支援を進めていく。



(4) 体制の整備と必要な取組

体 制 の 整 備	校（園）長は、全校的な支援体制を確立するため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置し、発達障害を含む障害のある子供の実態把握や支援方策の検討等を行う。また、校（園）長は、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付
-----------	--

ける。特別支援教育コーディネーターの主な役割は、特別支援教育の推進のために、担任への支援、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、専門家チームや巡回相談員との連携、保護者からの相談窓口を担う。

センター的 機能の充実と 活用

特別支援学校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実させるとともに、特に、幼稚園、保育所等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある子供のための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成などへの助言も含め、その支援に努める必要がある。また、学習指導要領において、各学校は、特別支援学校等の助言又は援助を活用することが示されている。

(5) 共生社会・共に学ぶ教育

共生社会

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指している。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子供が、障害のない子供や地域社会の人たちと触れ合い、共に活動する機会が大切であることから、学習指導要領の総則において交流及び共同学習を推進している。

共に学ぶ教育

宮城県では、「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、その中で「共に学ぶ教育推進モデル事業」を実施し、共生社会の実現を目指している。

交流及び共同 学習の推進

交流及び共同学習は、障害のある子供の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っている。また、障害のない子供が障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。小・中学校では通常の学級と特別支援学級との活動、特別支援学校では小・中・高等学校等との活動、地域の人々との活動、居住地の小・中学校との活動などがある。授業や行事等で共に活動するほか、手紙や作品等を通じた間接的な方法もある。

合理的配慮

一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者による合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。

・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成24年7月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm



・宮城県教育委員会「宮城県特別支援教育将来構想」

https://www.pref.miyagi.jp/documents/26856/318125_403535_misc.pdf



20 情報教育

情報教育とは

情報教育とは、情報手段を効果的に活用して多様な情報を結び付けたり、情報を共有して協働的に作業したりすることで、新たな知識や情報の創造・発信や問題の解決につなげていくといった、児童生徒の「情報活用能力」を育成することである。

情報活用能力の育成に関する指導は、児童生徒の発達段階に応じ、情報に関する教科等のみではなく、学校教育活動全体を通じて、計画的、組織的に進めて実現するものである。

情報活用能力の育成

学習指導要領では、「各学校においては児童（生徒）の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」と明記され、情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けられた。

この情報活用能力の定義については、平成28年12月に出された中央教育審議会答申において、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」と新たに定義された。情報や情報手段を主体的に選択し活用する、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラル等を含む資質・能力である。加えて、同答申では、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱によって捉えていくことが提言され、次のように整理された。

○ 知識及び技能（何を理解しているか、何ができるか）

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○ 思考力、判断力、表現力等（理解していること、できることをどう使うか）

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○ 学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか）

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

・ 文部科学省「教育の情報化に関する手引き」

「教育の情報化の手引き-追補版-（令和2年6月）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html



情報モラル教育の充実

学習指導要領解説総則編では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」を「情報モラル」と定め、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。」と具体的に明記されている。

情報モラルは、「情報社会に参画する態度」の重要な柱であり、情報モラルに関する指導では、情報化の「影」の部分を理解するだけではなく、情報社会やネットワークの

特性を理解するとともに、一人一人が社会に対して情報を受け取るだけではなく発信する責任があることを指導していくことが重要である。

また、情報モラルに関する指導は、学校教育全体で取り組むこととされており、各教科等の指導においても情報機器類を用いる場面等において情報モラルを指導する場面を設定し、計画的に指導することが望ましい。各教科等の特性を生かしながら、その場に応じて必要な情報モラルの指導を行うことは大変効果的である。そのためにも教員がまず、情報社会の現状と児童生徒の利用状況を正確に把握し、有効な教材等の選定を行うとともに、児童生徒が加害者にも被害者にもならないよう、法令等の基礎的な知識についても理解を深める必要がある。そして、情報機器類やインターネットの適切な使い方、ルールやマナーについて、地域や家庭と共有できる認識を持ち、問題を未然に防ぐ取組だけではなく、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるように進めていかなければならない。

- ・宮城県教育委員会「1人1台時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック（小・中学校指導資料）」（令和6年2月）

https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-gak/media_guide.html



プログラミング 教育の充実

学習指導要領において、小学校では、各教科等の特質に応じて「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することが明記された。

また、中学校技術・家庭科の技術分野では、「小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし、発展させるという視点から、従前からの計測・制御に加えて、双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングや、ネットワークやデータを活用して処理するプログラミングも題材として扱うことが考えられる。その際、情報セキュリティ等についても充実する。」ことが示された。

高等学校では、共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、「プログラミング、モデル化とシミュレーション、ネットワーク（関連して情報セキュリティを扱う）とデータベースの基礎といった基本的な情報技術と情報を扱う方法とを扱うとともに、コンテンツの制作・発信の基礎となる情報デザインを扱い、更に、この科目の導入として、情報モラルを身に付けさせ情報社会と人間との関わりについても考えさせる」ことが明記された。

G I G A スクール構想

文部科学省では、G I G Aスクール構想について、以下のように示している。

- ・1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。
- ・これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

また、「学び」への活用として、「『すぐにでも』『どの教科でも』『誰でも』使えるICT」「『1人1台』を活用して、教科の学びを深める。教科の学びの本質に迫る。」「『1人1台』を活用して、教科の学びをつなぐ。社会課題の解決に生かす。」の3項目のそれぞれに活用例が示されている。

- ・文部科学省「G I G Aスクール構想について」

「『学校における1人1台端末環境』公式プロモーション動画」

「（リーフレット）G I G Aスクール構想の実現へ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_0001111.htm



StuDX Style

文部科学省の特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、全国の学校や自治体から提供された端末の活用方法に関する優良事例等が数多く紹介されている。具体的には、活用のはじめの一歩となる「慣れるつながる活用」、各教科等の学習に生かす「各教科等での活用」の事例が紹介されているとともに、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「STEAM教育等の教科等横断的な学習」の取組事例もあわせて掲載されている。

これらの活用例を参考とし、日々の授業実践の中で1人1台端末を活用した学習活動の一層の充実と主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ることが重要である。

・文部科学省「StuDX Style」

<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>



各教科等におけるICTの活用とプログラミング教育の充実

学習指導要領等を踏まえて、宮城県教育委員会「令和6年度 学校教育の方針と重点」では、各教科等におけるICTの活用とプログラミング教育の充実について、以下の6点にまとめている。

- ・小学校では、児童が情報手段に慣れ親しむとともに、適切に活用しながら学習活動が展開できるよう工夫する。
- ・中学校・高等学校では、生徒が情報手段を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する能力等を育む学習活動の充実に努める。
- ・高等学校では、共通必修科目「情報Ⅰ」の指導の充実に努める。
- ・各教科等の特質や学習過程を踏まえ、1人1台端末やクラウド環境等を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に努めることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。
- ・小学校プログラミング教育の必修化を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実させる。
- ・個人情報の保護、児童生徒の健全な発達を阻害する不適切な情報、著作権の侵害（いわゆる有害情報やSNSを介したネットトラブル）等に対応した情報モラルの指導の充実に努める（みやぎSNSナビゲーションや情報活用ノート、「1人1台時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック」の活用など）。

・宮城県ホームページ「学校教育の方針と重点」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-syousai/ghj.html>



教育DXの一層の推進 ～1人1台端末 活用の日常化 に向けて～

教育DXの推進は、第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）において、「横断的な視点」の一つとして位置付けられている。

・宮城県ホームページ「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-kikaku/kihonkeikaku-top.html>



21 福祉教育

福祉教育とは	福祉教育とは、福祉の心、福祉の理解、福祉の実践の調和を図り、その実践意欲と態度の育成を目指す教育を意味する。憲法25条では「生存権の保障」を基盤とし、その上で、憲法13条「幸福追求権」の実現を目指している。福祉は、人間社会で「よりよく生きる」とはどういうことかを問うことであり、全ての人に関わるものである。社会的な支援を求める特定の人のためにあるもの、と限定的に捉えることのないよう留意する必要がある。
福祉教育の目標	福祉教育の目標は「人間尊重の精神を基盤として、福祉社会の形成者として必要な資質の基礎を養い、人間性豊かな児童生徒の育成を目指す」ことであり、そのためには、 ・「福祉にかかわる心情の深化」（福祉の心） ・「福祉に対する理解や関心の高揚」（福祉の理解） ・「福祉の心を実践する態度の育成」（福祉の実践） を基本として育成することが大切である。
福祉教育の推進	福祉教育が学校の教育活動全体を通して組織的・継続的に推進されるよう、学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえ、明確な目標や指導方針を設定した全体計画を作成する。また、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動との関連を大切にした年間指導計画を作成する。さらに、福祉教育が全職員の共通理解のもと、意図的・計画的に行われ、福祉教育のねらいが達成されるよう、学校の実態に応じた校内研修体制を確立し、その推進に努めなければならない。
「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実のために	福祉の心を育てる指導の充実のために、次の点に配慮する。 ・各教科の指導においては、福祉教育との関連を明確にし、学習活動の効果的な展開や教材の工夫・開発に努める。 ・道徳科の指導においては、「人との関わり」「思いやり」や人間愛等の内容項目を重視する。 ・特別活動や総合的な学習（探究）の時間との関連を図りながら、社会福祉施設との交流学習やボランティア活動など、学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階に応じた体験活動を積極的に推進する。
家庭や地域との連携	家庭や地域との連携を図りながら、発達の段階に応じた具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や、福祉に関する問題を解決する実践力を組織的・継続的に育成する体制を構築することが求められる。

22 人権教育

人権教育とは	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）において、人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）と定義されている。人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など、様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施することが必要であり、人権教育を通して、様々な偏見や差別をなくし、異文化や多様性を理解し、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育成することが求められる。
学校における人権教育の目標	各学校において人権教育に取り組む際は、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取り組を進めることが大切である。人権尊重の理念は、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」である。発達段階に応じて、児童生徒一人一人が人権の意義・内容や重要性を理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることである。各学校においては、このような考え方を基本としつつ、児童生徒や学校の実態等に応じて人権教育によって達成しようとする具体的な目標を設定し、主体的に取り組を進めるよう留意する必要がある。
指導計画の作成と指導の充実	人権教育が学校として組織的・系統的に推進されるよう、児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、明確な目標や指導指針を設定した全体計画を作成するとともに、その取組の点検・評価に努めなければならない。人権についての「知的理解」を深化し、「人権感覚」を十分身に付けるため、各教科等との関連を図った指導計画を作成する。また、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な取組を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことも大切である。こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。 人権教育は全ての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて創意工夫してこれに取り組まなければならない。そのため、人権教育を推進するには、人権教育に関わる研修の位置付けを明確化して取り組むことが大変重要である。
校内研修等の充実	各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識し、学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発、家庭・地域及び異校種間、関係諸機関と連携・協力するなど多面的な取組が求められる。また、教職員が教科等の授業を行うに当たっても、児童生徒に対する人権上の配慮事項については、十分な理解と適切な対応が求められる。

各学校においては、これらのことを踏まえ、人権問題に関する基本的な知識と感覚、意識、態度等を養う研修を繰り返し実施していく必要がある。

・文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm



23 ふるさと教育

ふるさと教育 とは

ふるさと教育とは、学校教育活動全体を通して、郷土愛、自然愛を育むとともに、郷土の発展に寄与しようとする心情と態度を育てる教育であり、志教育との関連を図りながら推進していく必要がある。また、地域及び幼児や児童生徒の実態、園・学校の教育目標を踏まえて全体計画を作成し、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等、園・学校の教育活動全体において、相互の関連を図るよう努める必要がある。

ふるさと教育 の 目 標

ふるさと教育の目標として、「令和6年度学校教育の方針と重点」では、以下の5点が挙げられている。

- ① 郷土の人々の生活や歴史、先人の業績や伝統を理解させるとともに、郷土の発展に寄与する心情と態度の育成を図る。
- ② 郷土の自然を愛し、その保全に努め、住みよい生活環境を築こうとする心情と態度の育成を図る。
- ③ 郷土の芸能に親しみ、その保護、伝承、発展に努めるとともに、自らも芸術文化を創造しようとする心情と態度の育成を図る。
- ④ 地震や台風等による災害からの復興を目指す郷土をこれからも大切にしていこうとする心情と態度の育成を図る。
- ⑤ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』（第1集・第2集）」等の積極的な活用に努める。

各校種に応じた ふるさと 教育の推進

【幼稚園等】

地域の人々との関わりや、地域の自然や文化に親しむ活動を積極的に取り入れ、身近な地域に対する愛着心を育む。

【小・中学校】

地域の自然や歴史、文化、社会等を教材とした学習活動を進め、地域への興味・関心を高めるとともに、理解を深め、地域に対する愛情を育み、発展に寄与しようとする心情と態度を育てる。

【高等学校】

郷土を歴史と伝承によって築かれた生きがいのある人間生活の場と捉え、自らも「新しいふるさと」を積極的に創造していこうとする態度を養う。

関 係 資 料

・宮城県教育委員会「みやぎの先人集『未来への架け橋』」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkz/mkk-senjinsyu.html>



・宮城県教育委員会「みやぎの先人集 第2集『未来への架け橋』」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkz/mkk-senjinsyu2.html>



24 キャリア教育

(1) キャリア教育の定義と目的

キャリア教育とは

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア教育を促す教育」（平成23年1月中央教育審議会答申、以下、中教審答申。）であり、児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育である。

ここで示す「キャリア」とは、人が、生涯の中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値と自分の役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味する。このキャリアは、ある年齢に達すると自然に獲得されるものではなく、子供・若者の発達の段階や発達課題の達成と深く関わりながら段階を追って発達していくものである。人が、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを「キャリア発達」といい、発達を促すには、外部からの組織的・体系的な働きかけが不可欠となる。単に、職場体験活動や社会人講話など、職業に関する理解を目的とした活動や、社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた指導のみを行っても、それはキャリア教育を行ったとはいえない。学校・学科の特性や児童生徒の実態を十分に踏まえ、社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育成することを通じて、一人一人の発達を促す教育が「キャリア教育」である。

(2) キャリア教育で育成すべき力ー「基礎的・汎用的能力」ー

基礎的・汎用的能力が提唱されるまで

キャリア教育によって育成を目指す「基礎的・汎用的能力」は、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（中教審答申）で提唱されたものである。この前身となるのが、「キャリア発達に関わる諸能力（例）」（4領域8能力）であり、「4領域8能力」は、多くの学校でキャリア教育の基盤として活用されてきた。しかし、高等学校までの想定で、生涯を通じて育成されるという観点が薄いこと、提示されている能力は例示にも関わらず、学校現場では固定的にとらえ、領域や能力の説明について十分に理解されないまま、能力等の名称の語感や印象に依拠した実践が散見されるなどの課題が指摘されてきた。これらの問題を克服するために、改めて分析を加え、「分野や職種に関わらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力」として、各界から提示された様々な力を参考としつつ、包括的な能力概念として「基礎的・汎用的能力」が開発された。

基礎的・汎用的能力とは

「基礎的・汎用的能力」は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成される。これらの能力は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にあり、特に順序があるものではない。また、これらの能力を全ての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを求めるものではなく、これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色等や学校の課題を踏まえて、各学校において工夫された教育を通じて達成することが望まれる。

＜基礎的・汎用的能力を構成する四つの能力＞

人間関係形成・社会形成能力 社会との関わりの中で生活し仕事をしていく上で、 基礎となる能力 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。 【具体的要素】他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等	自己理解・自己管理能力 「やればできる」と考えて行動できる力、自らの思考や感情を律する力、自らを研さんする力 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。 【具体的要素】自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等
課題対応能力 従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進めていくために必要な力 仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。自らが行うべきことに意欲的に取り組む上で必要なもの。 【具体的要素】情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等	キャリアプランニング能力 社会人・職業人として生活していくために、生涯にわたって必要となる能力 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。 【具体的要素】学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等

基礎的・汎用的能力に基づくキャリア教育の方向性

基礎的・汎用的能力は「4領域8能力」を全て包括するものであることから、これからのキャリア教育の実践に当たっては、これまで各学校における実践の基盤となっていた「4領域8能力」を継承し、各界で提唱された様々な能力との整合を図りつつ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力であることを正しく理解する必要がある。また、同時に、基礎的・汎用的能力は、「4領域8能力」と同様に、学校や地域の特色、児童生徒の発達の段階に即し、学校がそれぞれの課題を踏まえて具体の能力を設定し、工夫された教育を通じて達成するための参考として活用されるべきものである。各学校においては、これまでの実践の蓄積を生かしつつ、基礎的・汎用的能力を基盤とする実践を行うことが求められている。

(3) 学習指導要領におけるキャリア教育と中核となる時間・活動

学習指導要領におけるキャリア教育

小学校及び中学校学習指導要領（平成29年3月告示）、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）（以下、学習指導要領）の総則には改めて「キャリア教育」という言葉を用いてその充実を図ることが明示された。総則に明示されたことによって、キャリア教育が、特定の教科・科目等ではなく、教育課程全体に係るものであり、教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図る取組が求められている。

キャリア教育の中核となる時間

学習指導要領の総則には、「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る」ことが明示され、キャリア教育を学校全体で行うことという前提の基、自らのキャリアやこれからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組をキャリア形成につなげていくための中核的な時間として、特別活動が位置づけられている。

キャリア教育 の中核となる 活動	学習指導要領には繰り返し「見通しを立て、振り返る」という活動が記され、その重要性が示されている。「見通しを立て、振り返る」ことは、授業改善の視点、特に新たな学習や生活への意欲につながり手立ての一つであり、「見通し、振り返り」と「学びとキャリア形成の関連付け」によって、次の学びへの動機付けにつながるができる。 また、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることが、これからの評価にも求められている。
------------------------	--

(4) 「キャリア・パスポート」について

キャリア・ パスポート とは	「キャリア・パスポート」とは、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返るポートフォリオ的な教材であり、令和2年4月よりすべての小学校、中学校、高等学校で実施されたものである。学習指導要領に示された「生徒が活動を記録し蓄積する教材等」であり、その活用が期待されている。児童生徒が自分の良さや可能性を認識できるようにするための一つの活動が「見通しを立てる、振り返る」であり、そのツールとして提案されたのが「キャリア・パスポート」である。
キャリア・ パスポート の 内 容	「キャリア・パスポート」の内容は、以下のように整理される。 ① 児童生徒自らが記録し、学期、学年、入学から卒業までの学習を見通し、振り返るもとともに、将来への展望が図ることができるものとする ② 学校生活全体及び家庭、地域における学びを含む内容とする ③ 学校、校種を越えて持ち上ることができるものとする ④ 大人（家族や教師、地域住民等）が対話的に関わるができるものとする。 ⑤ 詳しい説明がなくても児童生徒が記述できるものとする ⑥ 学級活動・ホームルーム活動で「キャリア・パスポート」を取り扱う場合にはその内容及び実施時間数にふさわしいものにする ⑦ カスタマイズする際には、保護者や地域などの多様な意見も参考にすること ⑧ 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒については、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて指導すること。また、生涯のある児童生徒の将来の進路については、幅広い可能性があることから、指導者が障害者雇用を含めた障害のある人の就労について理解するとともに、必要に応じて、労働部局や福祉部局と連携して取り組むこと ⑨ 特別支援学校においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画等により「キャリア・パスポート」の目的に迫ることができると考えられる場合には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた取組や適切な内容とすること

関係資料 ・ 文部科学省「キャリア・パスポート」例示資料等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917.htm



・ 文部科学省「キャリア・パスポート」Q & A
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917_00001.htm



25 男女共同参画社会

男女共同参画とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう」（宮城県男女共同参画推進条例第2条より）

宮城県男女共同参画推進条例の基本理念

- ① 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。
- ② 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- ③ 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- ④ 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- ⑤ 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）の根絶を旨として、行われなければならない。
- ⑥ 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

宮城県男女共同参画基本計画（第4次）では

男女共同参画を実現するために、社会全体、家庭、学校教育、職場、農林水産業・商工自営業、地域及び防災・復興の分野に分け、分野毎に現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、並びに施策の方向と具体的な施策の項目を示している。

【計画の体系】

男女共同参画の推進に関する施策	
男女共同参画の推進に関する施策の方向	
1	社会全体における男女共同参画の実現 ―女性の活躍を推進するために―
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
	(2) 男女共同参画に関する普及啓発の充実
	(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	(5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援
	(6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実
	(7) 相談体制の整備・強化
2	家庭における男女共同参画の実現 ―男性の家事・育児・介護への更なる参画―
	(1) 共に築く家庭生活への支援
	(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
	(3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶
	(4) 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援

3	学校教育における男女共同参画の実現 ―共生と自立をめざして―
	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	(2) キャリア教育の推進と人材育成
	(3) 健康のための教育の推進
4	職場における男女共同参画の実現 ―男女が共に学び・活躍し続けるために―
	(1) 職場における女性の参画の促進
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
	(3) 職業能力開発及び学び直しの支援
5	農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現 ―女性の地位や権限の確立をめざして―
	(1) 経営や方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 起業・事業承継への支援の充実
6	地域における男女共同参画の実現 ―多様な主体との連携・学び合い―
	(1) 市町村における男女共同参画の推進の支援
	(2) 地域活動における男女共同参画の促進
	(3) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援
	(4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
7	防災・復興における男女共同参画の実現 ―平常時から備える多様な視点―
	(1) 地域防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進
	(2) 男女共同参画や多様な視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保
	(3) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用

(参考) 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）抜粋（抄）

3	学校教育における男女共同参画の実現 ―共生と自立をめざして―
	【基本目標】
	学校教育が人間の意識及び価値観の形成に果たす役割は大きいことから、学校教育の場で人権の尊重を基盤とし、男女共同参画に関する理解を促進していくよう努めます。また、変化する社会経済情勢及び労働環境に対応することにより、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供・意識の啓発を推進します。
	※ 男女共同参画の理解促進のためには、固定的役割分担意識や、アンコンシャス・バイアスの解消が重要となります。
	【男女共同参画の推進に関する施策の方向】
	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	学校教育において、人権及び男女共同参画に関する意識を高め、かつ、自立の意識を育む学習の一層の充実を図ります。また、多様な人とのかかわりを重視した学習の充実を推進することにより、自己理解や他者理解を深化させ、よりよい人間関係を築く力を養います。さらに、教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解を深める意識の啓発等の取組を促進します。
	(2) キャリア教育の推進と人材育成
	性別にかかわらず、将来、「社会人・職業人」として自立する上で必要な能力及び態度を育みます。また、自己の適性等を理解し、主体的に進路を選択する能力及び態度を育成する取組について各学校等を通じて進めます。また、県内大学等と連携し、次代を担うリーダーとなり得る人材を育成するとともに、女性の少ない専門分野（科学技術等）の発展に女性が寄与できるよう参画を推進します。
	(3) 健康のための教育の推進
	児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教

育の充実を図るとともに、児童・生徒がそれぞれの健康及び性に関する正しい知識及び情報を身に付けられるよう、発達段階に配慮しながら取り組んでいきます。また、性的指向・性自認に関する悩みを抱える児童・生徒に対し、適切かつきめ細やかな対応を行うとともに、他の児童・生徒に対しても理解を促すなど、安全で安心な教育環境の実現に努めます。

男女共同参画 の 動 き

1975(昭和 50)	(国連) 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択
1977(52)	(国) 「国内行動計画」の策定
1979(54)	(国連) 「女性差別撤廃条約」採択
1985(60)	(国連) 「女性差別撤廃条約」(1979)の批准 (国) 「男女雇用機会均等法」の公布 (国) 国籍法の改正
1987(62)	(国) 「西暦 2000 年にむけての新国内行動計画」の制定
1991(平成 3)	(国) 「育児休業法」の制定
1995(7)	(国連) 第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択
1996(8)	(国) 「男女共同参画 2000 年プラン」の策定
1999(11)	(国) 「男女共同参画社会基本法」の公布・施行
2000(12)	(国) 「男女共同参画基本計画」閣議決定
2001(13)	(県) 「宮城県男女共同参画推進条例」の制定 (国) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 の施行
2003(15)	(県) 「宮城県男女共同参画基本計画」の策定
2005(17)	(国) 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定
2010(22)	(国) 「男女共同参画基本計画(第 3 次)」閣議決定
2011(23)	(県) 「宮城県男女共同参画基本計画(第 2 次)」の策定
2015(27)	(国) 「男女共同参画基本計画(第 4 次)」閣議決定
2017(29)	(県) 「宮城県男女共同参画基本計画(第 3 次)」の策定
2020(令和 2)	(国) 「男女共同参画基本計画(第 5 次)」閣議決定
2021(3)	(県) 「宮城県男女共同参画基本計画(第 4 次)」の策定

Ⅲ 生涯学習社会と学校教育

急激に変化する社会の中で、学校教育には、児童生徒が社会の変化に対応し、これからの時代を生きていく上で必要な資質や能力、自ら生涯にわたって学び続ける態度を育成することが求められている。また、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

これらの資質・能力を育成するためには、学校が家庭・地域と連携・協働し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、それぞれの持つ教育機能を高め合うことにより、一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりの推進を図ることが重要である。

1 生涯学習と社会教育

社会教育とは 社会教育法第2条において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう」と定義されている。

地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じて、教養の向上、健康の増進等を図るもので、人と人との絆を強くする役割を果たしている。

生涯学習とは 学校教育を含む、人々が生涯に行うあらゆる学習であり、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。

教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。

生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。また、地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましい。

令和5年に策定された国の第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点の重要性が示された。

ウェルビーイングとは 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念である。個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。

児童生徒のウェルビーイングを高めるためには、教師をはじめとする学校全体のウェ

ルビーイングが重要であり、また、児童生徒一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。

社会教育施設 とは

子供から高齢者まで、全ての住民に学習や研修、スポーツや趣味の機会を提供することができる生涯学習のための施設であり、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設（自然の家等）、女性教育施設（婦人会館等）、体育施設、文化会館、生涯学習センター等が挙げられる。

とりわけ公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティ形成の場として重要な役割を担っている。また、図書館や博物館は、「地域の知の拠点」として、住民の多様な学習活動を支える専門的な知識や技能を有している。学校教育活動の充実に向けては、各種の社会教育施設の教育力を有効に活用していくことが重要である。

社会教育関係 団体とは

社会教育法第10条において「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体が社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と定義されている。具体的には、婦人会、老人会、青年団、PTA、子ども会、文化芸術団体、ボランティア団体、各種のスポーツ団体等が挙げられ、それぞれの社会教育関係団体は、各地域において独自の活動を展開している。学校は、PTAをはじめとした地域の多様な社会教育関係団体との連携を深め、有効な教育資源として活用していくことが、教育活動の充実と「開かれた学校づくり」につながる。

生涯学習と 学校教育

生涯学習が学校教育の基盤の上に展開されるものであることから、学校教育は、児童生徒に生涯学習の基礎を培う場として、生涯にわたる学習を行うために必要な基本的能力と自ら学ぶ意欲・態度を育てる点で重要な役割を担っている。

また、学校は学校教育施設であると同時に、地域住民の生涯にわたる学習拠点としての側面も有している。初等中等教育機関には、地域住民の身近な教育・文化・スポーツ活動の拠点としての学校施設の開放や学校の教育資源を生涯学習の振興に生かすことが求められている。また、高等教育機関には、地域住民を対象とした開放講座（例 みやぎ県民大学学校開放講座）の実施や社会人の受入れを促進するリカレント教育・キャリア教育など、多様な学習機会の提供が期待されている。

2 学校と地域の連携・協働

学校と地域の 連携・協働

令和5年に策定された国の「第4期教育振興基本計画」では、教育政策の推進に当たり、目標9に「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」を示している。学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちの学びや成長を支える取組を行うものである。具体的には、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進や、学校と地域をつなぐ人材としての地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進等を図り、学校を核とした地域づくりを進めることが求められている。

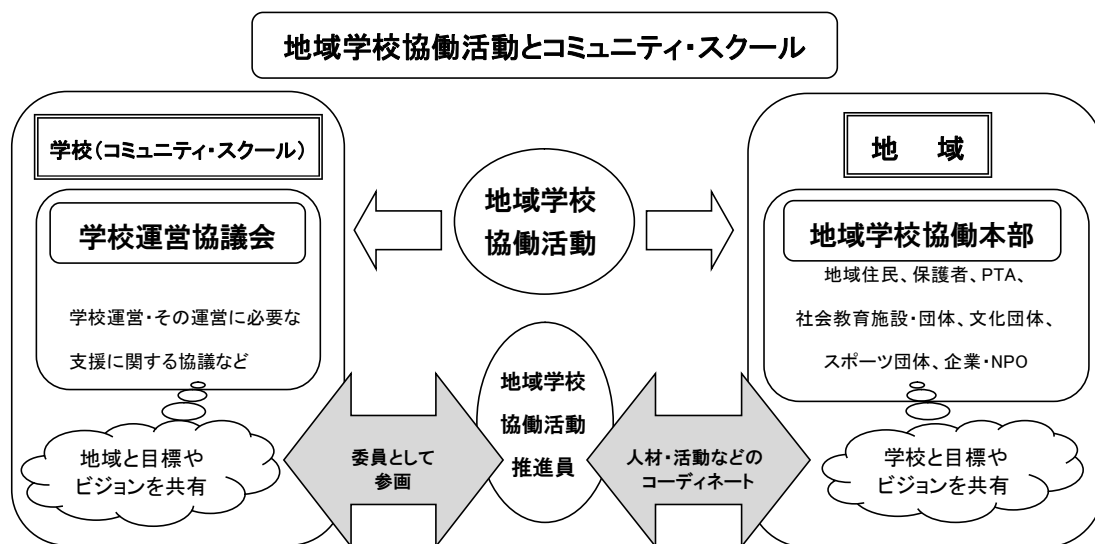
みやぎの 協働教育

県においては、平成17年度から「みやぎの協働教育」に取り組み、平成23年度からは、家庭・地域・学校が相互に連携・協働し、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供を育てる体制の整備を図ることを目的に、「協働教育推進総合事業」を展開してきた。県の取組の重点である「学ぶ土台づくり」「志教育」の推進においても、家庭・

地域・学校の協働体制の構築は欠かせないものである。令和6年3月に改訂された「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」では、国の動向を踏まえ、「地域学校協働活動」の推進と「地域学校協働本部」の体制整備、「地域とともにある学校」（CS：コミュニティ・スクール）の導入・充実を推進し、「家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり」を具現化する重点的取組として掲げている。

【協働教育推進総合事業の主な事業】

- 地域学校協働活動推進事業…各市町村において、「学校支援活動」「家庭教育支援活動」「地域活動」「放課後子供教室・地域未来塾」の四つの活動を柱として、家庭・地域・学校をつなぐ仕組みをつくり、協働による教育活動を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供を育てる環境の整備を図ることを目的とする事業である。
- 教育応援団事業…子供の教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、登録者の支援内容等についてウェブサイトや研修会を通じて、学校・PTA・子ども会育成会・放課後子供教室・児童クラブ等に情報を提供し、子供の学習・体験活動の充実を図ることを目的とする事業である。



PTAの目的と活動

昭和42年の社会教育審議会報告において、「児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習、その他必要な活動を行う」と、その目的と活動が述べられている。

PTA※は、「子供たちの健全育成」という保護者と教職員の共通の目標に向かって組織的な活動を行う社会教育関係団体であり、保護者同士の人間関係の構築、そして学校と地域との連携の要としての役割も果たしている。

教職員は、PTAの役割と活動を理解し、自らもPTA会員の一人として、可能な範囲で活動に参画することを通じ、パートナーシップを構築していくことが、学校と地域の連携強化につながる。

※任意団体（任意加入）である点に留意されたい。

3 家庭教育支援と青少年の体験活動の充実

家庭教育支援

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子供が安心できる家庭環境づくりが大切である。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子供の社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められている。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要である。

県では「子育てサポーター」「子育てサポーターリーダー」を養成するとともに、各市町村における「家庭教育支援チーム」の設置を促す等、地域での学びの場の提供や身近な相談等の家庭教育支援に取り組んでいる。また、宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』を作成して、各種健康診断時や一日入学等の場での活用を図るとともに、親となるであろう中・高校生を対象にした「親になる準備のための学習プログラム」が各学校の教育課程に位置付けられて実施されるよう普及・啓発を図っている。

青少年の体験活動の充実

体験活動の意義と効果については、自然体験活動等の多様な体験活動が豊かな子供は、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなるとともに、現実社会や生活などへの興味・関心、意欲が高い傾向があることが明らかになっている。また、平成25年の中央教育審議会より答申された「今後の青少年活動の推進について」においては、家庭・地域・学校が連携して社会総ぐるみで、人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されている。学校においても、体験活動の重要性を保護者に啓発するとともに、地域の教育力を生かした体験活動を教育課程に位置付け、活動内容の充実を図ることが求められている。

子供たちの地域活動への参画

東日本大震災後の被災地における中・高校生のボランティア活動は、子供たちも地域社会の一員として十分な役割を果たし、コミュニティづくりの新しい担い手であることを示した。今後は、単に体験活動に子供たちを参加させるだけでなく、地域の多様な人と関わりながら、地域課題の解決に向けた活動に参画する機会を拡充していくことが重要である。県では、地域活動をテーマとした「MIYAGIユースプロジェクト」を実施し、次代を担う高校生を対象に、地域社会参画に向けた探究的かつ実践的な学びを推進している。学校では「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、教室での学びを地域課題の解決や地域活動につなげていくことや、地域連携担当が学校と地域を結ぶコーディネーターとしての役割を果たすこと、そして、実際に地域活動に参画し活躍している児童生徒について、適切に評価することが求められる。

Ⅳ 健康教育と学校体育

学校における健康・体育に関する指導は、健康で安全な活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和的な発達を図ることをねらいとし、学校の教育活動全体を通じて行うものである。

指導に当たっては、全教職員の理解と協力の下、家庭や地域と連携し、運動や食育の推進などを通じて健康的な生活習慣の形成や安全に関することなど、現代的課題に対応し組織的に実施することが重要である。

1 学校保健と学校教育活動

学校保健とは 児童生徒の心身の健康を保つことは、学校教育に課せられた重要な課題であり、それらの課題解決のため、学校保健の一層の充実が求められている。

学校保健は、保健教育と保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われる。そして、保健教育と保健管理の活動を進めるためには、教職員が役割を分担して活動を組織的に推進する協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体との連携を密にするための学校保健に関する組織活動の充実と組織の整備が不可欠な条件となる。

保健管理とは 学校における保健管理は、児童生徒の心身の健康を支えるものであり、学校運営の重要な機能として大きな意義を持つものである。学校保健安全法第1条には「この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定める」とされており、学校の管理運営等、健康相談等、健康診断、感染症予防など保健管理の規定が定められている。

① 保健指導

健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で実施されるべきことが学校保健安全法第9条に規定されている。

② 健康相談

健康相談の目的は、児童生徒の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくことである。

心身の健康問題を解決する過程で、自分自身で解決しようとする人間的な成長につながることから、健康の保持増進だけではなく教育的意義が大きい。

③ 健康診断

学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置する。健康診断は、家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病を早期発見・早期治療はもちろん、予防するために健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。

④ 感染症の予防

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、学校保健安全法第19条では、感染症の予防のため、出席停止等の措置を講じることとされており、学校保健安全法施行規則第18条においては、学校における予防すべき感染症の種類が規定されている。

感染症対策は、予防可能な感染症については適切に予防策を講じること、そして感染症が発生した場合には、重症化させないように早期発見し早期に治療することと、まん延を防ぐことが重要になる。身の回りを清潔に保ち、手洗いを励行するなど、日々の生活における感染症予防はもちろんのこと、学校保健安全法施行規則に健康診断の事後措置として規定されているように、必要な予防接種を受けるようにすることも感染症予防の有効な手段となる。また感染症にかかっている又はその疑いやおそれのある児童生徒、教職員等が差別・偏見の対象となることがないように十分な配慮をすることも必要である。

⑤ 健康観察

学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に児童生徒の健康状態を観察し心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

学級担任により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、児童生徒の心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増してきている。

⑥ 学校環境衛生

児童生徒の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境をつくり上げることが必要であり、そのための学校環境衛生の活動は学校経営においても重要な役割を担っている。

学校環境の衛生管理については「学校環境衛生基準」に基づき行われる環境衛生検査と、日常における環境衛生がある。環境衛生検査は、毎年度時期を定めて学校環境の実態を把握し、必要があれば事後措置を講じる定期の環境衛生検査と、必要があるときに行われる臨時の環境衛生検査がある。日常における環境衛生は、環境衛生の維持または改善を図るために行う日常的な点検を指す。

保健教育とは

心身の健康の保持増進に関する指導は保健教育に当たり、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことをねらいとしている。

保健教育は、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること、発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことが必要である。保健教育では、有効性を高めるために、集団指導と個別指導の役割を明確にし、連携を密にして行うことが重要である。

学校保健に関する組織活動の推進

学校における保健管理と保健教育が有機的に関連付けられ、その成果を上げるには組織的な活動が必要である。学校保健に関する組織活動がその機能を発揮するには、校内における教職員の協力体制を確立することが必要であり、その効果を高めるために家庭や地域社会との連携が大切である。学校保健委員会は、健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校は、地域の保健関係機関等と連携しつつ、その活性化を図っていくことが求められている。

2 食に関する指導

食に関する指導とは

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかし、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食に起因する課題が多く指摘されている。

特に、成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要である。子供の頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは、非常に困難なことから、成長期にある児童生徒への食育は、健やかに生きるための基礎を培うことを目的としている。

また、食を通じて地域等を理解することや失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することが重要となってきた。

食に関する指導の目標

児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育んでいけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身に付けさせるために、中央教育審議会答申（平成28年12月）を踏まえ、次のような食に関する指導の目標が設定されている。

（知識・技能）

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

（思考力・判断力・表現力等）

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

（学びに向かう力・人間性等）

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

学習指導要領における食育の位置付け

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。 ※各校種の学習指導要領を参照

食に関する 指導の内容

食に関する指導の内容は三体系として示される。（文部科学省「食に関する指導の手引―第二次改訂版」平成31年3月）

① 教科等の時間における食に関する指導【第4章第1節】

- ・各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動といった学校の教育活動全体を通して行われることが必要。
- ・指導の実施においては、各教科等の特質によって食との関わりの程度が異なっていることに配慮する必要がある。

② 給食の時間における食に関する指導【第5章第1節及び第2節】

- ・学校給食は、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である。
- ・給食の時間では、準備から片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせる。
- ・学校給食に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど、高い教育効果が期待できる。

③ 個別的な相談指導【第6章第1節、第2節、第3節及び第5節】

- ・個別的な相談指導は、その課題の改善を目的として期間を決めて定期的、継続的に指導を進めることにより、対象の児童生徒の行動変容を促し、改善、あるいは、より良好な生活を行うための習慣を獲得できるようにする。
- ・個別的な相談指導の学校内の体制は、管理職のリーダーシップのもと、保健主事等が中心となり、定期的な協議の場を設定し、学級担任、栄養教諭、養護教諭等が連携する。
- ・児童生徒の食に関する問題は、家庭での食生活や生活習慣のほか、地域の特色と関係していることもあることから、家庭、地域の関係機関等（市区町村における健康関係部署や生涯学習関係部署、主治医や専門医等）との連携を図る。
- ・個別的な相談指導は、「目的・期間の決定」、「アセスメント（現状把握と課題の抽出）」、「個人目標の設定」、「相談指導計画」の作成、「相談指導の実施」、「再アセスメント」、「個人評価」などのPDCAの流れに沿って行う。

学校と家庭・ 地域の連携

学校における食に関する指導の充実と併せて、家庭での食に関する取組の実践がなされることにより、児童生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働き掛けや啓発活動等を行うことが大切である。

また、例えば、地域にある幼稚園や保育所との連携、小学校と中学校の連携、食生活改善推進員や生産組合との連携など、広く地域と連携していくことも必要である。

[参考資料]

「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（文部科学省 平成31年3月）

「食に関する指導・学校給食の手引」（宮城県教育委員会 令和4年3月改訂）

3 学校における安全教育

学校安全とは

幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児

児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全の構成

学校安全は、児童生徒等が危険を察知し、自ら安全に行動するとともに、他者や社会の安全に貢献する力と、心を育てる安全教育、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整える安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるために校内組織、家庭・地域社会との連携を図る組織活動の三つから構成されている。

学校安全の三領域

学校安全には、「災害安全」「交通安全」「生活安全」の三つの領域がある。

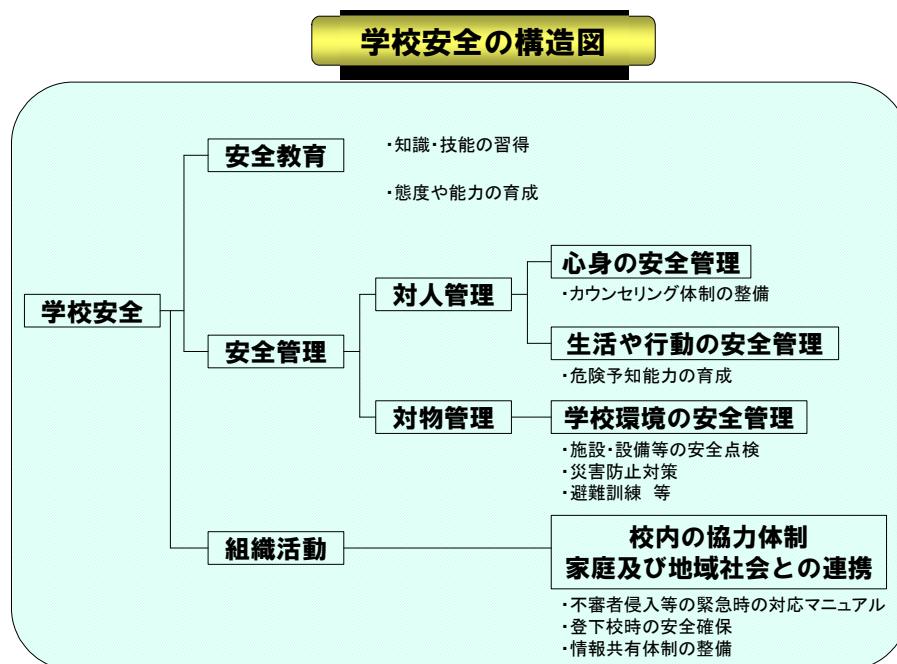
「災害安全」は、児童生徒等が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとしている。「交通安全」は、登下校途中の事故防止など様々な交通場面において、児童生徒等が危険を理解し、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにすることをねらいとしている。「生活安全」は、児童生徒等が日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにすることをねらいとしている。

安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること
(知識・技能)
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること
(思考力・判断力・表現力等)
- 安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること
(学びに向かう力・人間性等)

学校安全の構造図



〔参考資料〕「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省 平成31年3月改訂）

4 体育・健康に関する指導

体育・保健 体育科の目標

【小学校】 体育科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

【中学校】 保健体育科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

【高等学校】 保健体育科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

みやぎの子供 の体力・運動 能力向上に ついて

宮城県の子供生徒の体力・運動能力は、平成30年度まではほぼ横ばい若しくは緩やかな向上の状態が続いていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和元年度以降、体力合計点は全国、宮城県ともに下降の一途をたどり、令和4年度調査では過去最低点となった。これは、コロナ禍において、児童生徒の活動に制限が加わり、運動機会の減少による影響が少なからずあるためと推測されるが、特に全身持久力や筋

持久力の低下が顕著に表れており、宮城県の児童生徒の体力・運動能力はかつてないほど危機的な状況となった。そのため、宮城県教育委員会では、令和5年度より体力・運動能力向上センターを立ち上げ、これまでの施策を統合し、新たに体力向上コーディネーターによる全公立小・中学校への訪問、地域ごとに任命した地域センター員による授業参観や情報交換、小学校教員対象の実技研修を行い指導力の向上を図るなど、今まで以上に組織的な取組を強化し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現に向けた取組を推進している。

宮城県教育委員会では、平成15年度から、宮城教育大学、仙台市教育委員会と連携して、県内の公立小・中・高等学校全児童生徒を対象にした体力・運動能力調査の実施と結果の分析、体力・運動能力調査記録カードの作成と配布、「元気アップ通信」等の各種通知の発行を行い、体力・運動能力の課題解決と、意欲向上への取組を行ってきた。

また、平成26年度からは、「Webなわ跳び広場」で小学校を対象に短なわ・長なわ8の字跳び大会を開催、令和3年度にマラソン大会、令和5年度に中学校を対象としたマッスル大会を新設し、名称を「Web運動広場」に改称して運動機会の創出、持久力及び総合的な体力・運動能力の向上を図ってきた。

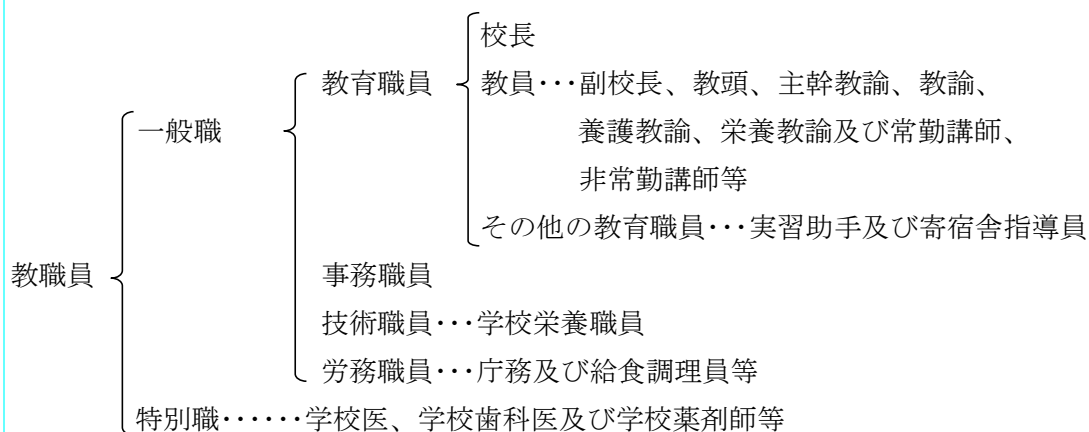
令和4年度第2期宮城県スポーツ振興計画の中では、「体力合計点が全国平均値を上回る」ことを目標として設定しており、各小・中・高等学校においては、各種の取組や通知の内容及び趣旨を十分に理解した上で、児童生徒の体力・運動能力向上に向けて、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

V 教員と教育関係法規

1 身分

公立学校職員の区分

公立学校の教職員は、おおよそ次のように区分される。



県立学校の教職員

県立学校の教職員は、身分は県の職員であり、その任命権は県教育委員会に属している。

勤務条件は、教育職員について特別の定めがあるものを除き、知事部局等の一般の職員と同じであり、サービスの監督は、任命権者である県教育委員会（一部は校長等に委任されている）が行う。

県費負担教職員

市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに市町村立の高等学校で定時制の課程を置くものの教職員の身分は、市町村の教育の事業の遂行に奉仕をする義務を負う市町村の職員であるが、その任命権は、政令指定都市立学校の教職員を除き、県教育委員会に属しており、その給与を県が負担していることから、「県費負担教職員」と呼ばれている。

県費負担教職員の勤務条件は、県の条例で定めることとされており、内容は県立学校の教職員と同じであるが、サービスの監督は各市町村教育委員会が行う。

※(市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条)

※(地公法第24条)

※(地教行法第37条、第42条、第43条)

教員の資格

教員は、免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならないとされ、その免許状の種類は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状がある。

- ① 普通免許状 …… 学校の種類ごとの教諭、養護教諭及び栄養教諭の免許状であり、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状）に区分されている。

なお、教員で、その有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

**校長・教員の
欠格事由**

- ② 特別免許状 …… 学校の種類ごとの教諭の免許状である。

なお、特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有するものである。

- ③ 臨時免許状 …… 学校の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状である。

なお、臨時免許状は、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有するものである。

※(免許法第3条、第4条、第9条、第9条の2)

次のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒又は分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 国立学校若しくは私立学校の教員又は教員以外で免許状を有する者が、免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※(学校教育法第9条)

※(地公法第16条)

※(地教行法第47条)

教員免許状

免許状を有する者が、上記の校長・教員の欠格事由の(1)又は(4)に該当するに至ったとき及び公立学校の教員であって懲戒免職及び分限免職の処分を受けたときは、その免許状は効力を失い、免許管理者（県教育委員会）にその免許状を返納しなければならない。また、国立学校又は私立学校の教員が公立学校の教員の懲戒免職及び分限免職の事由に相当する事由で解雇されたと認められるときなどは、免許管理者はその免許状を取り上げなければならない。

なお、令和4年7月1日の免許法改正により、教員免許状に有効期間の定めはないものとされた。

- (1) この改正時点で有効な普通免許状及び特別免許状であって、有効期間が定められたものについては、手続きなく有効期間のない免許状となる。
- (2) 失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、有効期間のない免許状の授与を受けることが可能である。

※(免許法第5条、第9条、第10条、第11条)

**地方公務員の
条件付採用**

職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとされる。能力の実証が十分でないため、又は業務の性質上条件付採用期間の延長を必要と認める場合において、人事委員会は、条件付採用の期間を1年に至るまで延長することができる。

※(地公法第22条)

なお、条件付採用期間中の職員については、法律又は条例に定める事由によらず、その意に反して降任又は免職が可能であるなど、身分保障に関する一部の規定が適用されず、さらに行政不服審査法の適用も除外される。

※(地公法第29条の2)

教諭等の 条件付採用

教諭等についてはその職務と責任の特殊性から、条件付採用について次のように定められている。

- (1) 初任者研修制度の創設に伴い、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下、この項目において「小学校等」という）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師の条件付採用の期間は1年とする。

※(教特法第12条第1項)

- (2) 都道府県教育委員会が一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する場合において、その県費負担教職員が地公法第22条の規定により正式任用になっていた者であるときは、その採用については地公法第22条の規定は適用しない。

※(地教行法第40条)

- (3) (2)以外の場合で、公立の小学校等の校長又は教員で地公法第22条の規定により正式任用になっている者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、地公法第22条の規定は適用しない。

※(教特法第12条第2項)

2 服務

服 務 の 根 本 基 準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

※(憲法第15条第2項)

※(地公法第30条)

服務の宣誓

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。服務の宣誓は、身分の属する地方公共団体の住民に対し服務義務に従うことを宣誓するものである。

- (1) 県立学校の教職員 …… 職員の服務の宣誓に関する条例

- (2) 県費負担教職員 …… 各市町村の条例

※(地公法第31条)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

法令等及び 上司の職務上 の命令に従う 義務	職員は、職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 ※(地公法第32条) ※(地教行法第43条第2項)
信用失墜行為 の 禁 止	職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきものであるから、公務に対する住民の信頼を裏切らないように信用を保つ義務がある。その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をすることは、勤務時間の内外を問わず禁じられている。 ※(地公法第33条)
秘密を守る 義務	職員が職務上知り得た秘密は、それが個人的な秘密であるか、公的な秘密であるかにかかわらず、また、在職中だけではなく退職した後もこれを漏らしてはならない。漏らした場合は、懲戒処分の対象となることはもとより、刑事罰も科せられる。 なお「秘密」とは、「一般的に知られていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」である。 ※(地公法第34条、第60条第2号)
職務に専念 する 義 務	職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、職員が属する地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。 ※(地公法第35条)
職務専念義務 の 免 除	地公法第35条の規定により、職員は職務に専念する義務を負っているが、法律又は条例に特別の定めがある場合には例外的に免除される。

図 職務専念義務の免除（職専免）

服務の根本基準である職務専念義務は、主に次のような場合に免除される。

職務専念義務が免除される場合（広義の職専免）

法律に定めがある場合

- (1) **修学部分休業(地公法第26条の2)**
職員が修学することにより公務に関する能力の向上に資する場合
- (2) **高齢者部分休業(地公法第26条の3)**
定年退職前の職員が地域でのボランティア活動などを行う場合
- (3) **自己啓発等休業(地公法第26条の5)**
職員が大学等での修学や国際貢献活動を行う場合
- (4) **配偶者同行休業(地公法第26条の6)**
外国で勤務等する配偶者に同行する場合
- (5) **休職・停職(地公法第28条第2項、第29条第1項)**
職務に従事させないという処分が性質上当然のことである場合
- (6) **適法な交渉(地公法第55条第8項)**
あらかじめ交渉の当事者として確認された職員が、当局との適法な交渉に参加する場合
- (7) **在籍専従(地公法第55条の2第1項)**
登録を受けた職員団体の役員が、任命権者の許可を受けて職員団体の業務に従事する場合
- (8) **育児休業・部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条、19条)**
育児休業は、職員が、職員の3歳に達するまでの子を養育する場合
部分休業は、職員が、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合
- (9) **大学院修学休業(教特法第26条)**
免許法に規定する専修免許状の取得を目的としている教諭等が、大学院の課程等に在学してその課程を履修する場合
- (10) **教育に関する兼職・兼業(教特法第17条)**
教育に関する職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事する場合
- (11) **承認研修(教特法第22条第2項)**
学校業務に支障がなく、研修の内容が職務に関連し、有益性が認められ、校長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行う場合

条例に定めがある場合

- (12) **休日(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条)**
国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで
- (13) **休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条)**
年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間
- (14) **職務に専念する義務の特例に関する条例によるもの(狭義の職専免)**
 - ① 研修を受ける場合
 - ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - ③ その他人事委員会が定める場合

※県費負担教職員の場合は各市町村の条例による。

政治的行為の 制限	職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき職責から、政治的に中立な立場を維持することが必要であるとともに、その地位は政治勢力の影響又は干渉から保護されて、政治の動向のいかんにかかわらず、常に安定したものでなければならないことから、政治的行為が制限されている。特に教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、地方公務員であっても地域による限定のない国家公務員法の規定が適用されるなど、一般公務員よりも強い制限が課せられている。公務員の身分を有する限り、勤務時間内外を問わず政治的行為の制限が適用される。 ※(地公法第36条) ※(教特法第18条) ※(国家公務員法第102条、人事院規則14-7 (政治的行為)) ※(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法) ※(公職選挙法、政治資金規正法)
争議行為等の 禁止	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。 ※(地公法第37条)
営利企業等の 従事制限	職員が営利性のある事業に従事したり、報酬を伴う仕事を行ったりすることは、公務員としての職務の公正な執行を妨げるおそれがあり、また、職務に対する集中力が欠けるなどのおそれがあることから、勤務時間の内外を問わず原則として禁止されている。ただし、任命権者（県費負担教職員については市町村教育委員会）が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断した場合のみ例外が認められる。 ※(地公法第38条)
教育に関する 兼職・兼業	教育公務員の場合、教育という職の専門性及び教育に関する他の職に就くことも研修の一助になるということから、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（県費負担教職員については市町村教育委員会）において認められる場合には、給与を受け、又は受けずに、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。 ※(教特法第17条)
服務監督権者	県立学校の教職員の服務を監督するのは、任命権者である県教育委員会である。県費負担教職員の場合、任命権者は県教育委員会であるが（政令指定都市立の学校の教職員を除く）、服務を監督するのは、市町村教育委員会である。また、学校教育法第37条第4項では、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定され、教職員の職務上の直接監督者は、校長である。 なお、県教育委員会は、市町村教育委員会が行う県費負担教職員の服務の監督等について、技術的な基準を設けることができる。 ※(地教行法第43条)

3 研修

研修の義務

一般に地方公務員である職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされている。一方、教育職員については特に、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないとされ、職務遂行上研修が不可欠のものとされている。

なお、教育職員の研究と修養（研修）は、形式的に次の三つに分けられる。

- (1) 勤務時間外に自主的に行う研修
- (2) 職務命令による研修 …………… 初任者研修など
- (3) 職務専念義務を免除されて行う研修 …… 承認研修など

※(教育基本法第9条)

※(地公法第39条)

※(教特法第21条、第22条、第23条、第24条)

※(地教行法第45条)

初任者研修

任命権者は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師に対して、臨時的に任用された者などを除き、その採用の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を実施しなければならないこととされている。本県では、3年間にわたって初任者研修を実施する（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭を除く）。

実施に当たり、1年目については教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行う指導教員を、初任者の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、又は講師のうちから命じるとされている。

※(教特法第23条)

※(教特法施行令第3条)

※(地教行法第47条の3)

4 勤務時間等

勤務時間

勤務時間とは、一般的に「職員が上司の監督の下にその職務に従事することを拘束される時間」をいう。一般職の地方公務員の勤務時間は、条例（県費負担教職員については、県の条例）で定められることとされている。

学校の勤務時間の割振りは、一般的に各学校の実情に応じて校長が割り振ることとされていることが多い。

- (1) 勤務時間

休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分

- (2) 休憩時間

1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分

※(労基法第32条)

※(地公法第24条第5項)

※(地教行法第42条)

※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条、第4条、第6条)

週 休 日	「週休日」とは、労働基準法第35条の規定により労働者に対して与えなければならないとされている休日として、勤務時間を割り振らない日であり、原則として、日曜日及び土曜日とされている。 ※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条)
休 日	「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日で、勤務時間が割り振られている日であるが、特に勤務を命ぜられない限り、勤務することを要しない日である。 ※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条)
休業日と勤務	公立学校の休業日は、通常、次のとおりである。 (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 夏季、冬季、学年始、学年末休業日等 夏季休業日等であっても週休日である日曜日及び土曜日以外の日は、勤務時間が割り振られている日である。 ※(学校教育法施行令第29条) ※(学教則第61条) ※(宮城県の休日を定める条例第1条) ※(県立学校の管理に関する規則第5条) ※(市(町村)立学校の管理に関する規則)
臨 時 休 業	学校においては、次の場合には、臨時に授業を行わないことができる。 (1) 非常変災その他急迫の事情があるとき (2) 感染症の予防上必要があるとき ※(学教則第63条) ※(学校保健安全法第20条) ※(県立学校の管理に関する規則第6条) ※(市(町村)立学校の管理に関する規則)
時 間 外 勤 務 命 令	教育職員については、原則として、正規の勤務時間を超える勤務及び休日等における正規の勤務時間中の勤務を命ずることはできない。 教育職員に対し時間外勤務を命ずることができるのは、次の四つの業務のいずれかに従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られている。 (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務 実習とは、校外の工場、施設、船舶、病院を利用した実習及び農業、水産に関する臨時の実習をいう。 (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務 学校の行事とは、儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事及び勤労生産・奉仕的行事をいう。 (3) 職員会議に関する業務 職員会議とは、設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。 (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務 非常災害等やむを得ない場合に必要業務とは、非常災害の場合に必要な業務のほか、児童生徒の負傷疾病等人命に関わる場合に必要業務及び児童生徒の非行に

	伴う緊急の措置を必要とする業務をいう。 ※(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条) ※(公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令) ※(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第5条)
宿日直勤務	休日及び正規の勤務時間以外の時間における宿日直勤務については、現在、県内のほとんどの学校では、通常、免除されているが、学校の管理運営上特に必要があると校長が認める場合は、学校の施設設備の保全、防犯等のため宿日直勤務に従事しなければならない。 ※(県立学校の管理に関する規則第30条) ※(市(町村)立学校の管理に関する規則) ※(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第5条第3項) ※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項) ※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条)
出張	出張とは、校長の職務上の命令(職務命令)によって、職員が公務のために一時その勤務場所を離れて旅行し、職務を遂行することをいい、出張後は復命する義務がある。 また、出張した職員に対しては旅費が支給されることとされているため、旅費の予算の範囲内で行わなければならない。 なお、出張する場合の用務には主に次のようなものがある。 (1) 電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合の学校管理運営上必要な事務連絡 (2) 職務に密接に関連し、学校運営上必要な研修会、講習会の受講 (3) 学校の教育計画に基づく児童生徒の引率 ※(地方自治法第204条) ※(市町村立学校職員給与負担法第1条) ※(職員等の旅費に関する条例) ※(県立学校の管理に関する規則第29条) ※(市(町村)立学校の管理に関する規則)
休暇	休暇とは、職員が一定の事由がある場合に、条例及び規則の規定により、一定の期間、職務以外の事柄に勤務時間を利用することが認められ、勤務時間が割り振られた正規の勤務時間中の職務専念義務が免除される制度をいい、有給の休暇と無給の休暇がある。
有給休暇	休暇期間中の給与が保障される休暇をいい、103～105ページの表の有給休暇が制度化されている。 ※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条～第14条) ※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条～第20条)

種 類	要 件	期 間
年次有給休暇	届出があった場合	1 暦年に20日以内（4月1日付新規採用者の場合は別表第1の区分により15日）。20日を限度に翌年に繰り越すことができる。
病 気 休 暇	1 学校職員が公務上又は通勤による負傷又は疾病により療養を要する場合 2 学校職員が結核性疾患により療養を要する場合 3 上記1及び2の場合以外の負傷又は疾病により療養を要する場合	必要と認められる期間 1年以内で必要と認められる期間 引き続き90日以内（別表第2に掲げる疾病の場合、引き続き90日以内での延長可）で必要と認められる期間
特 別 休 暇	学校職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合 学校職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 学校職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をするとき 学校職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	必要と認められる期間 必要と認められる期間 必要と認められる期間 1 暦年 5 日以内で必要と認められる期間
	学校職員が結婚する場合 結婚の日の5日前から当該結婚の後6月を経過する日までの期間内に取得するもの。ただし、業務の都合等やむを得ない理由により、この期間内に取得できないと任命権者等が認める場合は、当該結婚の後1年を経過する日までの期間内に取得することができる。	連続する7日以内で必要と認められる期間
	妊娠中の女子学校職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合	10日以内で必要と認められる期間
	妊娠中の女子学校職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日1時間又は1日2回各30分
	妊娠中又は出産後1年以内の女子学校職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	妊娠中の女子学校職員が、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合	必要と認められる期間
	女子学校職員が妊娠12週未満で流産した場合	10日以内で必要と認められる期間

種 類	要 件	期 間
特 別	女子学校職員が8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産を予定している場合	出産の日までの申し出た期間
	女子学校職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	女子学校職員が生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して1日90分以内
	男子学校職員が生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合（その妻（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が就労していない場合で、負傷、疾病、心身の障害等の状態にあり、当該子の養育に当たることが困難なとき、又はその妻が介護、就労等のため、男子学校職員の勤務する時間帯において当該子の養育を現実に行うことができないとき。）	1日2回それぞれ1時間以内又は30分でその妻が取得する時間と合計して1日90分以内
	女子学校職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合（生理日前にあつても勤務することが著しく困難な場合は可）	2日以内
	学校職員が妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	学校職員の妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内で必要と認められる期間
	学校職員の妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以降1年を経過する日までの期間にある場合において、学校職員が当該出産に係る子若しくは孫又は小学校の就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）若しくは孫の世話をするため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日以内で必要と認められる期間
	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する学校職員が、その子に健康診断又は予防接種を受けさせる場合（小学校就学の始期に達した子については、予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合に限る。）で、その子の介助のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認められる期間
	学校職員が、負傷し又は疾病にかかったその配偶者又は二親等内の血族若しくは姻族（養育する中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）の看護を行う場合で、当該学校職員以外に看護を行う者がいないため勤務しないことが相当であると認められるとき	1暦年5日以内で必要と認められる期間
	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する学校職員が、負傷し又は疾病にかかったその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上ある場合は10日）以内で必要と認められる期間
休 暇	義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する学校職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年2日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が2人以上ある場合は3日）以内で必要と認められる期間
	学校職員が次に掲げる要介護者の介護等をする場合 イ 要介護者の介護 ロ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話	1暦年5日（要介護者が2人以上ある場合は10日）以内で必要と認められる期間

種類	要 件	期 間
特 別 休 暇	学校職員の親族（別表第3の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合	別表第3の親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
	学校職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内
	学校職員が夏季において盆等の諸行事を行い、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合	一の年の7月から9月までの期間において5日以内で必要と認められる期間
	各年度中に満40歳及び満50歳に達する学校職員が心身の活力を高め、職務への意欲の喚起を図る場合	満40歳又は満50歳に達する日の属する年度における連続する3日間以内で必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害、交通機関等の事故、法令の規定に基づく交通遮断又は隔離その他の不可効力の原因により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	職員が不妊治療等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年6日以内で必要と認められる期間（体外受精・顕微授精は1暦年10日以内）
	学校職員が学校教育法第54条の規定に基づく高等学校の通信教育生徒又は同法第84条の規定に基づく大学の通信教育学生となり、定められた面接授業に出席する場合	必要と認められる期間
	学校職員が国又は県が行う職務の遂行に必要な資格試験又は昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間
	学校職員が国、県その他の公共的団体から表彰を受けるため、表彰式に出席する場合	必要と認められる期間
	学校職員が国際的な運動競技会又は国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会に、選手又は役員として参加する場合	必要と認められる期間
休 暇	学校職員が職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間
	以上に掲げるもののほか任命権者（県教育委員会）が特に必要と認め、人事委員会の承認を得た場合	承認を得た期間

別表第1（年次有給休暇関係）

採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日数	20日	19日	17日	15日	14日	12日	10日	9日	7日	5日	4日	2日

別表第2（病欠休暇関係）

1 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病 2 精神又は神経に係る疾病 3 妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胎状奇胎、後期妊娠中毒症 4 以上に掲げるもののほか、治療困難な疾病で人事委員会が特に必要と認めるもの
--

別表第3（特別休暇関係）

親 族	日 数	
	血 族	姻 族
配 偶 者	10日	
父 母	7日	5日（学校職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子	7日	1日（学校職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
祖 父 母	3日（学校職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）	1日（学校職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
孫	1日	
兄弟姉妹	3日	1日（学校職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじおば	1日（学校職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）	1日

無 給 休 暇 休暇期間中の勤務をしない勤務時間について給与が減額される休暇をいい、下表の無給休暇が制度化されている。

※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条、第15条の2)

※(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第21条、第21条の2、第21条の3)

種 類	要 件	期 間
介 護 休 暇	学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母又は当該学校職員の祖父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内で必要と認められる期間
介 護 時 間	学校職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

育 児 休 業 等 職員（非常勤職員及び臨時的に任用される職員等を除く。）は、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、任命権者の承認を受けて、育児休業をすることができる。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、複数ある勤務形態から選択し、育児に係る短時間勤務をすることができる。

任命権者等（県費負担教職員については市町村の教育委員会）が公務の運営に支障がないと認める場合は、その承認を受けて、職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業をすることができる。

育児休業をしている期間については、給与が支給されず、短時間勤務、部分休業の場合は、給与が減額される。

※一定の要件を満たす非常勤職員は育児休業ができる場合があるので、関係規定を確認すること。

※(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条、第4条第2項、第10条、第19条)

※(職員の育児休業等に関する条例)

5 給与

職員の給与	職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
	⇒ 職務給の原則 ※(地公法第24条第1項) 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
	⇒ 均衡の原則 ※(地公法第24条第2項) 職員の給与は、条例で定めるものとし、条例に基づかない限り支給することができない。
	※(地公法第24条第5項、第25条第1項) 県費負担教職員（市（指定都市を除く）町村立小中学校等の職員）の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都道府県の条例で定める。 ※(地教行法第42条) ※(職員の給与に関する条例) ※(市町村立学校職員給与負担法)
給料	給料は、正規の勤務時間の勤務に対する報酬であり、諸手当を含む。 ※(職員の給与に関する条例第3条第1項)
調整額	(1) 教育職給料表(一) 県立高校、特別支援学校 (2) 教育職給料表(二) 小学校、中学校、又は義務教育学校 義務教育諸学校の教育職員については特例を定める。 (1) 教職調整額 義務教育諸学校等の教育職員に対し、給料月額100分の4相当額を支給 ※(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条) (2) 給料の調整額 特別支援学校及び小・中学校等の特別支援教育担当者等に対して支給 ※(人事委員会規則7-16)
諸手当	

手 当 名	給与条例	人事委員会規則	手 当 名	給与条例	人事委員会規則		
管 理 職	第 9 条	7 － 18	義務教育等教員特別	第21条の 2	7 － 78		
扶 養	第10～11条	7 － 99	へ き 地	第21条の 4	7 － 39		
地 域	第11条の 2	7 － 53	特 殊 勤 務	第12条		7 － 2	
住 居	第11条の 6	7 － 61		兼 務 教 育 職 員	特 勤 手 当 条 例		第21条
通 勤	第11条の 7	7 － 38		多 学 年 学 級 担 当			第24条
単 身 赴 任	第11条の 8	7 －106		教 員 特 殊 業 務			第26条
特 地 勤 務	第12条の 2	7 － 62		教 育 業 務 連 絡 指 導			第27条
宿 日 直	第18条	7 － 17	※このほかに県立学校関係に次のようなものがある ・ 産業教育手当 ・ 定時制通信教育手当 等				
期 末 ・ 勤 勉	第19～20条	7 － 14・15					
寒 冷 地	第21条	7 － 1					

6 事故と責任

責任の種類	教職員が体罰等の事故を起こしたり、交通事故を起こしたりした場合などには、その事故の態様や過失の程度等により責任を問われることがある。 責任には、犯罪としての刑事責任、損害賠償としての民事責任、懲戒処分等の行政責任がある。 ※(刑法)(民法)(国家賠償法)(地公法)
民事責任の要件	通常、民事責任の要件としては、①責任能力、②故意過失、③違法性、④損害発生、⑤相当因果関係が考えられる。 この中で、特に、②の過失は、危険が予見される場合の回避のための注意義務のことであり、日常的な教育活動一つ一つに深く関わっている。
民事責任と賠償	民事責任については、公立学校の教職員の教育活動の場合、通常は、公権力の行使に当たることから、当該教職員の所属する学校の設置者(使用者)である地方公共団体(県又は市町村)がその賠償に係る責任を有するが、教職員に故意又は重過失がある場合は、支払った賠償金について当該地方公共団体から求償されることがある。 ※(国家賠償法第1条)

7 分限と懲戒

教員の身分保障	公務員は、全体の奉仕者として、全力を挙げて職務の遂行に当たらなければならない。それには前提として、公務員の身分が保障され、安定していることが必要である。このため、公立学校の教職員も地方公務員として、何らの理由もなく、重大な身分上の不利益を被ることのないよう、法律で身分保障がなされている。 「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない」 ※(地公法第27条)
分限処分	分限とは、公務員の身分保障を前提とした職員の身分上の変動(身分保障の及び得る限界)という意味である。 したがって、分限処分とは、「職員が一定の事由(心身の故障等)によって、その職責を十分に果たすことができない場合に限って、本人の意に反して、不利益な身分上の変動を伴う処分を行う」ことをいう。 免 職 、 休 職 、 降 任 、 降 給 ※(地公法第28条) ※(地教行法第47条の2) ※(職員の分限に関する条例) ※(県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例) ※(職員の給与に関する条例第23条) ※(県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則) ※(休職者の給与 人事委員会規則7-46)

※ 失 職

- ・職員は、地公法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当したときは、条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失う。 ※(地公法第28条第4項)
- ・免許状を有することは、教育職員（主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師）の資格要件であるから、免許状が失効したり（免許法第10条）、臨時免許状の有効期間が満了したりした場合には、当然失職する。

懲 戒 処 分

懲戒処分とは、職員に課せられた服務義務に職員が違反した場合、任命権者が、公務員関係の法と秩序を維持するために、職員の道義的責任を追及して科する制裁として行われる処分である。

なお、服務義務には、職務上の行為に限らず、私生活上の行為も含まれる。

免 職 、 停 職 、 減 給 、 戒 告

※(地公法第29条)

※(職員の懲戒に関する条例)

※(県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例)

※ 措 置

- ・措置（訓告、嚴重注意等）は、服務監督権者が職員の職務遂行に注意を喚起し、その改善向上に資するために行われるものであり、懲戒処分とは異なる。

宮城県教育委員会においては、厳正な懲戒処分の実施と教職員による非違行為の未然防止の二つを目的として、平成24年4月に「教職員に対する懲戒処分原案の基準」を制定し、本県教育委員会で行う懲戒処分について当該基準を適用している（「教職員に対する懲戒処分原案の基準の概要」参照）。

なお、免職処分及び飲酒運転に係る懲戒処分等の場合は、原則として、氏名・所属等も公表される。

児 童 生 徒 性暴力防止等

児童生徒との関係におけるセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼が毀損され、学校教育の信用を傷付けるものである。

令和4年4月1日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、教職員がこのような行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするなどの厳正な処分がなされるとともに、懲戒免職の処分を受けて、免許状は失効する。

※(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第4条)

※(免許法第10条)

宮城県教育委員会が行っている児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止対策の例

- ① 非常時、緊急時等のやむを得ない場合で管理職の了解を得た場合を除き、児童生徒の携帯電話番号や電子メールアドレスの取得及び私的な連絡は禁止。
- ② 児童生徒と2人きりの密室状態にならない。
- ③ やむを得ない理由で管理職や保護者の了解を得た場合を除き、児童生徒を自家用車に同乗させることは禁止。
- ④ 在学中の児童生徒との恋愛関係はあり得ないこと。

※教職員による児童生徒への電子メール等の適正な取扱いについて(平成27年5月26日教第52号教育長通知)

服 務 規 律 と 信 頼 の 確 保

学校教育は、児童生徒、保護者、そして社会の学校や教職員に対する信頼に支えられて初めて有効に機能しうるものである。このため、教員は、勤務の内外を問わず、公務員として、更には教育職員として課せられた服務義務を遵守し、信頼の確保に努める必要がある。

しかし、残念ながら依然として飲酒運転やセクシュアル・ハラスメント、児童生徒に対する体罰などの学校や教職員に対する信用を失墜させる事例があとを絶たない。一人一人の行動が宮城県の教育全体に対する信頼を積み重ねていくことになるという意識を持ち、自らの行動をしっかりと律することが重要である。

(参考) 教職員に対する懲戒処分原案の基準(令和6年4月1日改正)の概要

非違行為の内容	免職	停職	減給	戒告	備考
1 一般勤務関係					
(1)欠勤					
イ 10日以内の無断欠勤			●	●	
ロ 11日以上20日以内の無断欠勤		●	●		
ハ 21日以上以上の無断欠勤	●	●			
(2)遅刻・早退				●	
(3)休暇の虚偽請求			●	●	
(4)勤務態度不良			●	●	
(5)職場内秩序びん乱					
イ 他の職員に対する暴行による場合		●	●		
ロ 他の職員に対する暴言による場合			●	●	
(6)虚偽報告等			●	●	
(7)秘密の漏えい等					
イ 故意により職務上の秘密を漏らし、公務運営に支障を生じさせた場合	●	●			
ロ 重過失により職務上の秘密を紛失し又は盗難に遭って、公務運営に支障を生じさせた場合			●	●	
(8)個人情報の漏えい等					
イ 故意により業務に係る重要な個人情報を漏らし、公務運営に支障を生じさせた場合		●	●		
ロ 重過失により業務に係る重要な個人情報を紛失し又は盗難に遭って、公務運営に支障を生じさせた場合			●	●	
(9)個人の秘密情報の目的外収集			●	●	
(10)政治的行為の制限違反					
イ 地公法36条第1項若しくは第2項又は教特法第18条第1項に違反する場合(直接運動)			●	●	
ロ 地公法36条第3項又は教特法第18条第1項に違反する場合(あおり・そそのかし等)		●	●		
(11)違法な職員団体活動					
イ 地公法37条第1項前段に違反する場合(直接参加)			●	●	
ロ 地公法37条第1項後段に違反する場合(あおり・そそのかし等)	●	●			
(12)営利企業等の従事許可を得る手続きの怠等			●	●	
(13)不適正な事務処理等			●	●	
(14)収賄等					
イ 職務行為の対価として供応接待等を受け、又はその要求等をした場合	●	●			
ロ 利害関係者からの金銭等贈与、無償役務提供を受けた場合		●	●		
ハ 利害関係者からの供応接待を受け、又は利害関係者の負担で食事等をした場合			●	●	
2 公金・公物の取扱等					
(1)横領・窃盗・詐取	●				
(2)紛失・盗難				●	
(3)損壊			●	●	
(4)失火・爆発				●	
(5)給与等の違法支払・不適正受給		●	●	●	
(6)公金等処理不適正			●	●	
(7)コンピュータの不適正利用			●	●	
3 公務外非行関係					
(1)放火・殺人	●				
(2)傷害		●	●		
(3)暴行・けんか			●	●	
(4)器物損壊			●	●	
(5)窃盗・強盗					
イ 窃盗	●	●			
ロ 強盗	●				
(6)詐欺・恐喝	●	●			
(7)横領					
イ 横領	●	●			
ロ 占有離脱物横領			●	●	
(8)賭博					
イ 賭博			●	●	
ロ 常習賭博		●			
(9)麻薬等の所持・使用	●				
(10)酩酊による粗野な言動等			●	●	
4 飲酒運転・交通事故等					
(1)飲酒運転・飲酒運転ほう助					
イ 飲酒運転	●				特に酌量すべき事情があれば、停職とすることができる。
ロ 飲酒運転のほう助	●	●	●		減給5月以上
(2)飲酒運転以外の重大な交通事故	●	●	●	●	
(3)その他の交通法規違反		●	●	●	
5 セクシュアル・ハラスメント等					
(1)悪質なセクシュアル・ハラスメント等					
イ 悪質なセクシュアル・ハラスメント等を行った場合	●	●			
ロ 被害者が児童生徒であるとき	●				
(2)セクシュアル・ハラスメント					
イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合			●	●	
ロ 被害者が児童生徒であるとき		●	●	●	
(3)パワー・ハラスメント	●	●	●	●	
6 体罰等					
(1)死亡等	●	●			
(2)傷害					
イ 重傷を負わせた場合		●	●		
ロ 態様が特に悪質である場合	●	●			
(3)不適切言動					
イ 重大な精神的苦痛を与えた場合			●	●	
ロ 態様が特に悪質である場合		●	●		
(4)その他(繰り返し体罰を行った場合)			●	●	
7 管理監督責任					
(1)指導監督等不適正			●	●	
(2)隠蔽・黙認等		●	●		

※ 飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。

※ 自動車等とは、自動車及び原動機付き自転車をいう。

※ 悪質なセクシュアル・ハラスメント等とは、わいせつ行為(刑法、軽犯罪法、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、青少年健全育成条例等に触れるおそれのある行為をいい、刑事事件として有罪になることは必要でないものとする)や不必要な身体的接触を伴ったセクシュアル・ハラスメント等をいう。

※ セクシュアル・ハラスメントとは、相手方を不快にさせる性的な言動をいう。

※ パワー・ハラスメントとは、職務上の権限、地位、知識、技能、人間関係等における優位な立場を背景に、職務遂行上適正な範囲を逸脱して、継続的に職員又は職務上にかかわる者の人格・尊厳を著しく傷つけ、若しくは勤務環境を害することにより、職員又は職務上にかかわる者に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれるが、児童生徒を対象としたものは除く。

8 情報公開

行政文書	職員が職務上作成・取得した文書等（電子データを含む。）であって、組織的に用いるものとして保有しているものは、原則としてすべて行政文書に該当する。 教育計画、指導要録、健康診断票などの学校表簿や職員会議録などのほか、内部での決裁文書、電話箋・面談箋なども行政文書である。 ※(情報公開条例第2条第2項)
情報公開制度	本県においては、平成2年10月1日から情報公開制度が実施され、何人にも開示請求権を認めている。実施機関^(注)は、開示請求に対して、以下の不開示情報を除いて行政文書開示する義務を負う。 ※(情報公開条例第8条) (注)：「実施機関」とは、地方自治法などの規定により独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいう。情報公開条例上の実施機関は以下のとおり。 知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、 県が設立した地方独立行政法人、宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社、宮城県土地開発公社 ※(情報公開条例第2条) (1) 法令の規定によるもの (2) 個人に関する情報で特定の個人の識別が可能なもの等 ※ただし、公務員の職務上の情報は不開示とならない。例えば、決裁文書の起案者の職氏名や印影などはすべて開示となる。 (3) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で正当な利益等を損なうもの (4) 犯罪の予防又は捜査等、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの (5) 県又は国等の機関が行う衛生、営業、建築、交通等に係る規制等に関する情報で、人の生命、健康、生活、財産等の保護に支障を生ずるおそれのあるもの (6) 県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる審議、検討、調査、研究等に関する情報で、当該又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの (7) 県又は国等が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報で、事務事業の目的達成又は公正もしくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの なお、市町村立学校が保有する行政文書に対する開示請求は、各市町村の定めによる。

9 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律	個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
---------------	---

	令和5年4月1日施行の改正法により、法は地方公共団体にも適用され、全国的に国の規律に統一された。
個人情報	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいう。例えば、児童生徒の氏名、生年月日、住所、成績、卒業・在学名、心身の状況、家庭状況、クラブ活動、趣味等は、全て個人情報に当たる。 ※(法第2条第1項)
個人情報の利用及び提供の制限	行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 ただし、以下のいずれかに該当するときは可能となる。 (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。 ※(法第69条第1項及び第2項)
自己情報の開示請求権	※「行政機関等」には、議会を除く地方公共団体の機関が含まれる(法第2条第11項) 何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。個人情報開示請求に対して、行政機関の長等は開示の義務を負うが、例外として次のものが不開示となっている。 (1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 第三者の個人情報（ただし、公務員の職務遂行に係る情報等を除く。） (3) 法人等の事業に関する情報 (4) 外交に関する情報 (5) 犯罪の予防等に関する情報 (6) 審議、検討又は協議に関する情報 (7) 事務又は事業の執行に支障を及ぼすおそれがある情報 ※(法第76条～78条)
口頭による開示	入学選抜試験の結果など、一部の個人情報について、請求者の負担軽減のため口頭による開示を行うことができる。
罰則	行政機関等の職員による個人情報の不正提供等に対しては、罰則規定が設けられている。 ※(法第176条～185条)

Ⅵ そ の 他

宮城県教育委員会刊行図書等一覧

◇ 教育企画室関係

資 料 名	発行年
第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）	R6.3
第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）コンセプトブック	R6.11
第3期みやぎの教育情報化推進計画	R4～

◇ 義務教育課関係

資 料 名	発行年
1人1台時代の「メディアとのつきあい方」ガイドブック（小・中学校指導資料）	R6.2
宮城県版保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて（資料編）	R5.3
自主学习英語問題 Miyagi English Library（ホームページ）	R5.3
宮城県版保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて	R4.3
第7回 小・中学生いじめ防止動画コンクール作品集（DVD）	R3.12
「不登校児童生徒への支援の在り方について」リーフレット	R3.8
「教育機会確保法」リーフレット	R3.8
「みやぎ子どもの心のケアハウス」リーフレット	R3.7
宮城県幼児教育センター（ダイジェスト版）	R3.4
宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり	R3.3
宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり（ダイジェスト版）	R3.3
親子で頑張ろう！「ルルブル」のすすめ（3歳～小3）	R3.3
最新の研究による「ルルブル」のすすめ（小4～小6）	R3.3
明日のキミはキミがつくる！（中学生）	R3.3
第2期宮城県教育振興基本計画第2次アクションプラン	R3.3
スマホ・携帯などの使用について考える・話し合うリーフレット（児童版 他）	R3.3
みんなでルルブル！ ルルブル・ロックンロール♪（DVD）	R2.12
「令和の時代の『ICT活用』」リーフレット	R2.11
「不登校の要因や背景を的確に把握するために」リーフレット	R2.9
むすびはなまる1ねんせい（You Tube）（DVD）	R2.6
小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き	R2.3
夢をはぐくみ 志に高める 「みやぎの志教育」リーフレット	R2.2
宮城県版保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて	H31.3
「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために」リーフレット	H31.2
「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」教師用指導資料―道徳実践事例集―	H31.1
「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」	H30.3
「ぎゅっと！子育てみやぎ 楽しい小学校生活に向けて」	H30.1
学力向上に向けた5つの提言 ―理解 継続 自校化―	H29.10
「特別の教科道徳」の全面実施に向けてリーフレット	H29.9
「いじめ対応の手引」～子供たちが行きたくなる安心・安全な学校にするために～	H29.3
「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」紹介リーフレット	H29.2
充実した中学校生活に向けて ―子どもとの関わり方に困ったときのために―	H28.3
「みやぎの先人集『未来への架け橋』」授業実践事例紹介リーフレット	H28.3
全ての教室で取り組む学力定着 算数・数学ステップ・アップ5	H27.7

資 料 名	発行年
「みやぎの先人集『未来への架け橋』」教師用指導資料	H27. 3
「みやぎの先人集『未来への架け橋』」教師用指導資料(DVD)	H27. 3
学力向上優良取組事例リーフレット	H27. 3
「みやぎの先人集『未来への架け橋』」	H25. 3
計算指導の手引き	H25. 1
いじめを生まない学校づくりのために	H25. 1
みやぎの心のケアの取組	H24. 12
問題行動等に係る出席停止に関するマニュアル	H24. 11
いじめを許さない学校づくりのために	H24. 9
小学校におけるスクールカウンセラー活用の手引き	H24. 8

◇ 高校教育課関係

資 料 名	発行年
令和6年度 公立高等学校みやぎ学力状況調査分析結果報告書	毎年
学習指導案様式例 (総探、国語、地歴、公民、数学、理科、体育・保健、音楽・美術・書道、外国語、家庭、情報、農業、工業、商業、水産) (ホームページ)	R6. 8
みやぎの英語教育推進計画 (ホームページ)	R6. 3
入院している高校生に対する学習支援 (リーフレット)	R6. 3
チーム学校による生徒指導マニュアル～高等学校生徒指導案件の基本的な進め方～	R6. 3
いじめ事案(重大事態が疑われる事案)への対応マニュアル(令和5年4月改訂)	R5. 4
第3期県立高校将来構想第2次実施計画	R5. 3
今後の産業教育の在り方について(答申提言)	R4. 5
高等学校生徒指導要録作成の手引	R4. 3
高等学校学習指導資料「学習評価の事例集」各教科編(ホームページ)	R4. 1
第3期県立高校将来構想第1次実施計画	R2. 7
高等学校スクールカウンセラー(SC)活用の手引き[第4版]	R2. 4
教育課程編成の手引き 各教科編(ホームページ) ※平成30年告示学習指導要領対応	R1. 6
教育課程編成の手引き 総則、総合的な探究の時間、特別活動編(ホームページ) ※平成30年告示学習指導要領対応	R31. 6
第3期県立高校将来構想	R31. 2
スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事例集	H30. 4
研究指導向上型『知る術』指導マニュアル(ホームページ)	H30. 3
生徒への懲戒ガイドライン	H25. 2

◇ 特別支援教育課関係

資 料 名	年度
就学相談のガイド よりよい就学のために(リーフレット)	毎年
宮城の特別支援教育(リーフレット)	毎年
第2期宮城県特別支援教育将来構想	R6
就学支援の手引き～障害のある子どもの就学に携わる人のために～(令和6年4月改訂)(ホームページ)	R6
共に学ぶ教育推進モデル事業第Ⅲ期成果報告書	R5
～共に学ぶ教育の推進 インクルーシブ教育システム構築に向けて～	
特別支援教育の充実を目指して 学校全体で特別支援教育に取り組むための小・中学校全ての教職員用パンフレット(ホームページ)	R3
就学前からつくる個別の教育支援計画 “つなげるための作り方と使い方”	R2
共に学ぶ教育推進モデル事業 第Ⅱ期 成果報告書	R2

資 料 名	年度
インクルーシブ教育システム構築「共に学ぶ」教育スタートモデル（試案）（リーフレット）	H30
高等学校のための特別支援教育サポートブック	H27

◇ 保健体育安全課関係

資 料 名	年度
1 学校体育関係	
宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査報告書	毎年
学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版	R 4
「子どもの心に灯をつける」運動部活動の指導 ー体罰の根絶に向けてー	H25
柔道の安全な授業を目指して	H24
高等学校学習指導資料・保健体育 ー新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の工夫ー	H24
みやぎアドベンチャープログラム ー学校体育における授業の展開ー	H13
2 学校安全・防災関係	
学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】	R 6
学校事故防止のための研修事例集	R 5
第2次みやぎ学校安全推進計画	R 4
学校防災マニュアル見直しの手引	R 3
みやぎ学校安全基本指針【追補版】	R 3
宮城県学校防災体制在り方検討会議報告書 子供たちの命を守る新たな学校防災体制の構築に向けて	R 2
学校再開ハンドブック	H29
地震・津波防災のひみつ ～東日本大震災を忘れない～	H29
みやぎ学校安全推進計画	H29
みやぎ防災教育副読本「未来への絆」（園児、小学校、中学校、高等学校）	H26～
みやぎ学校安全基本指針	H24
みやぎ防災教育基本指針	H20
3 学校保健・給食関係	
宮城県の学校給食実施状況	R 4
食に関する指導・学校給食の手引 改訂版	R 3
宮城県児童生徒の健康実態調査結果報告書	H30
性に関する指導参考資料 ー高等学校編ー	H19
性に関する指導参考資料 ー小・中学校編ー	H17
「ごっつおうさまー地場産物を生かした学校給食献立ー」	H14

◇ 生涯学習課関係

資 料 名	年度
第五次みやぎ子ども読書活動推進計画	R 6
ひろげよう！「地域学校協働活動」（ハンドブック）（ホームページ）	R 2
宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』第3弾 ～もうすぐ親になります～他	R 2
つなげよう！「地域学校協働活動」（事例集）	H30
宮城県美術館年報・研究報告	毎年
はじめよう！「地域学校協働活動」	H29
みやぎの協働教育（リーフレット）	H28
地域・学校・行政が連携し「地域防災力を高める」（リーフレット）	H28
みやぎの協働教育に係る懇話会意見書	H27
平成26年度宮城県家庭教育支援事業報告書	H27
平成26年度宮城県協働教育 プラットホーム事業実践事例集	H26

資 料 名	年度
みやぎ教育応援団（リーフレット）	H26
平成25年度放課後子ども教室推進事業実践事例集	H26
自然の家体験事業実施報告書	H25～
宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』第2弾 ～未来の親となるあなたへ～他	H25
宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』第1弾 ～自分と向き合う～他	H24
宮城県の生涯学習	毎年
宮城県社会教育委員の会議意見書	隔年

◇ 文化財課関係

資 料 名	発行年
宮城県の文化財保護行政（文化財課）	毎年
宮城県文化財保存活用大綱（文化財課）	R 3. 3
「多賀城跡－発掘のあゆみ2020－」（多賀城跡調査研究所）	R 2. 3
「宮城県多賀城跡調査研究所－沿革史－」（多賀城跡調査研究所）	R 2. 3
東北歴史博物館年報（東北歴史博物館）	H11～
東北歴史博物館研究紀要（東北歴史博物館）	H11～
多賀城関連遺跡発掘調査報告書（多賀城跡調査研究所）	S49～
多賀城跡調査研究所年報（多賀城跡調査研究所）	S44～
宮城県文化財調査報告書（文化財課）	S28～

◇ 総合教育センター関係

カリキュラム開発支援室（愛称：Mナビステーション）での教育情報提供

- 各学校の特色あるカリキュラム開発、授業づくり、研究活動、子供理解、特別支援教育などに関する資料を収集し、情報提供しています。
- 各教科等の指導方法、学習指導案や特別支援教育などに関する課題や疑問についての相談を受け付け、教員一人一人の相談に指導主事が対応し、支援しています。

1 「教育データライブラリ」

「研究成果」「学習指導案」「文献データ（目次情報）」「指導資料・実践事例」をHPで公開しています。資料区分、フリーワード、年などで検索できます。

<https://mnavidata2.edu-c.pref.miyagi.jp/>

【研究成果】

当センター長期研修員の研究報告書、学習指導案、教材など。

【学習指導案】

県内小・中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校で実践された授業の学習指導案。

【文献データ】

文部科学省、各都道府県教育委員会、大学・教育研究機関の研究紀要・報告書等の目次情報。本文は、Mナビステーションで閲覧できます。

【指導資料・実践事例】

各教科等の指導資料、実践事例。



2 指導主事による相談対応

申込は電話又はEメールで、所属、氏名、連絡先、相談内容、希望日時を連絡してください。

電話：022-784-3548（企画推進班）

Eメール：plan-p@edu-c.pref.miyagi.jp

3 図書・雑誌等の閲覧、貸出

学校教育や特別支援教育に関する図書・雑誌等を収集し、公開しています。教員や教育関係職員には、3冊まで2週間貸出します。また、指導資料や事例報告書の閲覧ができます。

4 教科書の常設展示（宮城教科書センター）

小・中学校、高等学校、特別支援学校の教科書（文部科学省検定済）を常設展示しています。

5 刊行物

資 料 名	発行年
宮城県検証改善委員会報告書	毎年
障害のある子どもたちに寄り添う支援に向けて／東日本大震災における教育現場での事例から※	H24.2
特別支援教育／教師のためのサポートブックⅡ※	H22.2
特別支援教育／幼稚園 小・中学校 高等学校 教師のためのサポートブック※	H21.2

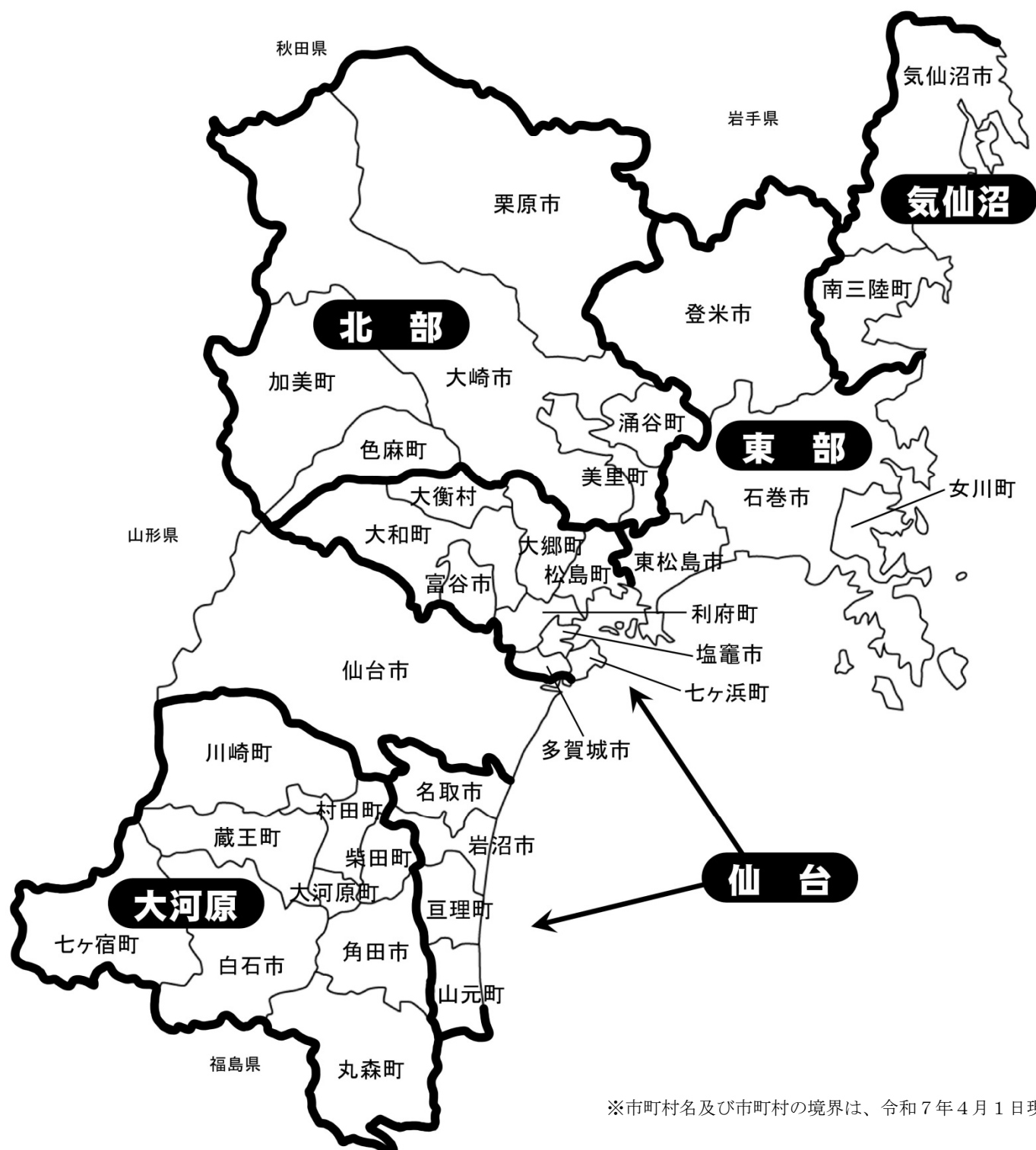
※宮城県特別支援教育センター・・・平成25年4月に宮城県教育研修センターと統合、改称されました。

＜カリキュラム開発支援室利用案内＞

- 【場 所】総合教育センター1階ラウンジ南側
【開 館 日】月～金曜日
【開館時間】10:00～16:30
【休 館 日】土・日曜日、祝日、お盆期間、年末年始。
その他、臨時休館する場合があります。



各市町村及び教育事務所 区分図



※市町村名及び市町村の境界は、令和7年4月1日現在

各教育事務所所在地一覧

大河原教育事務所	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1	TEL (0224) 53-3111 (内線 560~572) 指導班
仙台教育事務所	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	TEL (022) 275-9256 指導班
北部教育事務所	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1	TEL (0229) 87-3613 指導班
東部教育事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7	TEL (0225) 95-1411 (内線 3840~3843) 指導班
気仙沼教育事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	TEL (0226) 24-2573 教育班